

第9期 高崎市高齢者あんしんプラン

～日本一高齢者に寄り添うまちを目指して～

高崎市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

2024年度～2026年度
(令和6年度～令和8年度)

2024年4月

高崎市

高崎市

『いきいき長寿社会憲章』

わたしたち高崎市民は、高齢社会について市民全体で考え、高齢者が敬愛されるとともに、すべての市民がいきいきと暮らせる長寿社会をつくりまします。このため、市民一人ひとりの個性を尊重しながら、高齢者も若者も、ともに生き、支えあうまちづくりをめざし、この憲章を定めます。

- 1 わたしたちは、人としての思いやりの心を持ち、ともに支えあえる地域社会をつくりまします。
- 1 わたしたちは、高齢者の知識と経験を生かし、ともに学びあい、働くことのできる活力ある社会をつくりまします。
- 1 わたしたちは、住みよい環境と心豊かな家庭生活を築き、ともに安心して暮らせる社会をつくりまします。
- 1 わたしたちは、常に心身の健康づくりに努め、ともに長寿を喜びあえる社会をつくりまします。
- 1 わたしたちは、地域での交流や社会参加の場を広げ、ともに生きがいをもてる社会をつくりまします。

(1995年9月15日制定)

第9期高崎市高齢者あんしんプランの策定にあたって

『いつまでも安心して暮らせるまち 高崎』
の実現を目指して



現在、我が国では世界に類を見ないスピードで高齢化が進み、本市においても高齢化率が28%を超える超高齢社会となっております。また、国の推計によれば、高齢化率は団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には約35%に、また2070年には38%を超えると見込まれており、介護・高齢者福祉施策の充実には中長期的な視野のもと速やかに取り組むべき課題といえます。

これまで本市では、『待つ福祉から出向く福祉へ』を合言葉に地域への積極的な訪問活動を展開する「高齢者あんしんセンター」をはじめ、「高齢者等あんしん見守りシステム」や「介護SOSサービス」など、高齢者やその家族の立場に立った全国でも類を見ない独自の支援策を実施してまいりました。

また、2020年度には、高齢者等の生活の足となる「おとしよりぐるりんタクシー」の運行や、高齢者世帯等を対象に無料でごみを収集する「高齢者ごみ出しSOS」事業を、2023年度からは、重い物の移動等を支援するための「高齢者かしごとSOS」や体調不良等により買い物が困難になった高齢者世帯を支援するための「高齢者世帯買い物SOS」を新たに開始するなど、更なる支援策の充実に取り組んでいるところです。

今回策定した「第9期高崎市高齢者あんしんプラン」は、第8期計画に引き続き『いつまでも安心して暮らせるまち 高崎』を基本理念としています。その実現に向けて、地域住民をはじめボランティアや医療関係者、介護事業者など多くの皆様と連携を図りながら、スピード感を持って各種施策に取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご指導、ご審議いただきました高崎市介護保険運営協議会の関係者の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に心から厚く御礼を申し上げ、ごあいさついたします。

2024年4月

高崎市長 富岡 賢治

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	
（1）計画の背景	1
（2）計画の期間	2
第2節 計画の性格と位置づけ	
（1）法的根拠	2
（2）他の計画との整合性	3

第2章 高崎市の高齢者を取り巻く状況

第1節 高齢者の状況	
（1）高齢者人口等の推移と今後の見通し	4
（2）高齢者世帯の推移	6
（3）認知症高齢者数の推移等	8
第2節 介護保険の現状	
（1）要介護等認定者数の推移等	11
（2）主な介護保険給付費の推移	14
（3）介護サービス資源の推移	15
第3節 日常生活圏域	
（1）日常生活圏域の設定	16
（2）日常生活圏域の現況	16

第3章 高崎市独自の先進的な取り組み

第1節 全国に先駆けた高齢者福祉の取り組み	
（1）待つ福祉から出向く福祉へ	22
（2）高齢者の暮らしを支える市独自の取り組み	23
（3）3つのゼロを目指す取り組み	29
第2節 高齢者あんしんセンター	
（1）機能と役割	30
（2）市と高齢者あんしんセンター	30
（3）課題と機能強化	30
（4）高齢者あんしんセンターと担当圏域	31

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念	35
第2節 計画の基本方針	35
第3節 施策の体系	37

第5章 施策の展開

I 元気に暮らし続けるためのいきがい・健康づくりの促進

- | | | |
|-----|---------------|----|
| 1 | 健康づくり・介護予防の推進 | 39 |
| (1) | 健康づくり・健康診断の推進 | 40 |
| (2) | 介護予防の推進 | 41 |
| 2 | 社会参加の促進 | 42 |
| (1) | いきがいづくりへの支援 | 43 |
| (2) | 通いの場等への支援 | 45 |

II 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実

- | | | |
|-----|-------------------|----|
| 1 | 相談・支援体制の充実 | 47 |
| (1) | 高齢者あんしんセンターの機能強化 | 48 |
| (2) | 権利擁護等への取り組みの強化 | 50 |
| 2 | 多機関の協働による支援 | 52 |
| (1) | 連携して支えあう仕組みづくりの強化 | 53 |
| (2) | 在宅医療・介護連携の推進 | 55 |
| 3 | 在宅生活を支える支援 | 57 |
| (1) | 市独自サービスの充実 | 58 |
| (2) | 介護予防・生活支援サービスの充実 | 62 |

III 住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりの推進

- | | | |
|-----|----------------|----|
| 1 | 暮らしやすい環境の整備 | 63 |
| (1) | 住環境の整備 | 64 |
| (2) | 移動支援の充実 | 66 |
| (3) | 災害・感染症に対する体制整備 | 68 |
| 2 | 認知症施策の推進 | 69 |
| (1) | 本人や介護者への支援 | 70 |
| (2) | 社会参加支援 | 72 |

IV 持続可能な質の高い介護サービスの提供

- | | | |
|-----|-------------------|----|
| 1 | 介護サービス基盤の整備・充実 | 73 |
| (1) | 介護サービス基盤の整備 | 74 |
| (2) | 介護サービスの質の向上 | 76 |
| (3) | 介護サービス利用者や介護者への支援 | 77 |
| 2 | 持続可能なサービス提供体制の構築 | 79 |
| (1) | 介護人材の確保と定着支援 | 80 |
| (2) | 介護現場の生産性の向上 | 81 |
| 3 | 介護給付費の適正化 | 82 |
| (1) | 指導体制の強化 | 83 |
| (2) | 要介護認定・介護給付費の適正化 | 84 |

第6章 介護保険サービスの見込量及び介護保険料の設定

第1節 被保険者数の見込み及び介護保険サービスの利用状況	
（1）被保険者数の見込み	85
（2）要介護等認定者数の見込み	85
（3）介護保険サービス利用状況	86
第2節 介護保険サービスの利用量の見込み	
（1）要介護認定者	89
（2）要支援認定者・総合事業対象者	90
第3節 介護保険給付費の総額の推移と見込み	
（1）介護保険給付費の総額	91
（2）居宅サービス費	92
（3）地域密着型サービス費	93
（4）施設サービス費	93
（5）地域支援事業費	94
（6）その他の給付費	95
第4節 介護保険料の設定	
（1）介護保険料の算定と推移	96
（2）介護保険料基準額	97

■資料編

資料編1 計画の策定体制と経過	
1 計画の策定・推進体制	99
2 パブリックコメント手続の実施	102
資料編2 調査・分析	
1 介護予防・日常生活圏域二エズ調査	103
2 在宅介護実態調査	109
3 介護人材実態調査	114
4 地域包括ケア「見える化システム」を活用した高崎市の現状分析	118
資料編3 事業目標	122
資料編4 用語の解説	130

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

(1) 計画の背景

①人口減少・超高齢社会の到来

現在、我が国では、世界に類を見ないスピードで高齢化が進行し、総人口に占める65歳以上の高齢者の人口割合（高齢化率）は29%を超え、他国が経験したことのない本格的な超高齢社会に到達しています。団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年にかけて、既に減少に転じている生産年齢人口の減少がさらに加速する中、高齢者人口はピークを迎えます。また、75歳以上人口は2055年頃まで、85歳以上人口は2060年頃まで増加傾向が見込まれています。

これは本市においても例外ではなく、高齢化率は28.71%（2023年9月30日現在）となっています。

②介護保険制度のこれまでの歩み

介護保険制度は、高齢化が急速に進行する中、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で要介護者等を支え合う仕組みとして、2000年4月に創設されました。制度創設から20年以上が経過した現在、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業者数も着実に増加するなど制度は広く定着してきた一方で、介護サービス利用者の増加による介護給付費やその財源となる介護保険料の大幅な増大、生産年齢人口の減少による介護人材不足の問題など、介護保険制度そのものを持続可能なものとして維持していくことが大きな課題となっています。

このような状況の中、令和5年5月12日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。

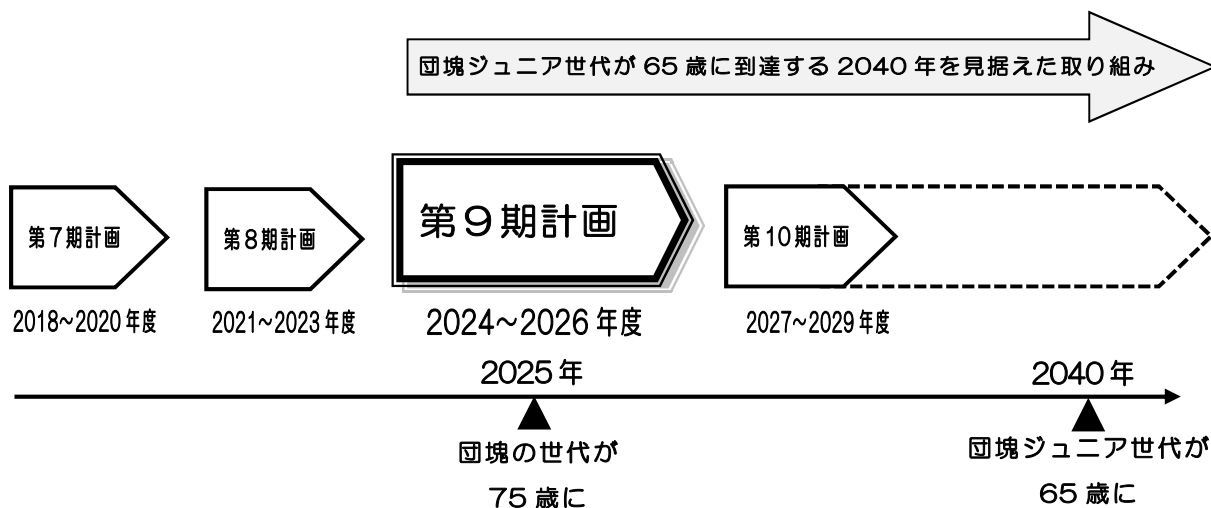
限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をより一層推進していくとともに、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

③第9期計画の方向性

本市では、超高齢化のさらなる進行と生産年齢人口の急減に直面する2040年を見据え、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検を行いつつ、PDCAサイクルの確立による中長期的な視点と目標をもち、高齢者福祉と介護保険分野において今後3年間で取り組むべき事項を定め、計画を推進していきます。

(2) 計画の期間

2024 年度から 2026 年度までの 3 年間を第 9 期計画として策定します。



第 2 節 計画の性格と位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とし、「高齢者あんしんプラン」として策定するものです。

- 老人福祉計画：老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づき、介護保険サービスの提供のほか、介護保険の対象とならない生活支援サービスの提供体制の確保等、地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般にわたる施策などを定めるもの。
- 介護保険事業計画：介護保険法第 117 条第 1 項に基づき、介護サービスの見込量や介護保険制度の円滑な実施を図るための施策などを定めるもの。

◎老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

◎介護保険法第 117 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

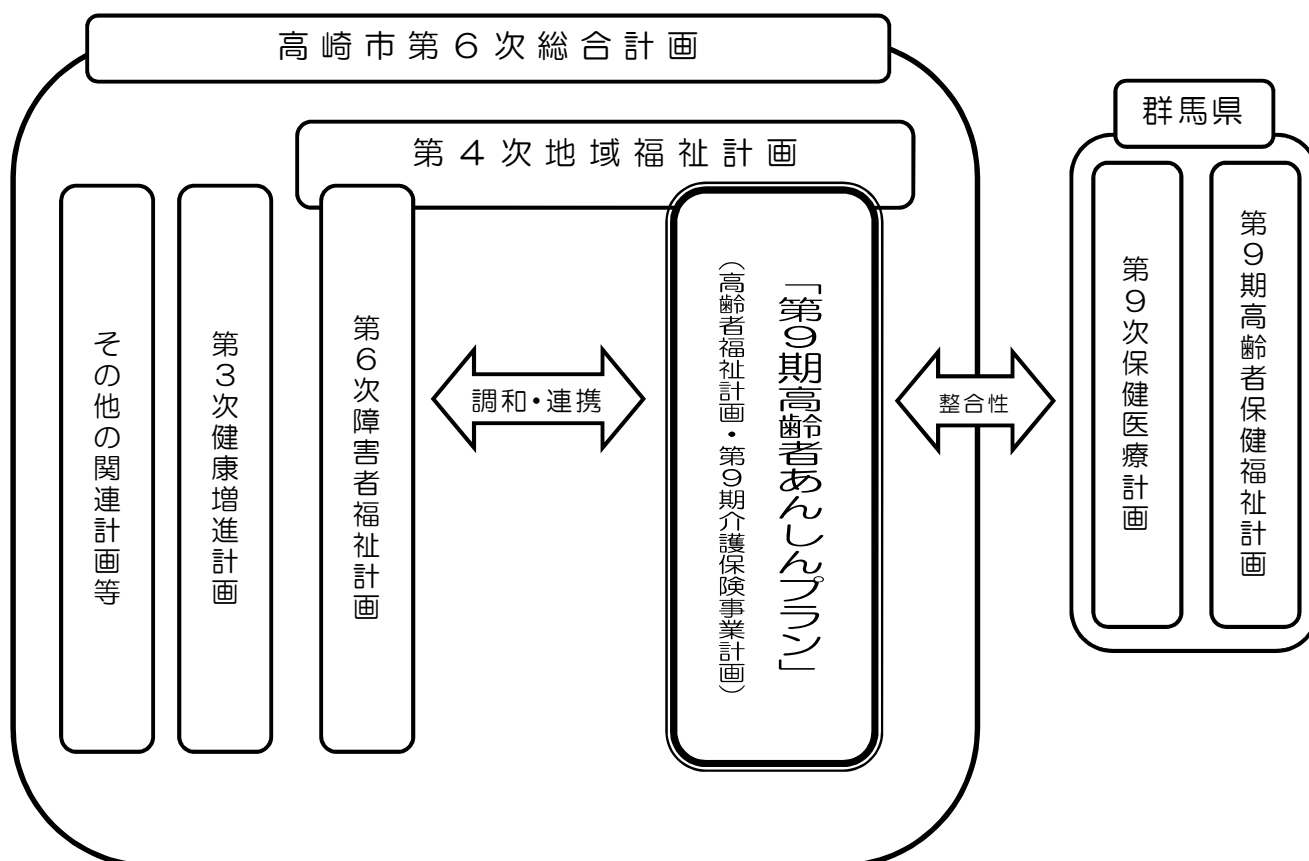
※老人福祉法では、「老人福祉計画」として表記されていますが、本市では「高齢者福祉計画」と表記しています。

第1章 計画策定にあたって

(2) 他の計画との整合性

本計画は、高崎市の「第6次総合計画」や「第4次地域福祉計画」を上位計画としつつ、「第6次障害者福祉計画」や「第3次健康増進計画」など、本市の関連する計画等と調和が保たれたものとします。

さらには、県や国の医療・住まい・雇用等に関わる計画とも整合性を図りながら計画の策定を行います。



第2章 高崎市の高齢者を取り巻く状況

第2章 高崎市の高齢者を取り巻く状況

第1節 高齢者の状況

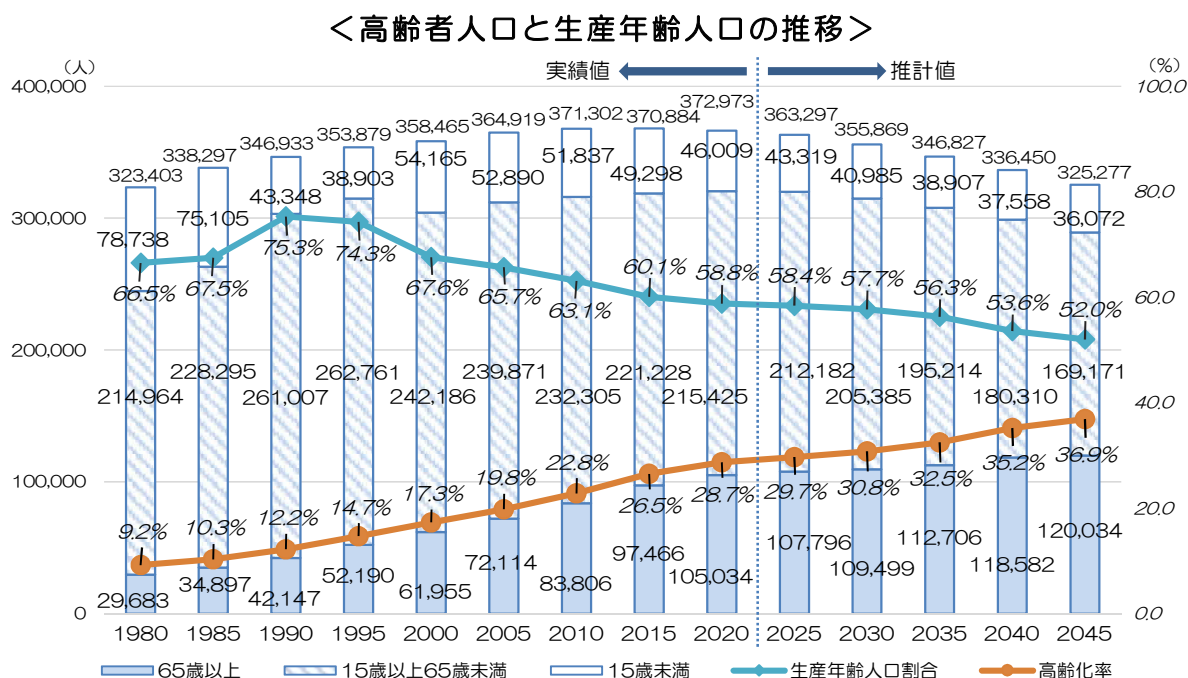
(1) 高齢者人口等の推移と今後の見通し

①総人口・生産年齢人口・高齢者人口・高齢化率の推移

国が2020年の国勢調査をもとに算出した将来推計人口によれば、2045年にかけて本市の総人口や生産年齢人口は減少する一方、高齢者人口や高齢化率は増加する見通しです。

2045年（推計値）を2020年と比較すると、本市の総人口は約4.8万人減少し325,277人に、生産年齢人口は約4.6万人減少し169,171人となる一方で、高齢者人口は約1.5万人増加し120,034人に、高齢化率は8.2%増加し36.9%になると見込まれています。また、2020年から2045年までの高齢者人口と高齢化率の伸び（約1.5万人、8.2%の増加）を、介護保険制度が創設された2000年から2020年までの伸び（約4.3万人、11.4%の増加）と比較すると、増加率は緩やかになっているものの、2045年には本市の総人口のうち約3人に1人以上が高齢者になると見込まれています。

なお、2023年9月30日現在の住民基本台帳による本市の総人口は368,196人、高齢者人口は105,696人、高齢化率は28.71%となっています。



※ 1980～2020年は、国勢調査をもとに総人口を算出しています。また、国勢調査の総人口は年齢不詳人口を含むため、総人口から年齢不詳人口を差し引いた数値をもとに各年齢層の内訳人数、生産年齢人口割合、高齢化率を算出しています。

※ 2025～2045年は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムによる将来推計をもとに、総人口、各年齢層の内訳人数、生産年齢人口割合、高齢化率を算出しています。

※ 各数値については、合併した旧町村を含めて掲載しています。

②高齢者人口の構成

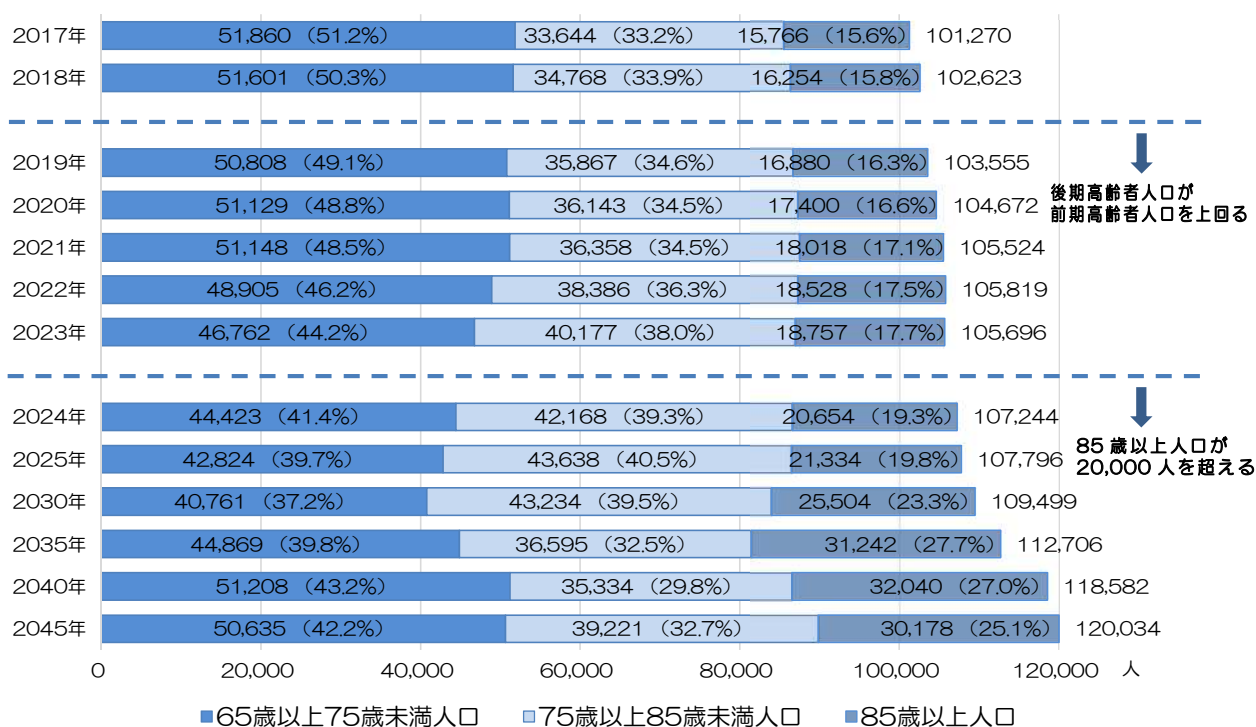
今後、全国の高齢者数は緩やかに上昇を続け、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年にかけて、高齢者数はピークを迎える見込みです。

本市における高齢者人口の構成については、2018年から2019年にかけて、「75歳以上人口（後期高齢者人口）」が、「65～74歳人口（前期高齢者人口）」を上回りました。高齢者人口は今後も増加し、2045年には120,034人となる見込みです。

また、高齢者人口に占める「75歳以上人口」の割合についても、今後も上昇が続き、2030年には62.8%まで高まる見込みです。

さらに、85歳以上人口については、2024年には20,000人を超え、2035年には31,242人となり、高齢者人口の27.7%、約4人に1人が85歳以上人口となる見込みです。

<2045年までの高齢者人口の構成>



資料：2017～2023年は、「住民基本台帳」（各年9月30日現在）

2024～2045年は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムによる将来推計人口

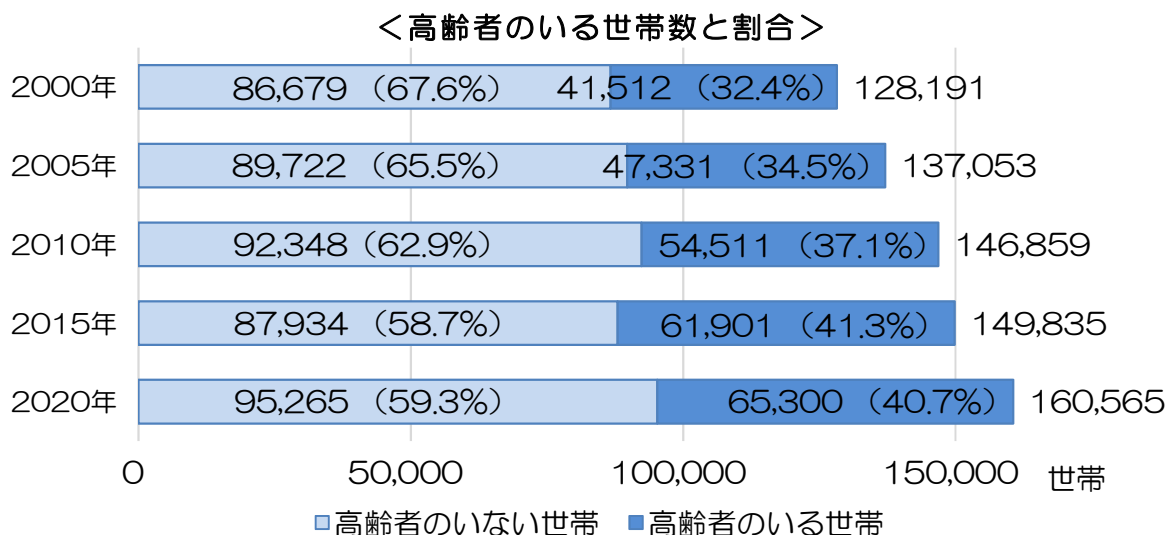
※2020年の高齢者人口については「住民基本台帳」を参照しているため、「国勢調査」の結果とは異なります。

第2章 高崎市の高齢者を取り巻く状況

(2) 高齢者世帯の推移

① 高齢者のいる世帯数

一般世帯のうち高齢者のいる世帯の割合は増加傾向にあります。2020年は40.7%となっており、2000年と比較すると、8.3ポイント増加しています。

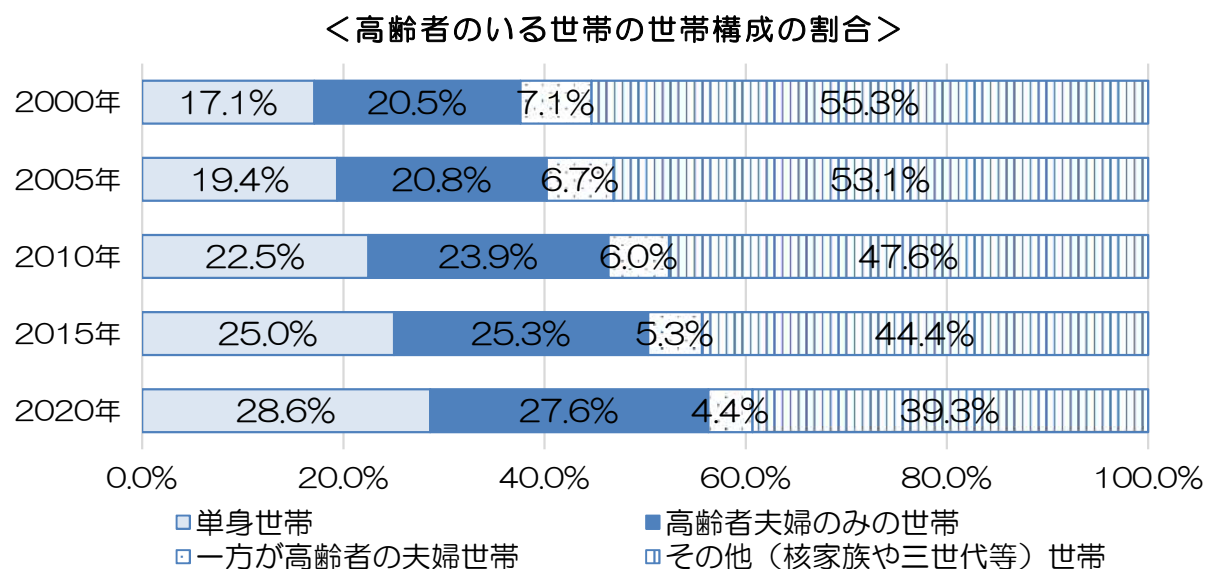


資料：「国勢調査」

② 高齢者のいる世帯の世帯構成

高齢者のいる世帯のうち単身世帯の割合は、2020年は28.6%となっており、2000年と比較すると、11.5ポイント増加しています。また、高齢者夫婦のみの世帯の割合は、2020年は27.6%となっており、2000年と比較すると、7.1ポイント増加しています。

単身世帯と高齢者夫婦のみの世帯の合計は、2020年は56.2%となっており、全体に占める割合が増えてきています。

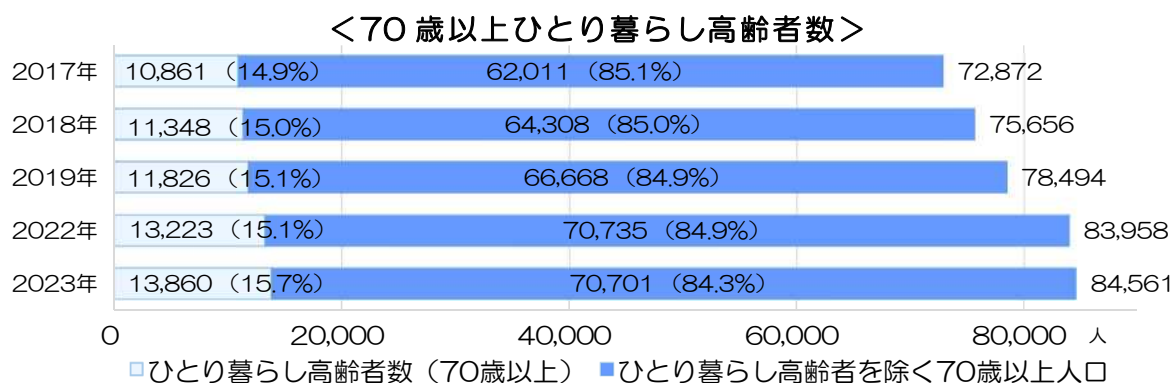
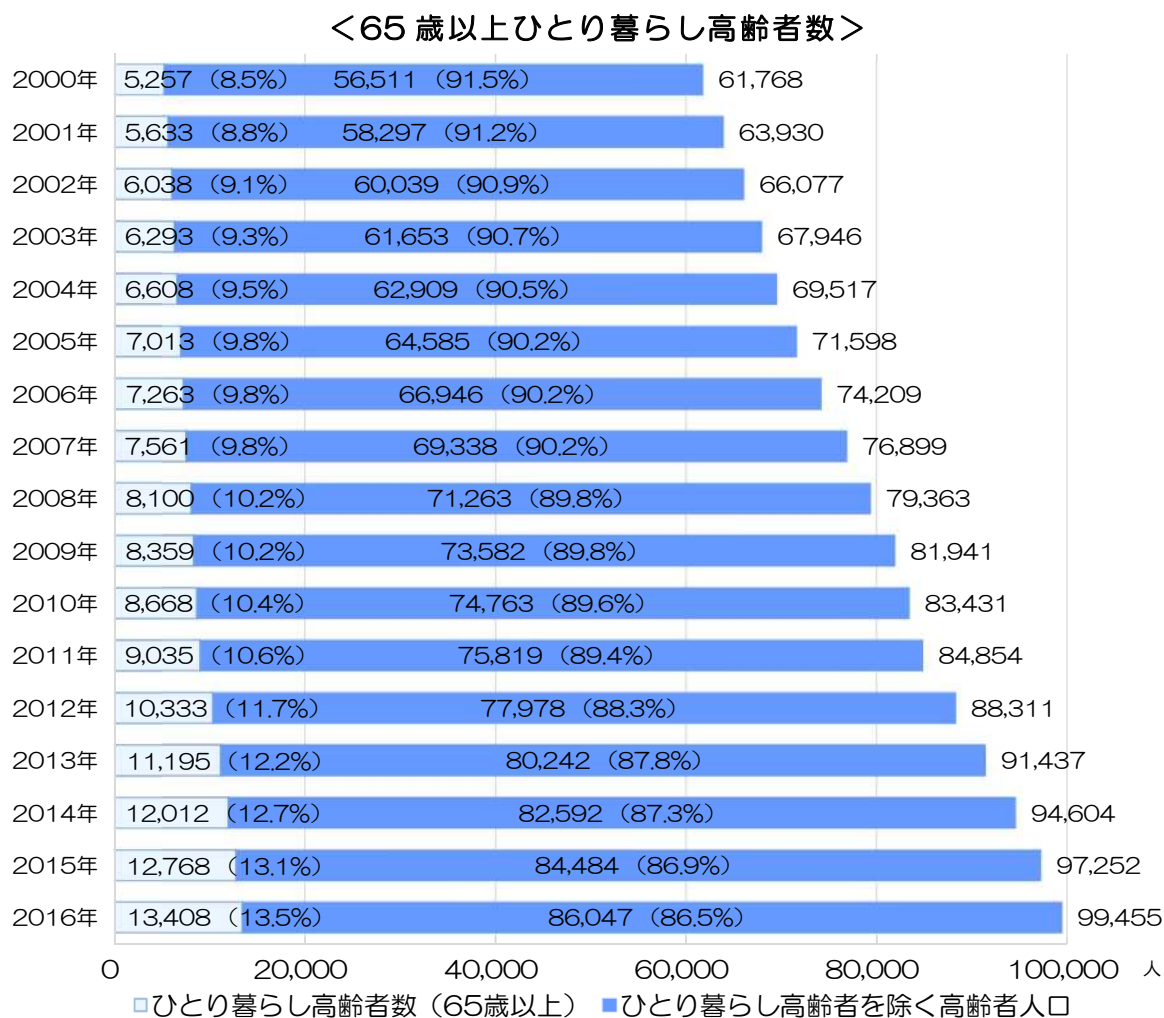


資料：「国勢調査」

③ひとり暮らし高齢者

市では、県が実施主体の「ひとり暮らし高齢者調査」を 2022 年度まで毎年実施していました。（2017 年度から、調査対象者の年齢を「65 歳以上」から「70 歳以上」に変更しました。）

2023 年度からは県の調査が廃止となったため、市の「一声かけ運動対象者把握活動」として、70 歳以上のひとり暮らし高齢者の把握に努めています。



資料：「住民基本台帳」「一声かけ運動対象者把握活動」「ひとり暮らし高齢者調査」（各年 9 月 30 日現在）
 ※2020、2021 年の調査は、新型コロナウイルス感染症の影響で未実施。

第2章 高崎市の高齢者を取り巻く状況

(3) 認知症高齢者数の推移等

① 認知症高齢者の日常生活自立度

日常生活に支障をきたすような症状等がある認知症高齢者の数（日常生活自立度Ⅱa～Mの合計）は、2023年は12,842人で、要介護等認定者の70.2%を占めています。介護保険制度が創設された2000年と比較すると、約9,600人増加し、約20%上昇しています。

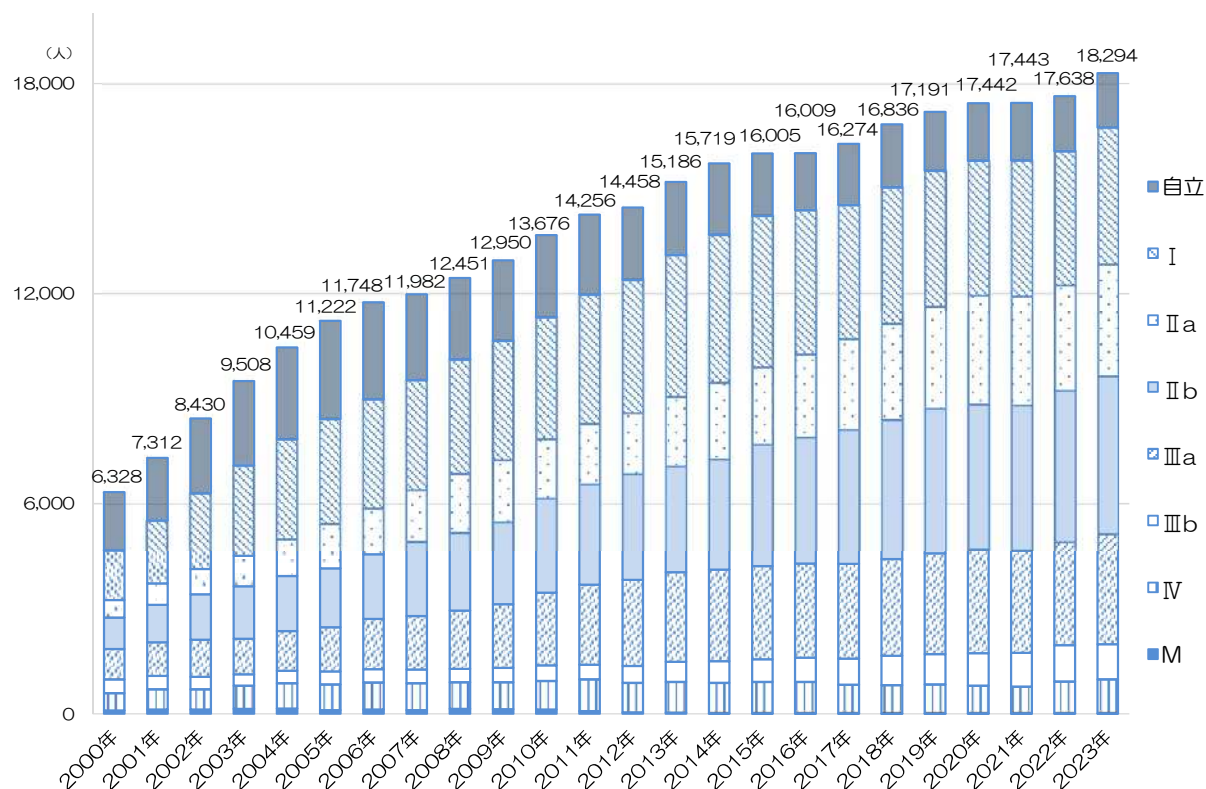
＜認知症高齢者の日常生活自立度＞

（単位：人）

認知症高齢者 日常生活自立度	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
自立	1,660	1,795	2,135	2,416	2,617	2,804	2,765	2,447	2,336	2,308	2,354	2,287
Ⅰ	1,418	1,794	2,153	2,579	2,849	2,980	3,111	3,139	3,263	3,392	3,479	3,690
Ⅱa	504	610	721	872	1,058	1,280	1,311	1,480	1,675	1,769	1,696	1,727
Ⅱb	888	1,070	1,305	1,493	1,566	1,679	1,846	2,118	2,226	2,351	2,685	2,864
Ⅲa	877	961	1,059	1,015	1,140	1,269	1,434	1,533	1,663	1,815	2,073	2,278
Ⅲb	392	380	357	333	356	371	385	390	387	410	449	427
Ⅳ	491	572	570	660	719	728	769	765	757	768	818	903
M	98	130	130	140	154	111	127	110	144	137	122	80
全体	6,328	7,312	8,430	9,508	10,459	11,222	11,748	11,982	12,451	12,950	13,676	14,256
小計（Ⅱa～M）	3,250	3,723	4,142	4,513	4,993	5,438	5,872	6,396	6,852	7,250	7,843	8,279
全体に占める割合	51.4%	50.9%	49.1%	47.5%	47.7%	48.5%	50.0%	53.4%	55.0%	56.0%	57.3%	58.1%
認知症高齢者 日常生活自立度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
自立	2,065	2,078	2,042	1,783	1,628	1,744	1,801	1,679	1,653	1,646	1,569	1,551
Ⅰ	3,803	4,048	4,219	4,323	4,118	3,827	3,903	3,890	3,849	3,869	3,832	3,901
Ⅱa	1,743	1,998	2,182	2,214	2,367	2,593	2,741	2,913	3,114	3,119	3,018	3,210
Ⅱb	3,022	3,019	3,155	3,460	3,602	3,821	3,970	4,122	4,126	4,150	4,314	4,490
Ⅲa	2,453	2,557	2,615	2,667	2,684	2,712	2,756	2,884	2,961	2,911	2,945	3,155
Ⅲb	489	570	623	643	696	748	846	864	932	972	1,036	1,006
Ⅳ	841	882	866	903	897	813	811	830	793	764	907	962
M	42	34	17	12	17	16	8	9	14	12	17	19
全体	14,458	15,186	15,719	16,005	16,009	16,274	16,836	17,191	17,442	17,443	17,638	18,294
小計（Ⅱa～M）	8,590	9,060	9,458	9,899	10,263	10,703	11,132	11,622	11,940	11,928	12,237	12,842
全体に占める割合	59.4%	59.7%	60.2%	61.8%	64.1%	65.8%	66.1%	67.6%	68.5%	68.4%	69.4%	70.2%

※2015年以降は、転入等の人を除いています。

※2020年～2022年における「新型コロナウイルス感染症に係る介護認定の臨時的な取扱い」の対象者については、認定調査未実施のため数値に反映していません。



資料：要介護等認定者数（各年 10 月 1 日現在）

＜認知症高齢者の日常生活自立度のランク＞

- I 一何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- II a 一家庭外で日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる。
- II b 一家庭内でも上記 II a の状態がみられる。
- III a 一日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。
- III b 一夜間を中心として上記 III a の状態がみられる。
- IV 一日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。
- M 一著しい精神状態や周辺症状あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。

第2章 高崎市の高齢者を取り巻く状況

②認知症高齢者の生活場所

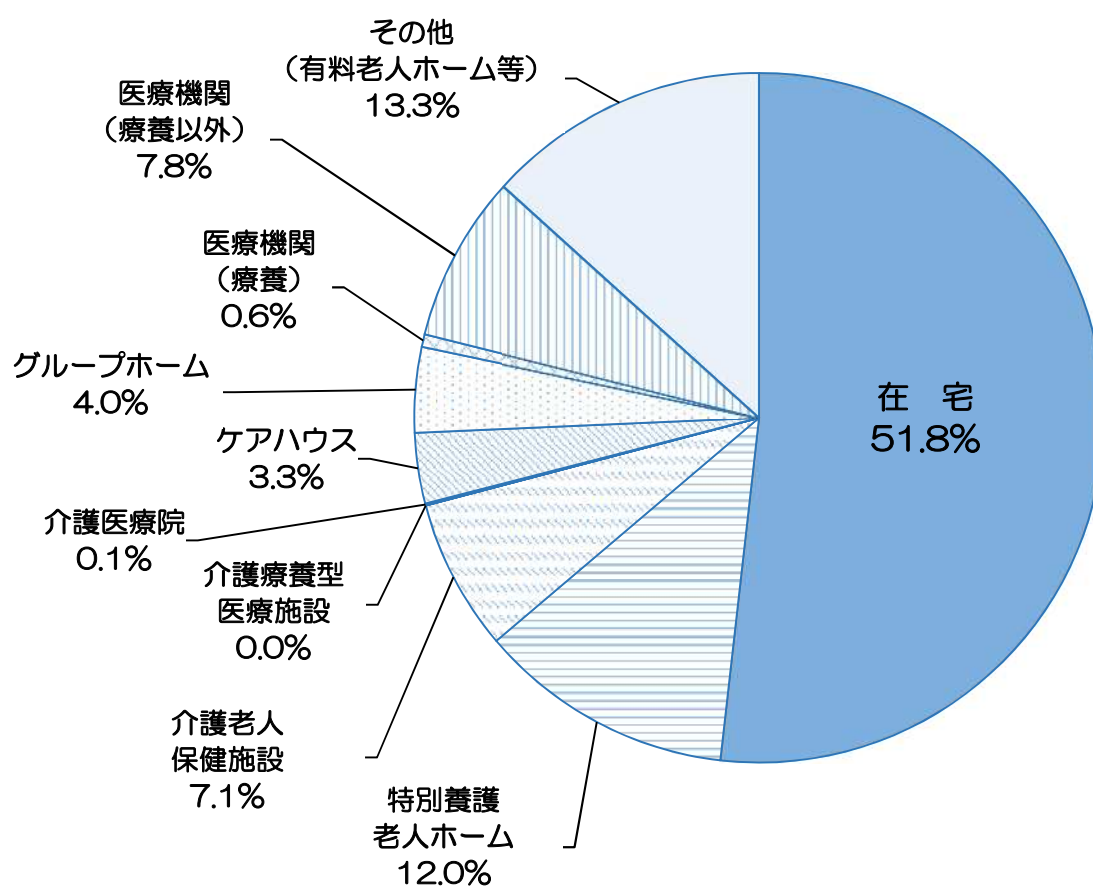
要介護等認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度において、「自立」と「Ⅰ」の方の在宅割合については、76.9%と79.2%となっていますが、「Ⅱa～M」の方の在宅割合については、51.8%となっています。

<認知症高齢者の在宅生活の状況>

(単位：人)

認知症高齢者 日常生活自立度	要介護等 認定者数 (A)	うち在宅者数 (B)	在宅割合 (B/A)
自立	1,551	1,192	76.9%
Ⅰ	3,901	3,090	79.2%
Ⅱa～M(※)	12,842	6,650	51.8%
合計	18,294	10,932	59.8%

<※日常生活自立度がⅡa～Mの認知症高齢者の生活場所の内訳>



資料：要介護等認定者数（2023年10月1日現在）

第 2 節 介護保険の現状

(1) 要介護等認定者数の推移等

①要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、年々増加しており、2023 年には 18,370 人となっています。

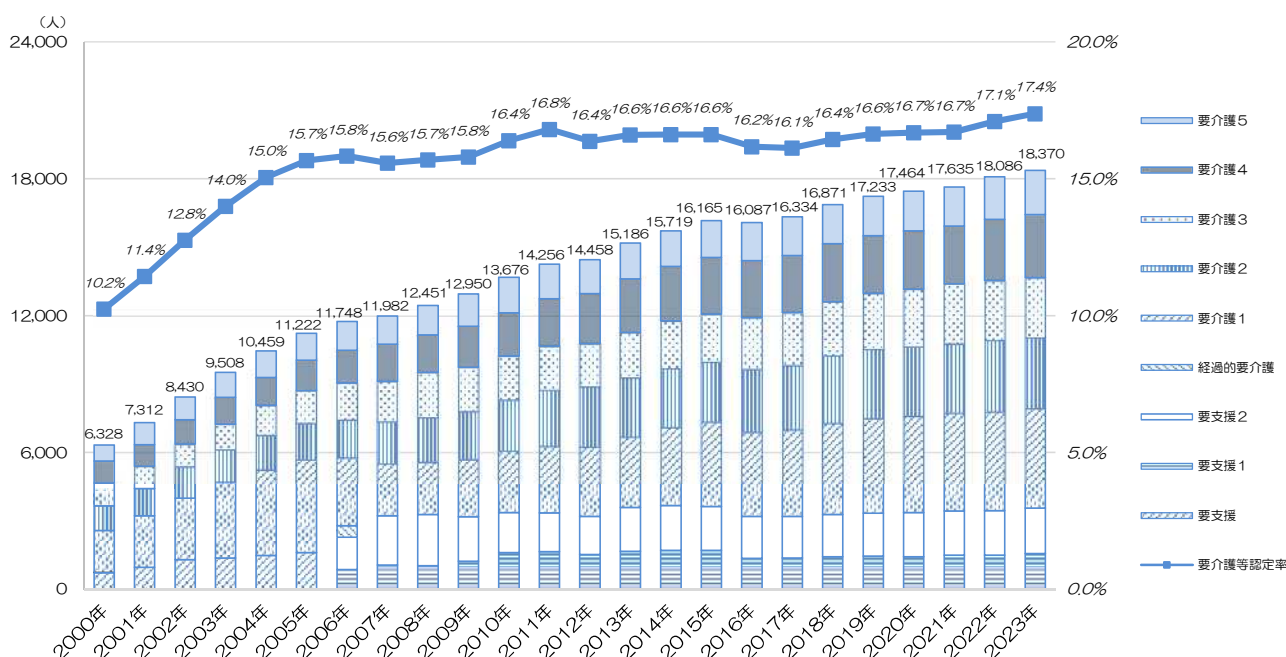
介護保険法の改正により、市では 2015 年 4 月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）を開始しました。

これにより、要介護等認定者数の伸びは緩やかとなりましたが、要介護等認定率は 2023 年に 17.4%と、総合事業開始前の 2014 年より 0.8 ポイント増えており、2000 年との比較では、7.2 ポイント増えています。

<要介護等認定者数の推移>

(単位：人)

	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年
高齢者人口	61,768	63,930	66,077	67,946	69,517	71,598	74,209	76,899	79,363	81,941	83,431	84,854
要介護等認定者数	6,328	7,312	8,430	9,508	10,459	11,222	11,748	11,982	12,451	12,950	13,676	14,256
要介護等認定率	10.2%	11.4%	12.8%	14.0%	15.0%	15.7%	15.8%	15.6%	15.7%	15.8%	16.4%	16.8%
	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
高齢者人口	88,311	91,437	94,604	97,252	99,455	101,270	102,623	103,555	104,672	105,524	105,819	105,696
要介護等認定者数	14,458	15,186	15,719	16,165	16,087	16,344	16,871	17,233	17,464	17,635	18,086	18,370
要介護等認定率	16.4%	16.6%	16.6%	16.6%	16.2%	16.1%	16.4%	16.6%	16.7%	16.7%	17.1%	17.4%



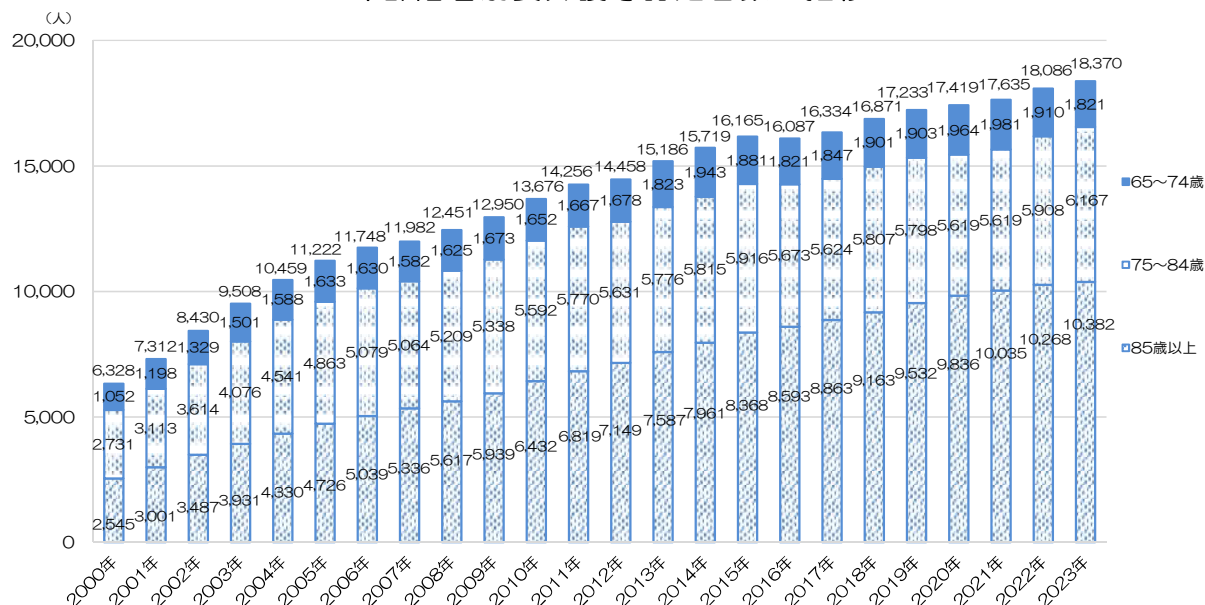
資料：「住民基本台帳」、要介護等認定者数（各年 9 月 30 日現在）
 ※要介護等認定率＝要介護等認定者数÷高齢者人口

第2章 高崎市の高齢者を取り巻く状況

②年齢階層別要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数は、2015年度からの総合事業の開始により、一時伸びは緩やかになったものの、近年は再び増加傾向にあります。

＜年齢階層別要介護等認定者数の推移＞

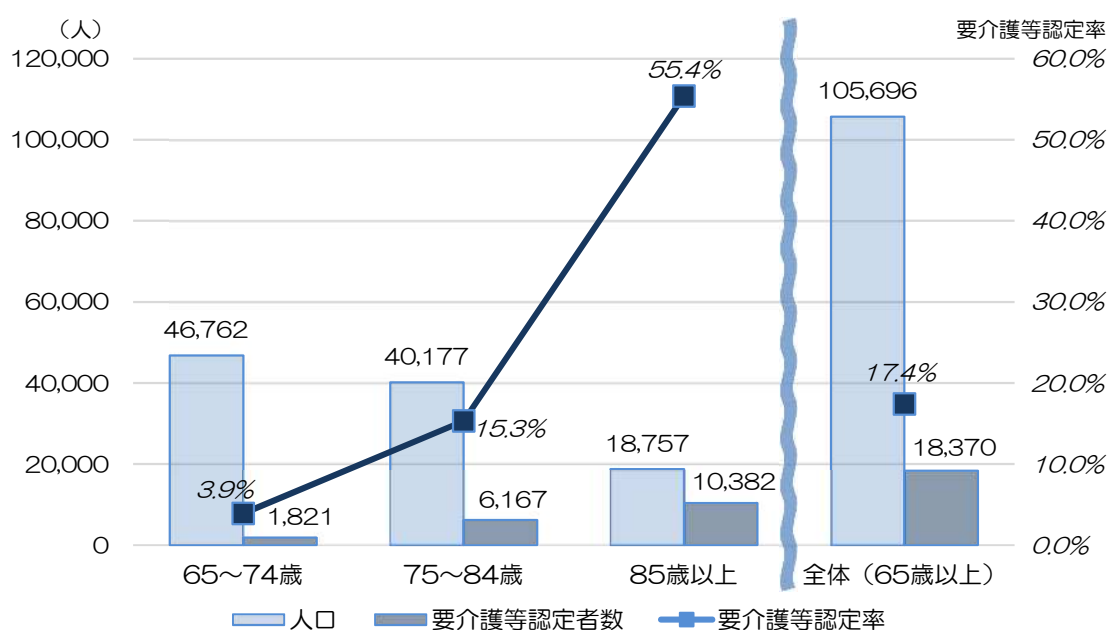


資料：要介護等認定者数（各年9月30日現在）
※第2号被保険者を除く。

③年齢階層別要介護等認定者の割合

年齢階層別要介護等認定者の割合は、「65～74歳」では3.9%ですが、「85歳以上」では55.4%となっています。

＜年齢階層別要介護等認定者数の割合＞



資料：「住民基本台帳」、要介護等認定者数（2023年9月30日現在）

④要介護等認定申請の推移

新規申請の伸び（指数）は、2015 年度に総合事業を開始したことで一時緩やかになりましたが、近年は再び増加傾向にあります。また、更新申請は、基準が緩和され認定有効期間が延びていることから、更新申請件数は減少傾向となっています。

<年度別・申請区分別申請件数の推移>

（単位：件）

申請区分		2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
新規申請	件数	1,744	2,147	2,148	2,257	2,159	2,306	2,657	2,917	3,126	3,579	3,715	3,822
	指数	100	123	123	129	124	132	152	167	179	205	213	219
更新申請	件数	5,114	6,987	6,468	7,513	7,171	7,752	11,155	9,259	10,460	10,728	12,276	11,516
	指数	100	137	126	147	140	152	218	181	205	210	240	225
区分変更申請	件数	186	261	383	502	610	735	790	642	747	742	892	873
	指数	100	140	206	270	328	395	425	345	402	399	480	469
要支援者の 要介護新規申請	件数							423	570	606	558	657	633
	指数							100	135	143	132	155	150
計	件数	7,044	9,395	8,999	10,272	9,940	10,793	15,025	13,388	14,939	15,607	17,540	16,844
	指数	100	133	128	146	141	153	213	190	212	222	249	239

申請区分		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
新規申請	件数	4,052	4,189	4,143	3,876	3,865	4,143	4,296	4,069	4,125	4,295	4,683
	指数	232	240	238	222	222	238	246	233	236	246	269
更新申請	件数	10,696	10,369	10,447	10,319	8,266	8,491	8,699	8,919	4,236	8,241	9,216
	指数	209	203	204	202	162	166	170	174	83	161	180
区分変更申請	件数	903	964	1,091	1,118	1,137	1,166	1,141	1,219	1,534	1,620	1,720
	指数	485	518	587	601	611	627	613	655	825	871	925
要支援者の 要介護新規申請	件数	625	614	663	695	718	719	705	754	717	771	739
	指数	148	145	157	164	170	170	167	178	169	182	175
計	件数	16,276	16,136	16,344	16,008	13,986	14,519	14,841	14,961	10,612	14,927	16,358
	指数	231	229	232	227	199	206	211	212	151	212	232

※指数欄は、2000 年度を 100 とした場合の割合

（要支援者の要介護新規申請のみ、2006 年度を 100 とした場合の割合）

⑤総合事業対象者数の推移

2015 年度からの総合事業開始に伴い対象者数は増加したのち、緩やかに減少傾向ですが、一定の人数を保っています。

<総合事業対象者の推移>

（単位：件、人）

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
アセスメント実施件数	1,201	816	677	539	454	420	381	370	412
総合事業対象者数	943	1,471	1,620	1,553	1,562	1,524	1,508	1,444	1,433

資料：各年度末現在（2023 年度は、計画策定時の見込）

※アセスメントは年間の実施件数。総合事業対象者数は各年度末時点の対象者数。

第2章 高崎市の高齢者を取り巻く状況

(2) 主な介護保険給付費の推移

①在宅サービスと施設・居住系サービスの給付費の推移

介護保険給付費は、年々増加しています。サービスの内訳を見ると、2008年度に「在宅サービス」の割合が52.3%となり、「施設・居住系サービス」の割合を上回りました。以降、「在宅サービス」の割合は、50%を超えて推移しています。

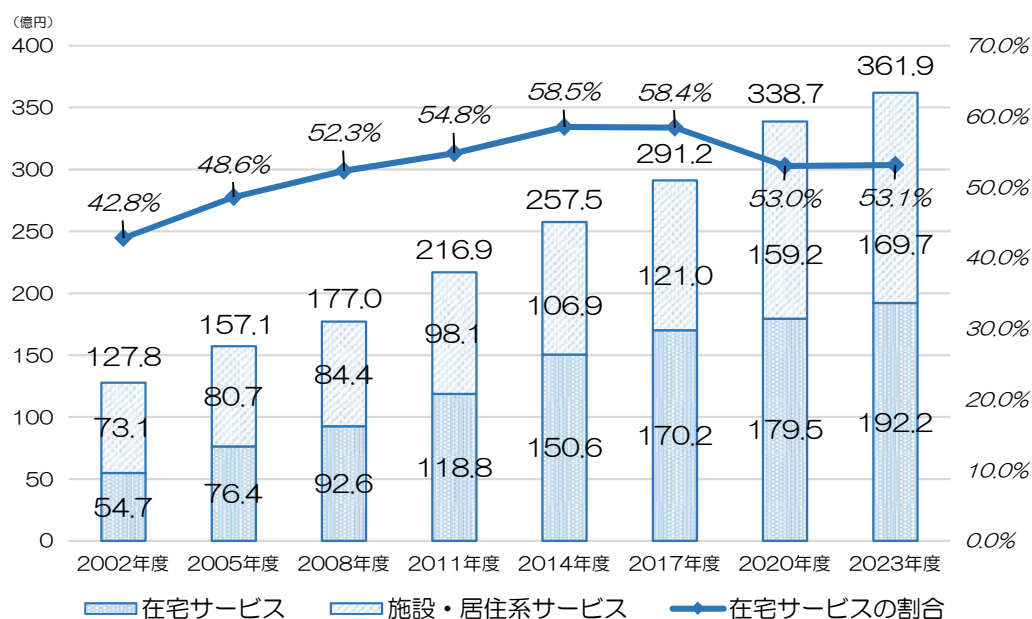
<主な介護保険給付費の推移>

(単位：億円)

	2002年度	2005年度	2008年度	2011年度	2014年度	2017年度	2020年度	2023年度
在宅サービス	54.7	76.4	92.6	118.8	150.6	170.2	179.5	192.2
施設・居住系サービス	73.1	80.7	84.4	98.1	106.9	121.0	159.2	169.7
合計	127.8	157.1	177.0	216.9	257.5	291.2	338.7	361.9
在宅サービスの割合	42.8%	48.6%	52.3%	54.8%	58.5%	58.4%	53.0%	53.1%

※在宅サービスには、2015年度以降、総合事業の「訪問型サービス」と「通所型サービス」の費用は含んでいません。

※2020年度までは決算額、2023年度は計画策定時の見込みです。



(3) 介護サービス資源の推移

①サービス別事業所数

2020年から2023年にかけて、市内の介護サービス事業所数は以下のとおり推移しています。

＜介護保険＞		(単位：事業所)		
サービス種別		第7期 (2020.10.1)	第8期 (2023.10.1)	増減
在宅サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	76	85	9
	訪問入浴介護	3	2	▲1
	訪問看護	95	109	14
	訪問リハビリテーション	29	30	1
	居宅療養管理指導	370	399	29
	通所介護（デイサービス）	117	122	5
	通所リハビリテーション	35	32	▲3
	短期入所生活介護（ショートステイ）	60	63	3
	短期入所療養介護	22	22	0
	福祉用具貸与	18	17	▲1
	特定福祉用具販売	19	18	▲1
	認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	21	16	▲5
	地域密着型通所介護	56	58	2
	小規模多機能型居宅介護	23	26	3
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	6	0
	看護小規模多機能型居宅介護	4	4	0
	居宅介護支援	121	121	0
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	29	30	1
	介護老人保健施設	21	21	0
	介護医療院	1	1	0
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	58	63	5
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	28	32	4
	特定施設入居者生活介護	21	23	2
	（参考）サービス付き高齢者向け住宅	37	36	▲1
	（参考）有料老人ホーム	72	86	14

＜介護予防＞		(単位：事業所)		
サービス種別		第7期 (2020.10.1)	第8期 (2023.10.1)	増減
在宅サービス	介護予防訪問入浴介護	3	2	▲1
	介護予防訪問看護	93	105	12
	介護予防訪問リハビリテーション	28	30	2
	介護予防居宅療養管理指導	356	382	26
	介護予防通所リハビリテーション	34	32	▲2
	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	57	60	3
	介護予防短期入所療養介護	22	22	0
	介護予防福祉用具貸与	18	17	▲1
	特定介護予防福祉用具販売	19	18	▲1
	介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	20	15	▲5
	介護予防小規模多機能型居宅介護	12	12	0
	介護予防支援	29	30	1
施設・居住系サービス	介護予防特定施設入居者生活介護	20	22	2
	介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	56	60	4

＜総合事業＞		(単位：事業所)		
サービス種別		第7期 (2020.10.1)	第8期 (2023.10.1)	増減
在宅サービス	訪問型従前相当サービス	58	62	4
	通所型従前相当サービス	130	140	10

第2章 高崎市の高齢者を取り巻く状況

第3節 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件や介護保険サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に考慮し、地域の特性に応じて設定するもので、高齢者あんしんセンターの活動や地域密着型サービスの基盤整備などの際の基本単位となっています。

本市では、2006年4月に策定した第3期計画（2006～2008年度）から、日常生活圏域を設定しています。

(2) 日常生活圏域の現況

高齢者ニーズや情報の把握をよりきめ細やかに行うため、第6期計画（2015～2017年度）からは、行政区を基本とした46の地域を日常生活圏域として設定しています。

<日常生活圏域>

番号	圏域	圏域に含まれる町内会
①	中央	赤坂町第1・2、歌川町第1・2、鍛冶町、嘉多町、上和田町第1・2、鞆町、下横町、白銀町、新紺屋町、堰代町、田町第1～3、高松町、常盤町第1・2、中紺屋町、並榎町坂下、檜物町、宮元町第1～3、本町第1、元紺屋町、柳川町東部・中部・西部、四ツ屋町、寄合町、連雀町
②	東	旭町、北通町第1・2、九蔵町、真町、田町第4、高砂町、椿町、山田町、弓町、羅漢町
③	西	大橋町第1～5、並榎町第1～5・北部、飯塚本町第1～4、上並榎町第2～4
④	南	あら町第1～4、新田町、砂賀町、鶴見町、通町第1・2、南町、八島町第1～3、若松町第1～4・坂下、和田町第1～3
⑤	北	相生町第1～3、請地町第1～4、昭和町第1～3、末広町第1～3、住吉町第1～3、台町第1・2、成田町第1～4、本町第2・3、飯塚町第1・2
⑥	城東	東町第1～3、岩押町第1・2、江木町第2～5・中部・南部・西部、高関町第1～4、上中居町第1、北双葉町、栄町
⑦	城南	下和田町一丁目～四丁目、竜見町第1～6、新後閑町、琴平参道
⑧	塚沢	飯玉町第1～5、飯塚町第3、芝塚町第1～3、稻荷町第1・2、江木町第1、江木町北部、貝沢町第4・通、天神町、日光町第1・2
⑨	東部	貝沢町第1～3・5、東貝沢町一丁目、新保町第2、上大類町
⑩	大類	宿大類町、柴崎町第1、下大類町、中大類町、南大類町
⑪	岩鼻	岩鼻町、栗崎町、台新田町、東中里町、綿貫町、倉賀野町東

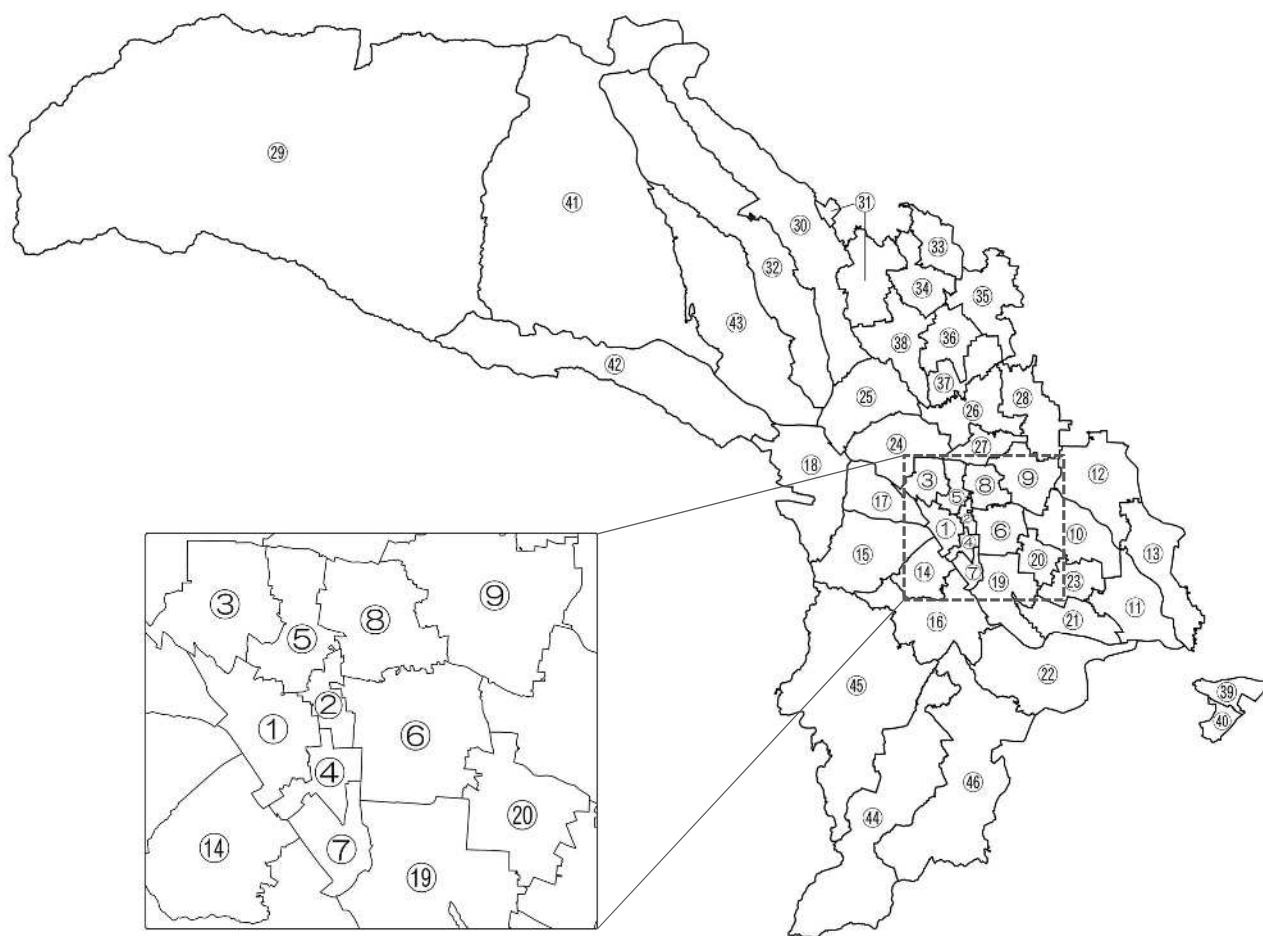
番号	圏域	圏域に含まれる町内会
⑫	京ヶ島	大沢町、大利根団地、京目町、京目町下京目、島野町第1・2、一ツ谷町、西島町、萩原町、萩原団地、矢島町、元島名町
⑬	滝川	上滝町、榎町、宿横手町、下斎田町、下滝町、中島町、西横手町、八幡原町
⑭	片岡	石原町東部第4・5、石原町西部第1・2、石原町下第1・2、片岡町一丁目、片岡町二丁目第1・2、片岡町三丁目、聖石町
⑮	乗附	乗附町第1～3、のぞみの園、八千代町一丁目～四丁目
⑯	寺尾	石原町下第3・4、鶴辺団地、寺尾町第1～4、見晴台、城山町一丁目・二丁目
⑰	豊岡	上豊岡町第1～4・湯閑、下豊岡町第1・2、豊岡団地、中豊岡町第1・2、北久保町
⑱	八幡	金井淵町、剣崎町上・下、下大島町、鼻高町第1～3、藤塚町、町屋町、群馬八幡、八幡町第1～4、若田町
⑲	佐野	上佐野町第1～3、上中居町第2、下佐野町第1・2、下之城町第1・2、双葉町、和田多中町
⑳	中居	上中居町第3・4、下中居町、中居町一丁目・二丁目第1・三丁目・四丁目第1
㉑	倉賀野	倉賀野町上第1～4・上正六・睦・仲・下・田子屋・田屋・横・南・桜木
㉒	南八幡	阿久津町、木部町、根小屋町第1～3、山名町中央・南・西、山名団地
㉓	矢中	中居町二丁目第2・四丁目第2、柴崎町第2、矢中町第1・2、宮原町
㉔	六郷	上小島町第1・2、上小塙町、上並榎町第1、下小島町第1～5、下小塙町第1・2、筑縄町第1～3、緑町
㉕	長野	沖町、菊地町、北新波町、行力町、浜川町第1・2、南新波町、楽間町第1・2、我峰町
㉖	中川	井野町第3・5、大八木町、小八木町第1・2、正観寺町
㉗	浜尻	井野町第1・2・4、問屋町、浜尻町第1～3
㉘	新高尾	新保町第1、新保田中町、中尾町第1～3、中尾団地、日高町第1・2、井野町第6
㉙	倉渕	倉渕町第1区～8区
㉚	箕輪	箕郷町第1区～4区・金敷平・松之沢・北松原・西松原・東松原・卜神・天神・9区・10区・11区北・11区南・12区～15区・南区・下芝
㉛	箕郷東	箕郷町原中・新田上・本田上・本田下・新屋敷・今宮・生原1区・生原2区・東区・生原中区
㉜	車郷	箕郷町本村・原山・蟹沢・下善地・中善地・上善地・駒寄・和田山・白川区・白川辻区
㉝	金古	金古町四ツ家愛宕・土俵・諏訪、金古1区・2区・5区
㉞	金古南	金古町王塚、金古6区、足門9区・29区、足門町中央・南
㉟	国府	引間区、塚田区、稻荷台区、冷水区、後疋間区、東国分区、西国分区、北原区、観音寺東区
㊱	堤ヶ岡	棟高区、観音寺区、三ツ寺区

第2章 高崎市の高齢者を取り巻く状況

番号	圏域	圏域に含まれる町内会
③⑦	桜山	菅谷区、中泉区、福島区
③⑧	上郊	中里区、保渡田区、井出区
③⑨	新町第一	新町第一区～八区
④⑩	新町第二	新町第九区・十区
④①	室田	下室田1区～8区、中室田1区～7区、上室田1区～5区、榛名山区
④②	里見	上大島区、下里見宮谷戸区・向井区・仲通り区・北村区・重谷戸区・八丁目区、中里見1区～4区、上里見1～3・本町1～3・仲町・下町1・下町2・新井田中
④③	久留馬	本郷奥原・道場中郷・蔵屋敷・新井下長・東・後側、高浜中西部・坂上・東部、白岩、十文字1区・2区、宮沢1区・2区、三ツ子沢、神戸
④④	吉井中央	吉井町第1区～4区・9区～15区・31区・34区～36区
④⑤	吉井西	吉井町第5区～8区・25区～30区・32区
④⑥	吉井入野	吉井町第16区～24区・33区

2023年9月30日現在

<日常生活圏域図>



①日常生活圏域別の高齢者人口等

日常生活圏域別の高齢化率を比較した場合、最も高いのは「倉渕」の 49.60%、最も低いのは「桜山」の 18.71%で、30.89 ポイントの開きがあります。

＜人口・高齢者数及び高齢化率の状況＞

(単位：人)

圏 域	人 口	高齢者数	高齢化率	圏 域	人 口	高齢者数	高齢化率
中央	5,715	1,670	29.22%	六郷	16,381	4,203	25.66%
東	4,494	1,048	23.32%	長野	8,465	2,811	33.21%
西	7,993	2,336	29.23%	中川	10,270	2,718	26.47%
南	3,925	1,079	27.49%	浜尻	7,936	2,182	27.49%
北	6,066	1,925	31.73%	新高尾	8,885	2,372	26.70%
城東	13,941	3,338	23.94%	倉渕	3,014	1,495	49.60%
城南	3,010	844	28.04%	箕輪	9,898	3,108	31.40%
塚沢	10,370	2,919	28.15%	箕郷東	7,962	2,017	25.33%
東部	13,533	3,059	22.60%	車郷	2,653	1,074	40.48%
大類	5,035	1,423	28.26%	金古	5,240	1,440	27.48%
岩鼻	6,654	1,934	29.07%	金古南	7,801	2,146	27.51%
京ヶ島	8,110	2,327	28.69%	国府	6,990	1,867	26.71%
滝川	4,846	1,509	31.14%	堤ヶ岡	8,903	1,984	22.28%
片岡	8,335	2,718	32.61%	桜山	10,813	2,023	18.71%
乗附	6,576	1,959	29.79%	上郊	4,200	1,283	30.55%
寺尾	8,254	2,848	34.50%	新町第一	6,831	2,110	30.89%
豊岡	9,604	2,627	27.35%	新町第二	4,911	1,441	29.34%
八幡	16,084	5,138	31.94%	室田	5,176	2,445	47.24%
佐野	17,585	3,847	21.88%	里見	7,321	2,343	32.00%
中居	11,321	2,919	25.78%	久留馬	5,737	2,003	34.91%
倉賀野	11,576	3,462	29.91%	吉井中央	11,710	3,998	34.14%
南八幡	6,781	2,201	32.46%	吉井西	6,218	2,184	35.12%
矢中	5,928	1,550	26.15%	吉井入野	5,145	1,769	34.38%
				合 計	368,196	105,696	28.71%

資料：「住民基本台帳」（2023 年 9 月 30 日現在）

第2章 高崎市の高齢者を取り巻く状況

②日常生活圏域別の要介護等認定者数

日常生活圏域別の要介護等認定率を比較した場合、最も高いのは「城南」の22.27%、最も低いのは「桜山」の14.48%で、7.79ポイントの開きがあります。

<要介護等認定者数及び認定率の状況>

(単位：人)

圏域	高齢者数	要介護等 認定者数	認定率 (割合)	圏域	高齢者数	要介護 認定者数	認定率 (割合)
中央	1,670	326	19.52%	六郷	4,203	744	17.70%
東	1,048	187	17.84%	長野	2,811	494	17.57%
西	2,336	466	19.95%	中川	2,718	467	17.18%
南	1,079	230	21.32%	浜尻	2,182	431	19.75%
北	1,925	366	19.01%	新高尾	2,372	382	16.10%
城東	3,338	629	18.84%	倉渚	1,495	256	17.12%
城南	844	188	22.27%	箕輪	3,108	556	17.89%
塚沢	2,919	558	19.12%	箕郷東	2,017	311	15.42%
東部	3,059	473	15.46%	車郷	1,074	177	16.48%
大類	1,423	253	17.78%	金古	1,440	235	16.32%
岩鼻	1,934	346	17.89%	金古南	2,146	319	14.86%
京ヶ島	2,327	369	15.86%	国府	1,867	295	15.80%
滝川	1,509	241	15.97%	堤ヶ岡	1,984	291	14.67%
片岡	2,718	497	18.29%	桜山	2,023	293	14.48%
乗附	1,959	356	18.17%	上郊	1,283	216	16.84%
寺尾	2,848	472	16.57%	新町第一	2,110	412	19.53%
豊岡	2,627	484	18.42%	新町第二	1,441	262	18.18%
八幡	5,138	843	16.41%	室田	2,445	393	16.07%
佐野	3,847	638	16.58%	里見	2,343	370	15.79%
中居	2,919	466	15.96%	久留馬	2,003	291	14.53%
倉賀野	3,462	567	16.38%	吉井中央	3,998	676	16.91%
南八幡	2,201	326	14.81%	吉井西	2,184	327	14.97%
矢中	1,550	252	16.26%	吉井入野	1,769	265	14.98%
				-	住所地特 例対象者	298	-
				合 計	105,696	18,294	17.31%

資料：「住民基本台帳」(2023年9月30日現在)、要介護等認定者数(2023年10月1日現在)

③日常生活圏域別のひとり暮らし高齢者数

日常生活圏域別のひとり暮らし高齢者の割合を比較した場合、最も高いのは「南」の24.85%、最も低いのは「滝川」の11.40%で、13.45ポイントの開きがあります。

<ひとり暮らし高齢者の状況>

(単位：人)

圏 域	70 歳以上 高齢者数	ひとり暮らし 高齢者数	割合	圏 域	70 歳以上 高齢者数	ひとり暮らし 高齢者数	割合
中央	1,331	321	24.12%	六郷	3,362	638	18.98%
東	796	152	19.10%	長野	2,298	301	13.10%
西	1,863	383	20.56%	中川	2,198	288	13.10%
南	857	213	24.85%	浜尻	1,768	283	16.01%
北	1,551	373	24.05%	新高尾	1,946	340	17.47%
城東	2,646	517	19.54%	倉渕	1,237	210	16.98%
城南	672	143	21.28%	箕輪	2,455	306	12.46%
塚沢	2,337	503	21.52%	箕郷東	1,586	207	13.05%
東部	2,389	423	17.71%	車郷	841	100	11.89%
大類	1,123	141	12.56%	金古	1,159	185	15.96%
岩鼻	1,573	267	16.97%	金古南	1,710	245	14.33%
京ヶ島	1,862	234	12.57%	国府	1,509	179	11.86%
滝川	1,184	135	11.40%	堤ヶ岡	1,589	220	13.85%
片岡	2,207	402	18.21%	桜山	1,534	177	11.54%
乗附	1,568	228	14.54%	上郊	1,039	160	15.40%
寺尾	2,318	325	14.02%	新町第一	1,718	310	18.04%
豊岡	2,057	368	17.89%	新町第二	1,147	283	24.67%
八幡	4,214	729	17.30%	室田	1,983	301	15.18%
佐野	2,979	532	17.86%	里見	1,854	261	14.08%
中居	2,365	388	16.41%	久留馬	1,562	259	16.58%
倉賀野	2,801	422	15.07%	吉井中央	3,190	484	15.17%
南八幡	1,798	278	15.46%	吉井西	1,716	227	13.23%
矢中	1,264	239	18.91%	吉井入野	1,405	180	12.81%
合 計					84,561	13,860	16.39%

資料：「住民基本台帳」（2023年9月30日現在）、「一声かけ運動対象者把握活動」（2023年）

第3章

高崎市独自の先進的な取り組み

第1節 全国に先駆けた高齢者福祉の取り組み

超高齢社会がますます深刻化していく中、本市においても例外なく高齢化が進んでいます。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する現状を踏まえ、高齢者が安心して毎日の生活を送ることができるような支援体制が求められています。

市では、「日本一高齢者に寄り添うまち」を目指し、これまでにない新しい視点で、高齢者の立場に立った全国でも類を見ない手厚い支援策を展開してきました。

2023年には、新たな取り組みとして「高齢者かしごと SOS」や「高齢者世帯買い物 SOS サービス事業」を創設し、現在は6つの SOS サービスを展開しています。

今後もスピード感をもって、高齢者一人ひとりに寄り添った施策を展開していきます。

（１）待つ福祉から出向く福祉へ

①高齢者あんしんセンター

市では、地域の民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）等と協力しながら、高齢者の支援に努めてきました。しかし、窓口で受け付ける相談が大半であったため、早期の対応に結びつかない場合も少なくありませんでした。特に、認知症の事例では、相談に来たときにはすでに重症化してしまっているといった例もありました。

「心配なことがあるが相談するところがない」、「市役所へ行かないとサービスの申請ができない」などの声もあったことから、2015年に、これまでの『待つ福祉』だった体制を抜本的に見直し、積極的に高齢者宅に出向き、高齢者に寄り添いながら心配ごとや困りごとを聞く『出向く福祉』へと福祉行政の大転換を図りました。

それに合わせ、これまで9箇所だった地域包括支援センターを26箇所に大幅に拡大させるとともに、より身近な相談窓口となるよう「高齢者あんしんセンター」とし、日々積極的に地域に出向くことで、高齢者一人ひとりに寄り添った支援を行っています。なお、現在は設置数をさらに充実させており、市内29箇所となっています。

このように、全国的に見てもトップレベルの設置数となった高齢者あんしんセンターが、『待つ福祉から出向く福祉へ』を合言葉に、高齢者一人ひとりに寄り添い、「一人暮

らしで頼れる人がいない」、「最近、物忘れが多くなった」、「お金の管理や手続きに自信がなくなった」、「寝たきりになったらどうなるのか」などの悩みや不安を早期に発見し、一番良い支援策について本人やその家族と一緒に考えていくことで、誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指しています。



(2) 高齢者の暮らしを支える市独自の取り組み

①高齢者福祉なんでも相談センター

高齢者やその家族が抱える悩みごとは、健康上の不安から年金収入等に応じた生活設計、介護施設への入所等にかかることなど多岐にわたっています。このような悩みを相談することは、日々の生活の不安をやわらげ、安心して暮らし続けることができる生活環境を整えることにつながり、高齢者がより生き生きとした日常生活を送ることができると考えられます。

このようなことから、市では、「高齢者福祉なんでも相談センター」を開設し、土日や夜間にも対応し、介護や生活上のさまざまな不安について、介護や福祉に関わりの薄かった人でも誰もが気兼ねなく、気軽に、簡単に相談できる相談体制を整えて、高齢者自身だけでなくその家族にも親しんでいただけるセンターを目指してまいります。

②介護SOSサービス

在宅介護を継続するうえで、家族・介護者の介護負担の軽減や介護疲れのリフレッシュといった視点は非常に重要となっています。また、急な仕事で介護ができないなど、緊急時にも安心して介護サービスを提供できる体制を整備することで、社会問題となっている介護離職の防止にもつなげたいとの思いから、2016年、全国初の試みとなる「介護SOSサービス」を構築し運用を開始しました。

このサービスは、介護や見守りが必要な高齢者を抱える家族からの要請に対し、24時間365日、電話一本で受付し対応するもので、プロのヘルパーが1時間以内にかけて介護サービスを提供する「訪問サービス」と、宿泊場所や食事を提供する「宿泊サービス」の2種類のサービスが利用できる制度です。

これまでも、介護者に急遽仕事が入ってしまった時など、さまざまなケースでサービスが利用されているほか、介護する家族が、たまには息抜きをしたいといった場合にも気軽にご利用いただいています。また、利用者の状況により、高齢者あんしんセンターと連携を図ることで、その後の必要な支援にもつなげています。

今後も、介護のために仕事を辞めなければならない人を減らすとともに介護に携わる家族を支援することで、在宅生活が安心して継続できるよう支援していきます。

	利用料金
訪問サービス	250 円（1 時間あたり）
宿泊サービス	2,000 円（1 泊 2 食付） 3,000 円（1 泊 2 食・送迎付）

第3章 高崎市独自の先進的な取り組み

③高齢者ごみ出しSOS（高齢者等ごみ出し支援事業）

筋力が弱くなったり関節に痛みを抱える高齢者にとって、大きなごみ袋や重い新聞の束をごみステーションまで運ぶのは大変な作業です。また、認知症やその前段階の軽度認知障害になると、ごみ出しの曜日を覚えることも難しくなります。近年、こうした身体機能や認知機能の低下によって、ごみ出しが難しくなった高齢者の支援が課題となっています。

そのため市では、2020 年からこうした高齢者の自宅を訪問し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険物を収集する「高齢者ごみ出しSOS」を開始しました。

このサービスは、ごみ出しが難しい70歳以上の人などの自宅へ、週に1回、決められた曜日に市から委託を請け負った事業者が専用の車両で利用者宅を訪問し、声かけによる安否確認を行いながらごみを無料で収集するものです。利用者が家の中からごみを出すことが難しい場合には、許可を得て収集スタッフが家の中に入り収集するという、環境と福祉が融合した事業となっています。

2023 年9月末までに、2,262 世帯に利用していただいております。高齢者の無理なごみ出しによるけがや事故、ごみを捨てられずに自宅にごみを溜めてしまうことなどを防ぐとともに、声かけによる高齢者の安否確認を行うことで、安心して安全な生活に役立っています。

④高齢者かしごとSOS（高齢者等力仕事SOSサービス事業）

高齢者にとって、重い物の移動等は大変な作業で、移動途中の転倒等により大きな怪我につながってしまうこともあります。市では、2020 年から「高齢者ごみ出しSOS」を開始し、身体機能や認知機能の低下によって、ごみ出しが難しくなった高齢者の支援を行ってきました。しかし、粗大ごみの処分や重い物の移動等については「高齢者ごみ出しSOS」では対応できないことが課題となっていました。

このようなことから、市では、高齢者世帯の困り事の一つである粗大ごみの処分や重い物の移動等の「かしごと」を電話一本で手間なく頼める環境を整えるため、2023 年9月から「高齢者かしごとSOS」を開始しました。

全国的にも珍しい取り組みで、事業開始後は「粗大ごみを家の中から出せずいたので大変ありがたい」「重いものを持つと負担がかかるので本当に助かる」などの声をいただいております。

高齢者の安心して安全な暮らしや生活の質の向上に寄与するため、今後も継続して支援していきます。



⑤高齢者世帯買い物SOSサービス事業

体調不良などにより買い物が困難になった高齢者世帯を支援するため、市では、電話での注文により食料品や日用品を自宅まで配送する「高齢者世帯買い物 SOS サービス事業」を 2023 年 9 月から開始しました。（利用には事前登録が必要）

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、体調不良などで買い物が困難となっている高齢者に対する支援は、今後もさらに重要になってきますので、継続して実施していきます。

事前登録方法	電話・インターネット・FAX・郵送
商品代支払方法	商品受け取り時に現金で支払い
配送料	無料

⑥子育てSOSサービス

子育てや仕事をしながら高齢な親などを介護している方の肉体的負担は大きく、またそのような状況が継続することで、精神的負担も過大となっていきます。誰もが、日々安心して暮らし続けることができるための支援は、重要な課題となっています。

このようなことから、市では、妊娠期や就学前児童のいる家庭にヘルパーを派遣し家事や育児の支援を行うことで、保護者の育児に関する精神的・肉体的負担の軽減を図り、安心して育児や日常生活を営めることや子育ての自立に向け支援することを目的とした「高崎市子育て SOS サービス」を 2019 年から開始しました。

このサービスは、調理、洗濯、掃除、買物などの家事支援、授乳・オムツ交換などの準備や片付けを行う育児支援、育児に係る日常生活の相談対応事業となっています。

2023 年 9 月末までに、延べ 11,679 件の利用があり、現在も多くの方にご利用いただいております。

今後も、介護や子育てに携わる家族を支え、在宅生活が安心して継続できるよう支援していきます。

第3章 高崎市独自の先進的な取り組み

⑦ヤングケアラーSOSサービス事業

「高崎市の子どもは高崎市で守る」という考えのもと、市では、全国初の取り組みとなる「ヤングケアラーSOS サービス事業」によるサポーター派遣を2022年9月に開始しました。

さまざまな事情により、家事やきょうだいの世話、家族の介護等を日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」の深刻な事例に対処するため、サポーターを無料で派遣し、ヤングケアラーの生活における負担の軽減を図ることを目的としたものです。

市教育委員会が相談窓口となり、学校や市の複数の部署、児童相談所、医療機関など関係機関が一丸となって子どもを支える全国でも先駆的な取り組みです。

事業開始後は保護者や学校、地域の方等から多くの相談が寄せられ、支援につながるケースもでてきています。

今後も、誰もが安心して暮らし続けることができるように、ヤングケアラーやその家庭への支援を継続していきます。

⑧おとしよりぐるりんタクシー

高齢者など交通弱者の日々の生活の支援として、市では、買い物困難者ゼロを目指し、買い物代行事業など買い物支援4事業を実施しつつ地域の高齢者の支援を行ってきました。しかし近年では、高齢者が関係した自動車事故が多発し、大きな社会問題となっていることから運転免許証を自主返納する高齢者への支援など、新たな課題も明らかになってきています。

このようなことから、市では、新しい移動支援策として、地域内の定められたルート上を乗り降り自由、利用登録、予約不要で無料で周回する「おとしよりぐるりんタクシー」の運行を2020年から開始しました。

運行ルートについては、倉渕・榛名・吉井の3地域と、乗附・片岡・寺尾・南八幡・長野の5地区で、計13ルートを設定しており、既存の公共交通の利用が不便な地域や、地域内の大型スーパーや医療機関などを結ぶルートを設定し、高齢者の日常生活を支える新たな交通手段として多くの高齢者にご活用いただいております。

誰もが、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしつづけられるよう、今後も、既存ルートの見直しや新規ルートの創設を含め、事業内容を継続的に見直し、より充実した事業展開を行っていきます。



⑨はいかい高齢者救援システム

認知症により徘徊する高齢者の増加が社会問題となる中、市では、認知症の予防や早期発見、認知症の人たちへの地域での見守り体制の構築などを進めてきました。2015年からは、さらなる支援策として、「はいかい高齢者救援システム」を構築し運用しています。

このシステムは、徘徊のおそれのある高齢者等に GPS 機器を無料で貸与することで、万が一、徘徊により所在が分からなくなってしまった場合にも、警察等と連携しながら徘徊高齢者の早期発見・保護につなげるものです。

機器の管理運用を行う見守りセンターが、24 時間 365 日体制で対応しており、緊急時に、家族や介護者から依頼があったときには、徘徊高齢者の位置情報をメールや電話でお知らせします。また、家族が保護に向かえないときは、見守りセンターの職員が駆けつけて、家族支援を行っています。

運用開始から8年間で 1,764 件の依頼がありましたが、全てのケースで早期発見につなげることができました。また、依頼から発見までの所要時間も 1 時間以内となっていることから、家族の負担軽減にも大きな効果を発揮しています。

この高齢福祉分野での取り組みを受けて、2016 年からは、障害を有する人にも利用対象を拡大し「障害者救援システム」の運用を開始しており、誰もが安心して暮らせるまちへの取り組みをさらに進めています。

⑩高齢者等あんしん見守りシステム

市では、体調不良などの緊急時に助けを呼べる「緊急通報装置」を無料で設置し、ひとり暮らし高齢者等の不安の解消に努めてきましたが、より見守り体制の強化をしたいとの思いから、人の動きを感知する「安否確認センサー」を高齢者宅に設置することで、一定時間住人の動きがない場合などに、24 時間 365 日体制で対応している見守りセンターに自動通報する「高齢者等あんしん見守りシステム」を 2012 年から導入しています。

導入から 11 年が経過する中で、機器の設置台数は 4,810 台に及び、これまで多くのケースで見守りを行ってきました。「緊急通報装置」からの通報により、見守りセンターにて救急搬送を要請したケースは 1,431 件、「安否確認センサー」からの自動通報により、見守りセンターが関わった緊急事案は 283 件ありました。その内、194 人もの高齢者の命を救うことができるなど、大変大きな効果を発揮しています。

また、残念ながら救助には結びつかなかったケースについても、24 時間以内の早期発見につながっており、見守り体制を強化することで、高齢者本人の安心だけでなく、離れて暮らす家族の安心にもつなげています。



第3章 高崎市独自の先進的な取り組み

⑪高齢者配食サービス

高齢者にとって、バランスの良い食事を摂ることは健康を維持するうえで欠かせないことから、「給食サービス」として平日の昼食にお弁当をお届けし、高齢者の支援を行ってきました。

しかし、週末や昼食以外についてもお弁当を希望するニーズが多く、また、支援を充実させることで、在宅生活の維持にもつながることから、2016年にサービス内容を大幅に見直し、新たに「配食サービス」としてサービスを開始しました。

配食サービスでは、朝昼晩の3食に対応するとともに、味の好み合わないといった要望にも対応できるよう、事業者の変更も可能とするなど柔軟な対応を心がけています。

配食サービスを開始してから8年が経過し、2015年度、83,289食（延べ利用者6,887人）だった実績が、2022年度には、195,387食（延べ利用者9,261人）となるなど、大幅なサービス向上につながっており、栄養バランスの良い食事で多くの高齢者の健康をサポートしています。さらに配食事業者が本人に直接お弁当を手渡しすることで、日々の定期的な見守りにもつなげています。

	朝食	昼食	夕食
料金	200 円	350 円	350 円

⑫ふれあい・交流 農業体験バスツアー

市では、2019年度から認知症の早期対応・予防につなげる取り組みとして、もの忘れが気になり始めた人や外出の機会が少ない人を対象に「ふれあい・交流 農業体験バスツアー」を実施しています。2023年度は計7回実施し、高齢者や同行者が参加しやすいよう高崎駅や各支所を中心に1日に2箇所（計14箇所）に集合場所を設け、計123人が参加しました。

バスツアー当日は、社会参加活動による「生きがいつくり」として榛名地域の梨農園で「収穫作業体験」を行ったほか、認知症予防として榛名湖畔の普段とは違った自然豊かな環境での「頭と体を動かす体操」や「思いを語ろう会」で参加者同士の交流を図りました。

また、バスツアーには、見守り・サポート役として、高齢者あんしんセンターの「認知症地域支援推進員」と地域で見守り活動や認知症カフェ等の支援を行う「オレンジサポーター」が同行し、関係者との連携を図っています。

今後も「ふれあい・交流 農業体験バスツアー」を通じて地域とのつながりや人との交流を支援し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人発信支援や普及啓発、予防、早期対応、介護者支援、社会参加の取り組みを進めていきます。

(3) 3つのゼロを目指す取り組み

①特別養護老人ホームの待機者ゼロ

2040 年にかけて団塊ジュニア世代が 65 歳以上に到達し、また 75 歳以上人口は 2055 年まで増加傾向となるなど、特別養護老人ホーム等への施設入所を必要とする人が増えていくことが想定されるため、市では、これまでも積極的に施設整備を行ってきました。

今後も、施設入所を必要とする人は増加することが見込まれるため、入所希望者が長期間自宅で待機することなく、速やかに入所することができるよう、入所待機者をゼロにする目標を掲げ、社会福祉法人等へ施設整備（増床等）に係る費用の一部を補助し、入所待機者の減少に努めています。



3 年間で 244 床が新たに稼働し、待機者数は 143 人減少し 362 人に(2023 年 5 月)

②孤独死ゼロ

ひとり暮らし高齢者の約 6 割が日常生活に何らかの不安を感じているとの調査結果や、いわゆる「老老介護」を含む高齢者のみの世帯も急増している中、誰にも看取られず息を引き取り、その後、相当期間気づかれない、いわゆる「孤独死」が大きな社会問題となっています。

市では、高齢者等あんしん見守りシステムを導入することで、「孤独死」をゼロにする取り組みを進めています。また、高齢者あんしんセンターによる積極的な訪問活動により、地域の見守り体制を強化することで、孤独死の防止につなげています。



システム設置数は約 4,900 台（2023 年度末見込）で、3 年で 500 台以上増加
これまでに、194 件の救出に成功（2023 年 9 月末）

③買い物困難者ゼロ

高齢者にとっての買い物は、単に商品を購入することだけでなく、商品を選ぶことや人とのふれあいを楽しむ機会でもあり、高齢者自身の日常生活が自立するばかりではなく、介護予防や健康増進にもつながります。しかし、自宅近くに商店がなかったり、移動手段がないなどのいわゆる買い物困難者と言われる高齢者も多くいます。

こうした買い物困難者を支援するため、2023 年からは高齢者世帯買い物 SOS サービス事業を開始し、また現在までも、ぐるりんバスなどの公共交通の充実、高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業、高齢者等買物代行事業、高齢者向け買い物支援タクシーチケット交付事業などによる全市的な支援を行っています。また、おとしよりぐるりんタクシーの運行や、倉渚地域での倉渚地域高齢者買い物支援事業の実施など、買い物困難者ゼロの実現に向け、地域に応じたきめ細やかな支援を行っています。



「高齢者世帯買い物 SOS サービス事業」創設、「おとしよりぐるりんタクシー」の充実

第2節 高齢者あんしんセンター

（１）機能と役割

高齢者あんしんセンターは、高齢者の抱える心配ごとや悩みごと、介護保険に関する疑問などの総合相談窓口です。市内 29 箇所に設置されており、市（長寿社会課）と緊密に連携しながら業務を行っています。

電話や来所による相談はもちろんですが、「待つ福祉から出向く福祉へ」を合言葉に、積極的に地域へ訪問することで、より地域に密着したきめ細やかな支援を行っています。

市内 29 箇所の高齢者あんしんセンターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等がそれぞれ配置され、専門職がその専門性を活かしながらチームとして連携しつつ業務を行っています。

（２）市と高齢者あんしんセンター

市（長寿社会課）では、高齢者あんしんセンターの総合調整・後方支援などの統括的な業務を行うとともに、困難事例や虐待への対応、地域ケア会議の推進、介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）への指導・相談などを行います。

高齢者あんしんセンターは、地域に密着した身近な窓口として、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント、ケアマネジャーへのケアマネジメント支援等を行います。また、高齢者の来所を待たず、支援を要する高齢者を把握するとともに、より多くの高齢者の実態を把握するため、窓口業務だけでなく、高齢者の自宅への訪問を積極的に行います。

市（長寿社会課）と高齢者あんしんセンターが連携して業務を行うことで、困難事例などへの迅速な対応が可能となると同時に、それぞれの高齢者あんしんセンターが緊密に連携しながら一体的に機能することで、地域包括ケアシステム構築に向けての中核的な役割を果たすことが期待されています。

（３）課題と機能強化

「待つ福祉から出向く福祉へ」の大転換を図ってから 9 年が経過し、高齢者あんしんセンターは地域に浸透してきましたが、それぞれの高齢者あんしんセンター間の活動状況に差が見られるなど、課題も見えています。

また、高齢者への積極的な訪問により、高齢者だけではなく、子育て、不登校、障害、難病など、世帯全体で複合的な問題を抱えるケースも多く見受けられることから、多方面に対して早期に対応していく必要性も生じています。

このような状況に対応するため、市（長寿社会課）の総合調整機能を充実させ、高齢者あんしんセンターからの相談や複合的な問題への横断的なコーディネートを行うなど、それぞれの高齢者あんしんセンターが、より機能を発揮して活性化し、自主性をもって活動していけるよう、後方支援体制の充実が求められています。

(4) 高齢者あんしんセンターと担当圏域

高齢者あんしんセンター名	所在地	電話番号	担当圏域
高齢者あんしんセンター 通町	通町 143-2	322-2011	中央・南・城南
高齢者あんしんセンター たかさき社協	末広町 115-1	370-8847	東・西・北
高齢者あんしんセンター 希望館	江木町 1093-1	322-2034	塚沢・浜尻
高齢者あんしんセンター 高風園	寺尾町 2412	325-3578	片岡
高齢者あんしんセンター ホピ園	寺尾町 621-1	324-8844	寺尾
高齢者あんしんセンター サンピエール	上佐野町 786-7	346-3760	佐野
高齢者あんしんセンター ことり	下小島町 1234-2	362-1896	六郷（一部※1）
高齢者あんしんセンター ようざん なみえ	上並榎町 1182	388-9143	六郷（一部※2）
高齢者あんしんセンター 若宮苑	上大類町 759	352-1119	城東・東部
高齢者あんしんセンター MWS 日高北	日高町 349	384-8218	中川・新高尾
高齢者あんしんセンター 八幡	藤塚町 202	381-5367	八幡（一部※3）
高齢者あんしんセンター 豊岡	藤塚町 202	381-5387	豊岡
高齢者あんしんセンター さとの花	乗附町 208	321-2000	乗附・八幡（一部※4）
高齢者あんしんセンター 森の小径	浜川町 836-2	344-4439	長野
高齢者あんしんセンター こまい	宿大類町 921-2 2階	352-6366	大類・京ケ島（一部※5）
高齢者あんしんセンター MWS 日高南	吉井町馬庭 2204	381-8826	南八幡・吉井中央（一部※6）・ 吉井入野（一部※7）
高齢者あんしんセンター 倉賀野・新町南	倉賀野町 1592-2 新町 1906-7	347-7277 0274-42-1033	倉賀野 新町第二
高齢者あんしんセンター くろさわ 岩鼻	東中里町 190-4	388-8116	岩鼻
高齢者あんしんセンター 恵峰園	京目町 1632-1	353-2359	京ケ島（一部※8）・滝川
高齢者あんしんセンター くろさわ	中居町 3-20-8	353-2333	中居
高齢者あんしんセンター いわた	矢中町 841	347-4561	矢中
高齢者あんしんセンター くらぶち	倉渚町三ノ倉 303	395-6200	倉渚
高齢者あんしんセンター 箕郷 いずみ	箕郷町矢原 12-1	371-8503	箕輪・箕郷東・車郷
高齢者あんしんセンター ルネス二之沢	足門町 166-1	372-4165	金古・金古南・上郊
高齢者あんしんセンター 関越中央	北原町 179-1	386-2270	国府・堤ヶ岡・桜山
高齢者あんしんセンター みどりの新町	新町 333	0274-42-0200	新町第一
高齢者あんしんセンター 新生会	中室田町 2252	395-8080	室田
高齢者あんしんセンター はるな	下室田町 965-1	395-6580	里見・久留馬
高齢者あんしんセンター 吉井中央	吉井町吉井 415-1	320-3166	吉井中央（一部※9）・ 吉井西・吉井入野（一部※10）

（2024年4月1日現在）

※1 上小島町第1・2、下小島町第1～5、緑町に限る。

※2 上小島町、上並榎町第1、下小島町第1・2、筑縄町第1～3に限る。

※3 鼻高町第1～3を除く。

※4 鼻高町第1～3に限る。

※5 一ツ谷町、西島町、矢島町に限る。

※6 吉井町第34区～36区に限る。

※7 吉井町第22区～24区に限る。

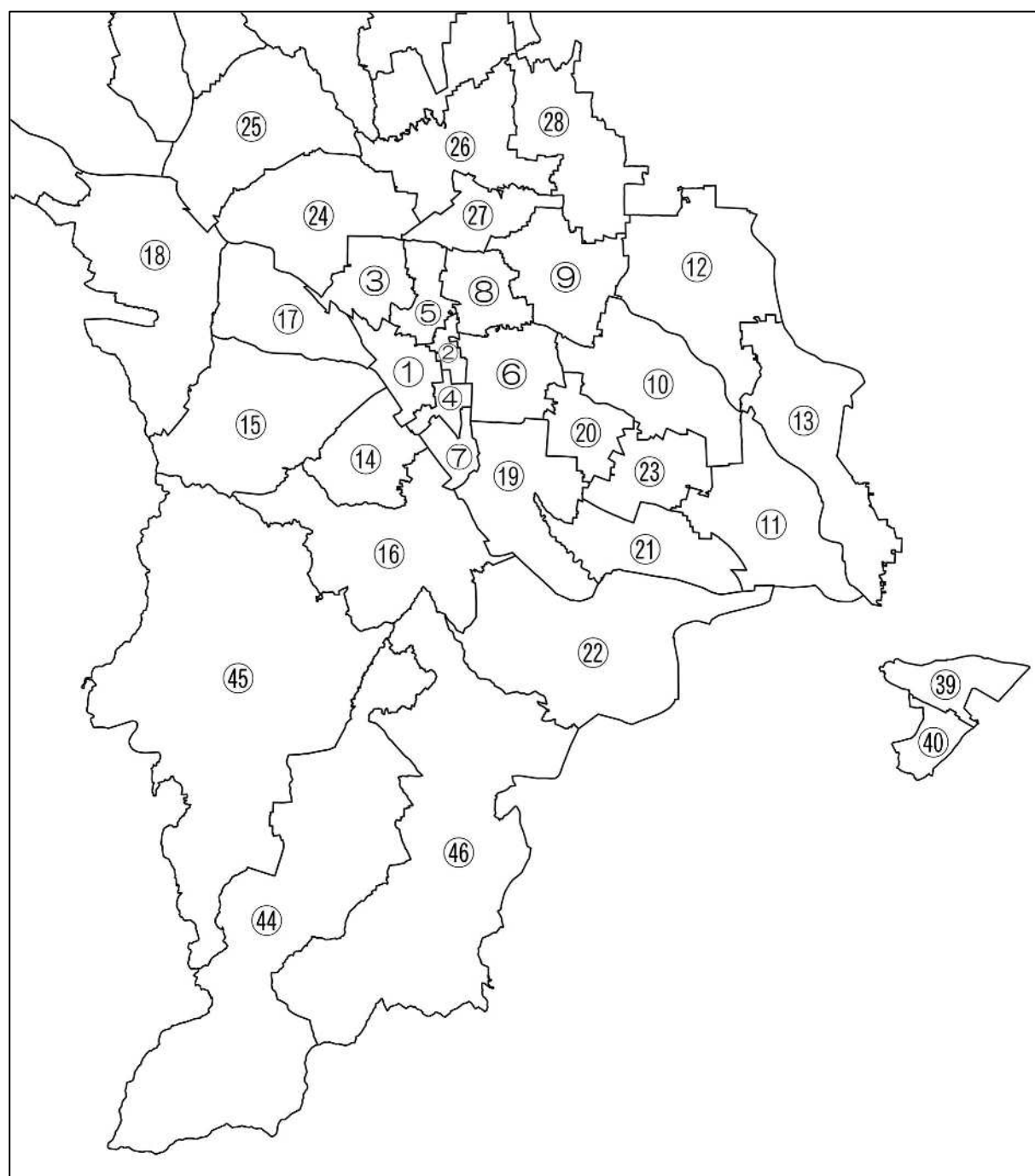
※8 一ツ谷町、西島町、矢島町を除く。

※9 吉井町第34区～36区を除く。

※10 吉井町第22区～24区を除く。

第3章 高崎市独自の先進的な取り組み

＜日常生活圏域＞【旧高崎・新町・吉井地域】



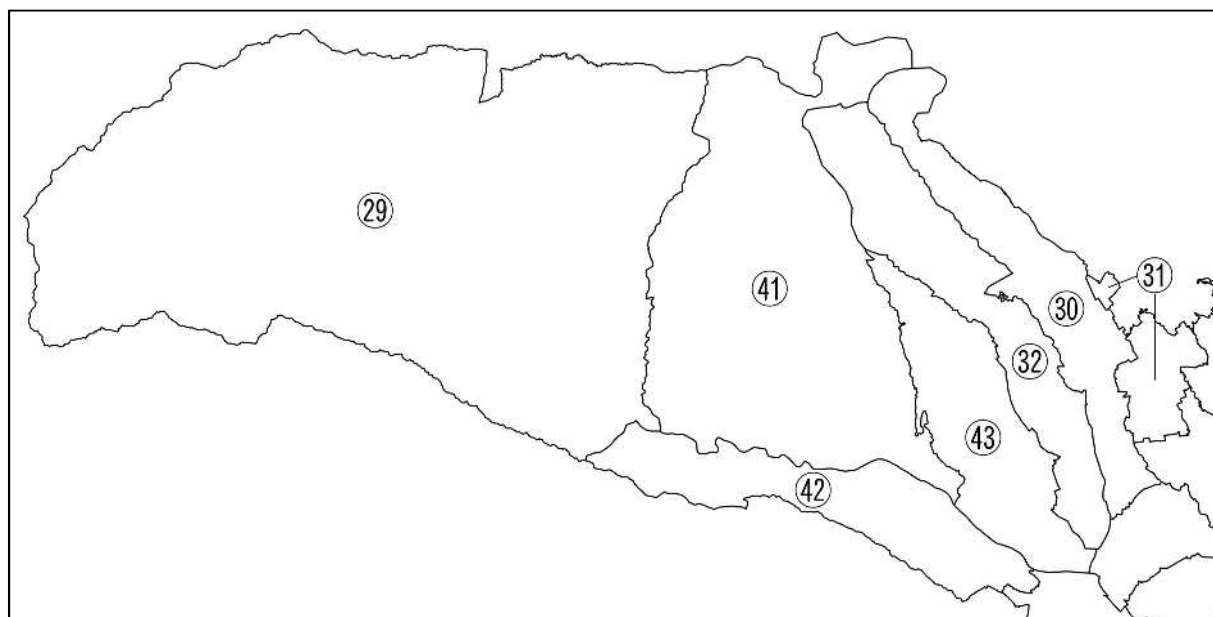
番号	圏域	担当する高齢者あんしんセンター	番号	圏域	担当する高齢者あんしんセンター
①	中 央	高齢者あんしんセンター 通町	⑲	佐 野	高齢者あんしんセンター サンピエール
②	東	高齢者あんしんセンター たかさき社協	⑳	中 居	高齢者あんしんセンター くろさわ
③	西	高齢者あんしんセンター たかさき社協	㉑	倉賀野	高齢者あんしんセンター 倉賀野・新町南
④	南	高齢者あんしんセンター 通町	㉒	南八幡	高齢者あんしんセンター MWS日高南
⑤	北	高齢者あんしんセンター たかさき社協	㉓	矢 中	高齢者あんしんセンター いわた
⑥	城 東	高齢者あんしんセンター 若宮 苑	㉔	六 郷 (※3)	高齢者あんしんセンター ことり
⑦	城 南	高齢者あんしんセンター 通町			高齢者あんしんセンター ようざん なみえ
⑧	塚 沢	高齢者あんしんセンター 希望 館	㉕	長 野	高齢者あんしんセンター 森の小径
⑨	東 部	高齢者あんしんセンター 若宮 苑	㉖	中 川	高齢者あんしんセンター MWS日高北
⑩	大 類	高齢者あんしんセンター こまい	㉗	浜 尻	高齢者あんしんセンター 希望 館
⑪	岩 鼻	高齢者あんしんセンター くろさわ 岩鼻	㉘	新高尾	高齢者あんしんセンター MWS日高北
⑫	京ヶ島 (※1)	高齢者あんしんセンター こまい	㉙	新町第一	高齢者あんしんセンター みどの新町
		高齢者あんしんセンター 恵峰園	㉚	新町第二	高齢者あんしんセンター 倉賀野・新町南
⑬	滝 川	高齢者あんしんセンター 恵峰園	㉛	吉井中央 (※4)	高齢者あんしんセンター MWS日高南
⑭	片 岡	高齢者あんしんセンター 高風園			高齢者あんしんセンター 吉井中央
⑮	乗 附	高齢者あんしんセンター さとの花	㉜	吉井西	高齢者あんしんセンター 吉井中央
⑯	寺 尾	高齢者あんしんセンター ホピ園	㉝	吉井入野 (※5)	高齢者あんしんセンター MWS日高南
⑰	豊 岡	高齢者あんしんセンター 豊岡			高齢者あんしんセンター 吉井中央
⑱	八 幡 (※2)	高齢者あんしんセンター さとの花 高齢者あんしんセンター 八幡			

(2024 年 4 月 1 日現在)

圏域	町内会名	担当する高齢者あんしんセンター
※1 京ヶ島	一ツ谷町、西島町、矢島町	高齢者あんしんセンター こまい
	大沢町、大利根団地、京目町、京目町下京目、島野町第1・2、萩原町、萩原団地、元島名町	高齢者あんしんセンター 恵峰園
※2 八 幡	鼻高町第1～3	高齢者あんしんセンター さとの花
	金井淵町、剣崎町上・下、下大島町、藤塚町、町屋町、群馬八幡、八幡町第1～4、若田町	高齢者あんしんセンター 八幡
※3 六 郷	上小島町第1・2、下小島町第1～5、緑町	高齢者あんしんセンター ことり
	上小塙町、上並榎町第1、下小塙町第1・2、筑縄町第1～3	高齢者あんしんセンター ようざん なみえ
※4 吉井中央	吉井町第34区～36区	高齢者あんしんセンター MWS日高南
	吉井町第1区～4区・9区～15区・31区	高齢者あんしんセンター 吉井中央
※5 吉井入野	吉井町第22区～24区	高齢者あんしんセンター MWS日高南
	吉井町第16区～21区・33区	高齢者あんしんセンター 吉井中央

第3章 高崎市独自の先進的な取り組み

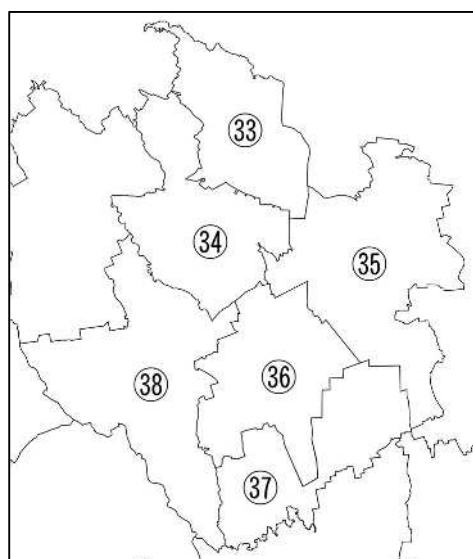
<日常生活圏域>【倉渕・箕郷・榛名地域】



番号	圏域	担当する高齢者あんしんセンター
②⑨	倉 渕	高齢者あんしんセンター くらぶち
③①	箕 輪	高齢者あんしんセンター 箕郷 いずみ
③②	箕郷東	
③③	車 郷	
④①	室 田	高齢者あんしんセンター 新生会
④②	里 見	高齢者あんしんセンター はるな
④③	久留馬	

(2024 年 4 月 1 日現在)

<日常生活圏域>【群馬地域】



番号	圏域	担当する高齢者あんしんセンター
③③	金 古	高齢者あんしんセンター ルネス二之沢
③④	金古南	
③⑤	国 府	高齢者あんしんセンター 関越中央
③⑥	堤ヶ岡	
③⑦	桜 山	
③⑧	上 郊	高齢者あんしんセンター ルネス二之沢

(2024 年 4 月 1 日現在)

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、75歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれています。今後はこれまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保などが求められています。

市では、前期計画（第8期）期間中にも、高齢者に寄り添った視点で、さまざまな市独自の施策を展開してきました。高齢者あんしんセンターを地域包括ケアシステム構築の推進拠点として位置付け、「待つ福祉から出向く福祉へ」を合言葉に積極的に地域を訪問し、高齢者一人ひとりに寄り添った支援と、高齢者を地域で支え合うための関係機関とのネットワークづくりなどに取り組んできました。

第9期計画では、前期計画の理念を踏まえつつ、さらにスピード感を持って施策の展開を図り、誰もが、『いつまでも安心して暮らせるまち 高崎』の実現を目指します。

【基本理念】

～いつまでも安心して暮らせるまち 高崎～

第2節 計画の基本方針

基本理念の実現に向け、誰もが、年齢を重ね、どのような状況になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現に向け、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進するとともに、人と人とのつながりや地域の自主性を尊重し、人や地域に寄り添った施策を展開するため、次のとおり基本方針を定めます。

【基本方針】

- I 元気に暮らし続けるためのいきがい・健康づくりの促進
- II 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実
- III 住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりの推進
- IV 持続可能な質の高い介護サービスの提供

I 元気に暮らし続けるためのいきがい・健康づくりの促進

年齢を重ねても、心身共に健康に、生きがいを持って暮らし続けるためには、日常的な健康づくりや介護予防の実践、またスポーツ活動や文化活動、ボランティア活動や就労など継続した社会参加が必要です。高齢者自らが健康づくりや介護予防の実践に積極的に取り組むことができるよう、環境の整備を進めるとともに、これまでの豊かな知識や経験、能力を生かし、生きがいを持っていきいきと暮らし、地域や社会で活躍し続けられるよう、多彩な学びの機会の提供のほか、ボランティア活動への支援や就労の機会の確保など、高齢者の活動機会の充実に取り組みます。

II 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実

誰もが、どんな時でも、住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、不安を解消することのできる相談・支援体制の整備と、見守り、支え合い、助け合う地域社会の構築が求められています。住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができるよう切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を強化していくと共に、支え手側、受け手側とに分かれることなく、誰もが役割を持ち、共に支えあい、活躍できる地域共生社会の実現に向け一層取り組みます。

III 住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりの推進

いつまでも安心して暮らし続けるためには、生活の基盤である「住まい」の確保や、可能な限り自立して日常生活を営むことのできるよう生活環境等を整えること、また災害等へ備えることも重要です。高齢者が身体的状況や経済的状況等に応じた適切な住まいを選択できるよう住環境の整備を進めるとともに、災害対策や移動支援など、日々の生活を送るうえで欠かせない取り組みについても、今後より一層充実させていきます。また、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域を共に創り、共に生きていく社会の実現を目指します。

IV 持続可能な質の高い介護サービスの提供

介護保険制度そのものを持続可能なものとして維持していくために、サービス基盤の整備の在り方を考えていくことや、要介護状態になっても安心した生活を送るために、必要な介護サービスを速やかに利用でき、必要に応じた介護サービスを選択できる環境を整えていくことが重要です。特別養護老人ホーム等の施設整備を進めるとともに、要介護度が高くなっても在宅での生活を維持できるための在宅サービスの充実をはかり、また介護保険制度の持続可能な運営に向けて、介護給付費の適正化や介護人材の確保・定着のための取り組みをより一層進めます。

第4章 計画の基本的な考え方

第3節 施策の体系

基本理念	基本方針
〽 いつまでも安心して暮らせるまち 高崎 〽	I 元気に暮らし続けるためのいきがい・健康づくりの促進
	II 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実
	III 住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりの推進
	IV 持続可能な質の高い介護サービスの提供

施策	具体的施策
1 健康づくり・介護予防の推進	(1) 健康づくり・健康診断の推進
	(2) 介護予防の推進
2 社会参加の促進	(1) いきがいづくりへの支援
	(2) 通いの場等への支援
1 相談・支援体制の充実	(1) 高齢者あんしんセンターの機能強化
	(2) 権利擁護等への取り組みの強化
2 多機関の協働による支援	(1) 連携して支えあう仕組みづくりの強化
	(2) 在宅医療・介護連携の推進
3 在宅生活を支える支援	(1) 市独自サービスの充実
	(2) 介護予防・生活支援サービスの充実
1 暮らしやすい環境の整備	(1) 住環境の整備
	(2) 移動支援の充実
	(3) 災害・感染症に対する体制整備
2 認知症施策の推進	(1) 本人や介護者への支援
	(2) 社会参加支援
1 介護サービス基盤の整備・充実	(1) 介護サービス基盤の整備
	(2) 介護サービスの質の向上
	(3) 介護サービス利用者や介護者への支援
2 持続可能なサービス提供体制の構築	(1) 介護人材の確保と定着支援
	(2) 介護現場の生産性の向上
3 介護給付費の適正化	(1) 指導体制の強化
	(2) 要介護認定・介護給付費の適正化

第5章 施策の展開

Ⅰ 元気に暮らし続けるためのいきがい・健康づくりの促進

1 健康づくり・介護予防の推進

＜背景＞

国の高齢社会白書によれば、我が国の平均寿命は2022年現在、男性は81.47歳、女性は87.57歳ですが、2070年には、男性は85.89歳、女性は91.94歳となり、女性の平均寿命は90歳を超えると見込まれています。

また、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間といわれる「健康寿命」は、2019年時点で男性が72.68歳、女性が75.38歳となっており、それぞれ2010年と比べて男性は2.26年、女性は1.76年伸びています。

しかし、健康寿命と平均寿命との間には、全国平均で8年以上の差があるとされ、高齢者が病気や心身の不調により生活の質を損なわず、できる限り元気で自立した生活を送るためには、高齢者自身が積極的に健康づくりや介護予防へ取り組むことや、その環境を整え、支えていく仕組みが必要です。

＜現状＞

市では、「健康増進計画」に沿って、がんや糖尿病など病気の早期発見、早期治療に繋げるための各種健（検）診や、関係団体と連携した健康増進指導教室や健康相談等に取り組んでいます。

また、介護予防については、高齢者あんしんセンターが行う介護予防教室等で楽しみながら参加できる体操や、運動・栄養・口腔機能の低下を予防するための講話の実施、通いの場等への専門職の派遣による支援、介護予防フェスティバルの開催などにより、介護予防の普及啓発や地域における住民主体の活動の支援に取り組んできました。

＜方針＞

本計画では、一人ひとりが自分自身の健康状態を把握し、日ごろから健康への関心や目標をもって「健康づくり」や「介護予防」に取り組めるよう、保健事業と介護予防事業の連携を図りながら一体的な支援を進めます。

（１）健康づくり・健康診断の推進

誰もがいつまでも健康で元気に活躍し続けられるよう、健（検）診による病気の早期発見・早期治療にとどまらず、日頃から病気にかからないための健康増進や、病気をもちながらも重症化させないための健康づくり対策を進めます。

また、高齢者が抱える健康状況や生活機能の両面にわたる課題に対応するため、介護予防の取り組みと一体的な事業実施に取り組みます。

【主な取り組み】

取組名		内容
1	各種健（検）診事業の実施	特定健康診査や各種がん検診等を実施し、病気の早期発見・早期治療につなげます。
2	健診結果に応じた指導	健診結果に応じた保健指導や重症化予防事業を実施し、生活習慣の改善と病気の予防、重症化予防につなげます。
3	関係団体と連携した講座等の開催	健康増進指導教室を通じ、健康づくりの啓発や健康増進、疾病予防に努めます。
4	健康相談	長寿センターや各保健センター等の相談窓口・電話において、専門職が心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。
5	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施	介護予防の取り組みと連携し、高齢者に対する個別的な支援や通いの場等での健康教育や健康相談を実施します。

（２）介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等になることへの予防や要介護状態等の軽減または悪化の防止を目的として行うもので、特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかける必要があります。

市では、高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような機会をつくるなど、高齢者本人を取り巻く環境を視野に入れた取り組みを進めていきます。

【主な取り組み】

取組名		内容
6	介護予防把握事業	高齢者あんしんセンターの積極的な訪問活動や民生委員等関係機関との連携により把握した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、住民主体等の介護予防活動へつなげていきます。
7	介護予防普及啓発	長寿センター等で開催する元気づくりステーション、高齢者あんしんセンターが行う介護予防教室、ふれあい・いきいきサロンや出前講座での介護予防の講話やパネル展などを実施し、介護予防について普及啓発を行います。
8	地域介護予防活動支援	住民自身が地域で社会参加できる機会を増やしたり、地域で介護予防の活動ができる介護予防サポーターを養成し、継続して活動ができるよう支援していきます。

2 社会参加の促進

《背景》

高齢になっても社会や地域とのかかわりを持ち、これまで培った知識や技術を生かすことは、生きがいや生活のはり、心の豊かさを持つきっかけになり、心身の健康につながります。ボランティア活動や就労的活動、地域活動等による高齢者の社会参加や生きがいつくりの促進など、地域の実情に応じたさまざまな取り組みを行うことが重要です。

また、このような活動を通じて、多世代にわたる地域の人や仲間と交流を図ることは、孤立を防ぐだけでなく、支え合いの地域づくりにもつながります。

《現状》

国が2019年度に実施した「高齢者の経済生活に関する調査」によれば、現在収入のある仕事をしている60歳以上の方の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答しており、70歳くらいまで又はそれ以上との回答と合計すると、約9割の方が高齢期にも関わらず高い就業意欲を持っていることがうかがえます。

市では、これまでボランティアや生涯学習、地域活動、就労などへの支援を行ってきたほか、地域住民が主体となって介護予防や支え合いの拠点づくりなどに取り組む通いの場等への活動支援などに取り組んできました。市が2022年度に行った「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」結果では、趣味の団体やサークルなどへ参加している高齢者の割合は、「趣味関係のグループ」が22.1%、「町内会」が19.8%、「収入のある仕事」が19.1%、「スポーツ関係のグループやクラブ」が19%、「介護予防のための通いの場」が14.2%、「ボランティアグループ」が9.5%、「長寿会」が7.6%、「学習・教養サークル」が6.7%となるなど、さまざまな方法により高齢者が社会参加を行っていることがうかがえます。また、生きがいについて尋ねた質問では、55.4%が「生きがいがある」と答えており、半数を超える高齢者が生きがいを持って日々の生活を送っています。

《方針》

本計画では、より多くの高齢者が生きがいつくりに興味を持ち、気軽に参加できるよう、引き続きニーズを踏まえた活動機会の提供と活動の支援に取り組むほか、高齢者が近所で日常的に地域の住民と触れ合うことができるよう、さまざまな通いの場等への支援を行うことや認知症の人への生きがいつくりの支援を行うことで、高齢者の社会参加や地域での支え合い活動の促進を図ります。

（１）いきがいくくりへの支援

少子高齢化が進む中で、地域や社会におけるさまざまな活動の担い手として高齢者の役割への期待が高まってきています。市では、就労の機会の提供やボランティア活動、長寿会活動、認知症の人へのいきがいくくりの支援等を行うとともに、高齢者のニーズを踏まえた生涯学習や文化活動等への支援、敬老を祝う取り組み等を通じて高齢者自らが地域や社会とつながり、また「支え手」ともなる社会参加活動への支援を進めます。

【主な取り組み】

取組名		内容
9	高齢者の就労への支援	市民の身近な相談窓口として、市内のハローワーク（公共職業安定所）、県シニア就業支援センターや高崎市シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、支援に努めます。
10	ボランティア活動への支援	ボランティアセンターを設置する社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報を発信し、公民館では高齢者向けボランティア講座等を開催するほか、市民活動センターソシアスでは、主にボランティア活動を行う各団体に対して知識や技術の習得を図るための人材育成支援など、地域におけるボランティア活動の振興に努めます。
11	生涯学習、文化、スポーツ活動への支援	より多くの高齢者が生涯学習や文化・スポーツ活動等を行えるよう、若いうちからの活動の習慣化や世代を超えた交流の促進など、幅広い高齢者のニーズを取り入れた事業の実施と周知活動に取り組みます。
12	長寿会活動への支援	活動が活発化し、いきがいや健康づくり、地域の支え合い活動の促進につながるよう、長寿会活動を支援します。
13	長寿を祝う取り組み	敬老事業が活性化し、地域の高齢者とのつながりを創出できるよう、敬老事業を実施する区長会や町内会への支援を実施します。
14	長寿センターの利用促進	より多くの高齢者等が健康増進などの場として気軽に利用できるよう、多様化する高齢者のニーズに合わせた催し物の実施や施設の利便性の向上に取り組みます。

取組名		内容
15	認知症の人への生きがいづくりの支援	認知症になっても生きがいを持って生活ができるよう、「ふれあい・交流 農業体験バスツアー」の開催や、「認知症カフェ」への参加支援、「本人ミーティング」の取り組みを普及し、地域とのつながりや社会参加の機会を得られ、生きがいを見つけられるよう支援します。

（２）通いの場等への支援

地域関係が希薄になってきている現代において、核家族化や高齢者の単独世帯の増加等による高齢者の孤立などの問題が表面化してきています。

市では、高齢者が近所で日常的に地域の住民と触れ合うことができるさまざまな通いの場等において、高齢者の参加や交流を図ることで介護予防や自立支援、地域における互助の活動につながるよう支援を行います。また、職能団体と連携し、医療や介護の専門職によるアプローチを行い、高齢者自らが介護予防に取り組めるよう支援を行います。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により低下した通いの場への参加率を向上させるため、引き続き周知等を行います。

《本市の「通いの場等」とは》

通いの場	高齢者あんしんセンターや介護予防サポーターが関わり実施する、介護予防に効果のある継続して通える場です。
高齢者の居場所	高齢者の自立支援を促進し、住民同士のつながりや支え合いの創出拠点として、誰もが自由に参加できる集いの場です。
ふれあい・いきいきサロン	社会福祉協議会が主体となって推進している事業で、地域の高齢者が歩いて行ける範囲にある公民館や集会所などに集まり、お茶飲みや食事、体操などをしながら、無理なく、仲間づくりや社会参加に結び付けていく交流の場です。
認知症カフェ	認知症の方やその家族を含め、誰でも気軽に参加でき、認知症や介護の専門職への相談や、同じ悩みや経験を持つ人たちと情報交換ができる場です。

【主な取り組み】

取組名		内容
16	通いの場等の把握と周知	高齢者が住み慣れた身近な地域において、体操や趣味活動等を通して交流を図ることで、認知症予防等の介護予防や自立支援につながることを目指す住民主体の通いの場を把握し、地域住民への周知を行います。

取組名		内容
17	通いの場等への専門職派遣	地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体と協働して住民主体の通いの場へ医療専門職を派遣し、その活動が効果的な介護予防の取り組みへつながるための支援を行います。
18	高齢者の居場所づくりへの支援	高齢者の自立支援を促進し、住民同士のつながりや支え合いの創出拠点として、地域や世代を限定せずに誰もが自由に参加できる高齢者の居場所づくりを支援します。
19	ふれあい・いきいきサロンへの支援	社会福祉協議会と連携し、気軽に集え、無理なく楽しく自由に参加できるふれあい・いきいきサロンの活動を支援します。
20	認知症カフェへの支援	「認知症カフェ」運営者が参加者たちの交流を図れる機会を設け、その取り組みを拡充していくための支援を行います。また、「認知症カフェ」で健康相談等が行えるよう身近な地域の専門職とも連携していきます。
21	認知症伴走型支援事業	認知症であっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、進行過程で起き続けるさまざまな変化や課題について、本人や家族の相談支援を早期から行なうことで、生きがいを感じながら生活できるように支援していきます。また、認知症の症状が変化した場合においても、本人や家族に寄り添い続けることで、地域での生活を支えていきます。

Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実

1 相談・支援体制の充実

《背景》

高齢化がますます進行する中、高齢者が安心して暮らすことができるよう、生活支援や医療・介護・住まいなどが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が一層求められています。また、ひとり暮らし高齢者の増加や地域でのつながりが希薄化する中、高齢者を地域で見守り、支え合うための相談・支援体制の構築も重要となります。

また、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性も高まってきています。

《現状》

前期計画では、高齢者あんしんセンターを地域包括ケアシステム構築のための中核機関として、高齢者一人ひとりに寄り添った支援と、高齢者を地域で支え合うための関係機関とのネットワークづくりなどに取り組んできました。また、多様な主体と連携した「地域ケア会議」により、個別課題の解決やネットワークの構築、地域課題の把握を進めるとともに、複合的な課題を抱えた世帯の高齢者等に対して、地域や関係機関と連携し、支援を行ってきました。

今後は、地域課題の複雑化・複合化が進んでいくため、必要な支援や、他分野や多機関との更なる連携の強化等による取り組みの充実が期待されています。

《方針》

今後、高齢者あんしんセンターの機能強化を図ることにより、引き続き地域包括ケアシステムの構築を推進していくとともに、複合的な課題を抱えた世帯に対応するため、他分野や他の専門機関と連携を一層深めることで、共に支え合う地域づくりに取り組みます。

また、県や関係団体、地域と連携を図りつつ、PDCAサイクルを活用した高齢者虐待防止などの体制整備を進め、有料老人ホーム等も含めた虐待防止対策を推進するとともに、権利擁護への取り組みも一層強化していきます。

（１）高齢者あんしんセンターの機能強化

市内 29 箇所の高齢者あんしんセンターにおいて、引き続き「待つ福祉から出向く福祉へ」を合言葉に積極的な訪問活動を実施し、地域の高齢者の実態を把握するとともに、高齢者に寄り添った支援を行います。市では、高齢者あんしんセンターを中心として地域包括ケアシステムの構築を推進しています。センターの役割や業務負担が年々増加していることから、地域住民への支援をより適切に行うための体制の整備を進めていきます。

また、多様な主体と連携した「地域ケア会議」により個別課題の解決やネットワークの構築、地域課題の把握を進めるとともに、複合的な課題を抱えた世帯の高齢者に対して、警察などの関係機関や民生委員、地域住民と連携した支援を行うなど、より一層の機能強化を図ります。

【主な取り組み】

取組名		内容
22	総合相談機能の充実	高齢者あんしんセンターにおいて、積極的な訪問活動を継続して実施し、地域の高齢者の実態を把握するとともに、相談への適切な情報提供や各種サービスの紹介をするなど、高齢者に寄り添った支援を行います。また、高齢者あんしんセンターの運営について、点検・評価を行い、その結果を踏まえ、翌年度に向けた方針や改善策等を確認し、センターの運営・体制・機能の充実を図ります。
23	センター間の連携強化	基幹型センターは、高齢者あんしんセンター間の総合調整や高齢者あんしんセンターが実施する介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援、虐待事案への連携した対応などを行うことで、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取り組みを推進します。
24	地域ケア会議の推進	高齢者への支援の充実やケアマネジャー等のケアマネジメント実践力の向上、地域課題の解決等を目的として「地域ケア個別会議（随時型）」「介護予防のための地域ケア個別会議（定期型）」「地域別課題検討会議」を開催します。また、ケアプラン検証の場として地域ケア会議を活用します。会議で把握した市全域で対応が必要な課題について、高崎市介護保険運営協議会等で検討を行います。

第5章 施策の展開（Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実）

取組名		内容
25	地域や関係諸機関との協力体制の構築	高齢者あんしんセンターは、民生委員との定期的な情報交換や地域の活動、高齢者サロンなどにも積極的に参加し地域住民と連携を深めるとともに、警察などの関係機関や民生委員、地域住民との地域支援ネットワークの構築に努めます。また、高齢者だけでなく障害者や子育てに関する複合的な課題を抱えた世帯に対しては、高齢者あんしんセンターが、障害者 SOS センターやこども救済センター等と連携して支援を行います。
26	支援を適切に行うための体制整備	高齢者あんしんセンターの業務の質を確保することに留意しつつ、介護予防支援の指定対象を居宅介護支援事業所に拡大するなど、センターの業務負担軽減を推進し、高齢者あんしんセンターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備します。

(2) 権利擁護等への取り組みの強化

高齢者を狙った消費者被害や虐待などの権利侵害が社会問題となっています。市では、高齢者あんしんセンターを中心に、高齢者の権利を擁護し、尊厳をもって安心して暮らせるよう支援を行うとともに、関係機関とのネットワーク体制を構築しています。

また、認知症などにより判断能力が低下した高齢者が不利益を被らないよう、財産管理や身上保護を行う成年後見制度の利用促進を図ります。

【主な取り組み】

①成年後見制度

取組名		内容
27	普及啓発活動の実施	認知症等の理由で判断能力が低下した人の権利を守り、地域で安心して生活ができるよう、成年後見制度の普及啓発を図ります。
28	相談支援体制の強化	専門職団体、関係機関と連携し、市民が専門職へ相談しやすい体制の構築を図ります。また、本人や親族が申立手続きをする際の支援を行います。
29	市民後見人の活動支援	市民後見人候補者が案件を適切に受任するための調整や市民後見人のスキル維持のためのフォローアップ研修を実施し、活動を支援します。
30	経済的困難者に対する費用助成	経済的な理由等により成年後見制度の利用が困難な場合には、成年後見制度利用支援事業により後見人等報酬費用等の助成を行います。

②消費者被害防止

取組名		内容
31	普及啓発活動の実施	高齢者あんしんセンターや警察等の関係機関、各地区の関係者等と連携を図るとともに、出前講座や講演会などの開催、チラシやパンフレットなどの配布により消費者被害等の防止に向けた周知啓発に取り組みます。
32	特殊詐欺対策電話装置等の購入助成	振込詐欺等の特殊詐欺、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、特殊詐欺防止機能が付いた電話装置等の購入に対して助成を行います。

第5章 施策の展開（Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実）

③虐待防止

取組名		内容
33	普及啓発活動の実施	高齢者あんしんセンターや警察等の関係機関や各地区の関係者等と連携を図りつつ、チラシやパンフレットなどの配布により高齢者虐待の防止に向けた周知啓発に取り組みます。
34	支援体制の機能強化と充実	虐待等の未然防止・早期発見のほか、高齢者の安全を迅速に確保するため、民生委員、警察や介護事業者等関係機関との連携や協力体制の構築により機能強化に努めます。また、高齢者あんしんセンター等に対する研修を実施するとともに、高齢者虐待対応マニュアルに基づき、基幹型センターと高齢者あんしんセンターが連携して早期に対応するなど相談・支援機能の充実に取り組みます。

2 多機関の協働による支援

《背景》

今後高齢化が一層進展する中で、高齢者・障害・児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現が求められています。

また、一人ひとりの状態に応じ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護が連携し、本人や家族の気持ちに寄り添えるような体制の整備が求められています。

《現状》

高齢者を地域で支え合う協議体活動は、地域住民や高齢者あんしんセンター、社会福祉協議会などが中心となり、現在、市内には「第1層協議体」と26箇所の「第2層協議体」が発足しています。協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化等を通じ、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを、ボランティアや社会福祉法人等と連携し、充実・強化を図ってきました。

また、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りまでを切れ目なく提供する在宅医療・介護連携を推進してきました。

《方針》

本計画では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域や関係者と連携し、地域活動の支援や担い手の養成などを一層進めることで、共に支え合う地域づくりに取り組むとともに、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検を行い、その結果も参考にしながら、通いの場等の既存資源の活用や、新たな地域資源の創出により、地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげていけるよう努めます。

また、誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、医療・介護情報基盤の整備等を通じ、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築します。地域医療構想調整会議等における協議内容や結果等を共有し、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者に対しては、その状況や変化についても把握・分析を行い、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供を進め、より一層医療と介護の連携を強化していきます。

第5章 施策の展開（Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実）

（１）連携して支えあう仕組みづくりの強化

高齢化の進展により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加などが見込まれており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための取り組みが求められています。地域の特性や実情に応じた支え合いの体制づくりをそれぞれの地域で進めることができるよう、市では生活支援体制の整備や地域の関係機関と連携した見守り体制の強化を図るとともに、世代や分野を超えた交流を通じて地域の中での住民同士の結びつきや住民の支え合いの機運の醸成、新たな担い手の養成に取り組みます。

【主な取り組み】

取組名		内容
35	社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会との連携を強化し、その活動を支援することで、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などを対象とした見守り支援、生活支援に取り組みます。
36	民生委員との連携	民生委員と協力し、ひとり暮らし高齢者への訪問等を実施します。また、地区民児協会長会を実施し、民生委員の主体的な活動のため、行政・社協からの連絡や各地区の活動状況について情報共有を行います。
37	民間事業者等との連携	民間事業者（新聞配達業者や宅配業者など）や警察等と連携し、地域全体で高齢者を見守る体制づくりに取り組みます。
38	交流の機会の創出	公民館や小学校、児童館等で行われる各種教室や懇談会等の機会を通じて、高齢者と子育て世代、児童、学生との世代間の交流を図り、住民同士の結びつきや地域における支え合いの機運の醸成、新たな担い手の育成に取り組みます。
39	高齢者向け交通安全教室の実施	高齢者の交通安全に対する意識を高め、地域で安心して生活できるよう、地域住民などと連携を図りながら、高齢者あんしんセンターや長寿センター等で交通安全教室を開催します。
40	生活困窮者自立相談支援事業	相談者が抱える複雑な課題に対し、相談支援員が相談者に寄り添いながら自立等に向けた支援を行う。

取組名		内容
41	協議体活動の充実	住民や高齢者あんしんセンター、社会福祉協議会などが中心となり、第1層協議体（市全域）と第2層協議体（各地域）が活動しています。協議体活動の普及啓発や協議体への支援、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす第1層・第2層生活支援コーディネーターを配置することにより協議体活動の充実を図るとともに、区長・民生委員等各地区の関係者、専門職、関係機関の協力やNPO法人、ボランティア団体、民間事業者など地域のさまざまな活動主体との連携により、地域の支え合いや、住民主体の生活支援サービス等の実施に向けた体制づくりを促進します。
42	地域の支え合いの担い手養成	第1層・第2層協議体と連携を図りつつ、地域の支え合いの重要性について普及啓発を行うとともに、地域支え合いサポーターや、住民主体の生活支援サービス等の担い手の養成や活動支援に取り組みます。
43	チームオレンジ活動の充実	オレンジサポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」の活動を支援していきます。また、地域支援のため、認知症の方やその家族、地域住民、専門職が集う場である「認知症カフェ」を拡充していきます。
44	認知症の早期発見・早期対応、地域連携の充実	認知症初期集中支援チームの支援の充実や認知症地域支援推進員の活動促進、認知症サポート医による症状と治療についての認知症相談など、認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、早期診断・早期対応体制の強化や地域での生活を支える介護サービス・医療サービス等の情報提供を行い、必要なサービスにつながるよう支援していきます。また、「認知症カフェ」や介護者のつどい等の既存の活動や地域の民間部門、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域密着型サービス事業所、認知症の人と家族の会等の関係機関や専門職と連携し、日常生活支援や家族支援を行っていきます。

第5章 施策の展開（Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実）

（２）在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、サービスを利用する市民の目線に立って、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを切れ目なく提供することが求められます。

市では、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者に対して医療と介護の連携を推進するため、医療機関やケアマネジャー、介護サービス事業所等との連携体制の構築に取り組みます。また、かかりつけ医の必要性、在宅での療養や終末期ケア、看取りなどについて市民が関心を高め、理解を深めるとともに、在宅での療養が必要になった時に必要なサービスを選択でき、在宅療養を継続できるよう周知啓発に取り組みます。

【主な取り組み】

①提供体制の構築

取組名		内容
45	現状分析・課題抽出・施策立案	医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進のための現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行います。
46	在宅医療・介護関係者に関する相談支援	在宅医療・介護連携の相談窓口として医療介護連携相談センターを２箇所設置し、地域の医療・介護関係者や高齢者あんしんセンターからの相談を受け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援します。
47	医療・介護関係者の情報共有の支援	医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の状況、かかりつけ医機能の確保状況、入退院時等に活用する医療・介護関係者のための情報共有に関する手引きの活用状況を把握し、連携の課題の抽出と対応策の検討を行います。
48	医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者の連携を推進するために、多職種でのグループワーク等の研修を行っていきます。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会等を行います。

②地域住民へ向けた取り組み

取組名		内容
49	普及啓発活動の実施	医療・介護が必要な状態になっても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、在宅医療・介護に関する必要な情報の発信と理解を促すための講演会やフェスティバル等を開催します。

3 在宅生活を支える支援

《背景》

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、外出支援や家事支援などを含む日常生活の支援等、多様なサービスを整備することが求められています。

また、高齢者世帯が抱える課題は、近年、複雑化・複合化していることから、高齢者だけではなくその介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害福祉や児童福祉など他分野や他の福祉サービスと連携し、高齢者世帯の実情やニーズに合わせた支援体制の構築が必要です。

《現状》

市では、独自事業として、「介護 SOS」、「高齢者ごみ出し SOS」、「高齢者かしごと SOS」などの SOS サービスを実施しています。また、「子育て SOS」や「ヤングケアラー SOS」など障害福祉や児童福祉などの分野の枠を超えた取り組みも行っております。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で出来るだけ長く自立した日常生活を送ることができるよう、「高齢者等あんしん見守りシステム」や「はいかい高齢者救援システム」など介護保険で対応していないきめ細やかな在宅生活に対する支援や、総合事業では、訪問型サービス等を継続して実施してきました。

こうした取り組みが進む一方で、8050 問題やダブルケアなどの複雑化・複合化したケースに対応するための、より包括的な支援体制の構築など、更なる取り組みの充実や連携強化が必要となってきています。

《方針》

今後も支援を要する高齢者の増加とニーズの多様化が見込まれることから、引き続きこれらの事業を実施するとともに、障害福祉や児童福祉など他分野とも連携を図りながら必要となる事業の充実や見直しを進めます。また、ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のため、各 SOS サービスを継続して実施します。

また、高齢者あんしんセンターによる総合相談支援機能の活用等により他の専門機関と連携を深めることで、重層的支援体制の整備などに向けた取り組みをより一層進め、関係団体・関係機関等との協働体制の充実・強化を図りつつ、生活支援サービス等の実施・充実に向けた取り組みを進めます。

(1) 市独自サービスの充実

高齢者の多くが、支援が必要になった場合でも、できるだけ家族に負担をかけずに自宅で暮らしたいと希望しています。市では介護保険で対応していないきめ細やかな生活支援を行うため、独自事業として、SOS サービスや在宅福祉サービスを実施しています。今後も支援を要する高齢者の増加とニーズの多様化が見込まれることから、引き続きこれらの事業を実施するとともに、児童福祉など他分野とも連携を図りながら必要となる事業の充実や見直しを進めます。

【主な取り組み】

① SOS サービス

取組名		内容
50	介護 SOS	家族や介護者の介護負担の軽減と介護が原因による離職の防止を目的に、24 時間 365 日対応の専用ダイヤルを設け、ヘルパー派遣と宿泊先の手配を行っています。
51	高齢者ごみ出し SOS	70 歳以上の者のみで構成された世帯で歩行に不安があつてごみステーションまで運べない等、ごみ出しが困難な世帯からの利用申請を受け付け、週 1 回、委託業者が利用者宅を訪問してごみの収集を行います。
52	高齢者かしごと SOS	高齢者等世帯の困りごとのひとつである、粗大ごみ等の処分や重いものの移動といった力仕事を代行することにより、安心して安全な暮らしや生活の質の向上に寄与していきます。
53	高齢者世帯買い物 SOS	体調不良などにより買い物が困難になった高齢者世帯を支援するため、電話での注文により食料品や日用品を自宅まで配送する買い物支援を行います。
54	子育て SOS	妊娠期から就学前児童の保護者等の精神的・身体的な負担軽減を図るため、ヘルパーを派遣して、安心して育児や日常生活が営めるよう支援を行います。

第5章 施策の展開（Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実）

取組名		内容
55	ヤングケアラーSOS	家族の介護や家事、きょうだいの世話等をせざるを得なくなっている市内在住の小学生や中学生、高校生を対象に支援し、家庭での負担軽減を図ります。1日2時間、週2日を上限に原則2名のサポーターを無料で自宅に派遣し、家族の介護（食事、排泄の介助、衣類交換等）、生活の援助（掃除、洗濯、調理等）、きょうだいの世話などの支援を行います。

②在宅生活を支えるサービス

取組名		内容
56	高齢者等あんしん見守りシステム	ひとり暮らし高齢者等の世帯に対し、緊急通報装置及び安否確認センサーを無料で貸し出し、高齢者の見守り体制を強化するとともに、システムを通じて高齢者のさまざまな相談に応じます。
57	はいかい高齢者救援システム	認知症による徘徊行動がみられる高齢者を介護する家族等にGPS機器を無料で貸し出し、高齢者がGPS機器を身につけることで、徘徊による行方不明を早期発見します。
58	高齢者配食サービス	自ら調理をすることが困難であり、食事について援助を受けられない高齢者で、低栄養の改善や見守りが必要な人に対し、食事を配達します。サービスの利用には、総合事業対象者、要支援者または要介護者のいずれかに該当し、ケアプランに位置づけることが必要となります。
59	布団乾燥消毒サービス	疾病等で寝具を自力で干すことが困難で、家族等による寝具の衛生管理が困難な高齢者等に対し、寝具乾燥の専用車両による布団等の乾燥消毒サービスを無料で行います。【利用上限：年6回】
60	布団丸洗いサービス	ねたきり等で失禁があり、家族等による寝具の衛生管理が困難な高齢者に対し、掛布団（羽毛布団を含む）、敷布団、マットレス、毛布、肌掛や枕の丸洗いサービスを無料で行います。【利用上限：年2回】

取組名		内容
61	出張理美容サービス	ねたきり等で理美容店に行くことが困難な高齢者等に対し、理美容師が自宅を訪問し、無料で理美容サービスを行います。【利用上限：年間3枚の理美容券を交付】
62	おむつ給付サービス	在宅でねたきりや認知症等によりおむつでの排せつを主とする高齢者等に対し、おむつ（紙おむつ、パッドやりハビリパンツなど）を無料で配達します。【利用上限：1ヵ月の限度額5,000円を超えた場合は有料】
63	日常生活用具給付等サービス	疾病等で日常生活に不安のあるひとり暮らし高齢者等に対し、在宅での生活を維持できるように、火災警報器や福祉電話を提供し、安全の確保や不安を軽減します。
64	はり・きゅう・マッサージ施術費用助成事業	高齢者の健康管理の一環として、はり・きゅうについては60歳以上の人、マッサージについては70歳以上で前年分所得税非課税世帯の人を対象に費用の一部を助成します。【利用上限：年間6枚の施術助成券を交付】
65	おとしよりぐるりんタクシー運行事業	公共交通機関がない地域やあっても利用がしづらい地域に暮らす高齢者等の移動手段の確保のため、ルート上であれば自由に乗り降りが可能な「おとしよりぐるりんタクシー」を運行します。
66	高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業	自宅近くに商店がなく、移動手段がないなどの理由で日常的な買い物に困っている高齢者を支援するため、移動販売時に高齢者の見守り活動を行う事業者に対して助成を行います。
67	倉渚地域高齢者買い物支援事業	日常的な買い物や通院に困っている倉渚地域の高齢者を、乗り合いにより送迎する運送サービス（交通空白地有償運送）です。実施主体である高崎市社会福祉協議会と連携して支援に取り組みます。
68	高齢者等買物代行事業	買い物に出かけるのが困難な高齢者等のために、ボランティアが買物の内容を聞き取り、代わりにお店での買い物を行います。実施主体である高崎市社会福祉協議会と連携して支援に取り組みます。

第5章 施策の展開（Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実）

取組名		内容
69	高齢者向け買い物支援タクシーチケット交付事業	買い物困難地域に住む高齢者の買い物支援を行う町内会に対し、タクシーチケットを交付することで、その取り組みを支援します。
70	高齢者等生活支援事業	日常の小さな困りごとを解消し、高齢者が自立した生活を送ることのできるよう、「ちょこっと助け隊」が庭掃除や電球の交換などを行います。実施主体である高崎市シルバー人材センターと連携して支援に取り組めます。

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

総合事業では、多様な生活支援のニーズに対応するため、従来の介護予防訪問介護等に相当するサービスに加えて、住民主体の支援等も含めた多様なサービスを実施することとされています。市では、現在実施している訪問型サービス等を引き続き実施するとともに、協議体や地域別課題検討会議等で地域課題や資源を把握し、関係団体・関係機関等と連携を図りつつ、住民主体の生活支援サービス等の実施に向けた検討や体制づくりを進めます。

【主な取り組み】

取組名		内容
71	訪問型・通所型サービス等	訪問型・通所型サービスについて、適正にサービスが提供されるよう引き続きケアマネジャー等との連携や実施状況の評価等を適切に行い、利用者の自立支援につなげます。また、協議体や地域別課題検討会議等で地域課題や資源を把握し、関係団体・関係機関等と連携を図りつつ、住民主体の生活支援サービス等の実施に向けた検討や体制づくりを進めます。
72	サービス単価・利用者負担額の設定	介護報酬改定等の状況に合わせ、必要に応じて総合事業のサービス単価の見直しを行います。また、新しいサービスを創出する際は、他の介護保険サービスの単価との均衡等を勘案してサービス単価及び利用者負担額を適切に設定します。

Ⅲ 住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりの推進

1 暮らしやすい環境の整備

《背景》

今後、独居の高齢者等の増加が見込まれる中で、生活の基盤である「住まい」の確保や、日常生活を営むうえで必要となる移動手段への支援、また災害時の備えなどは、豊かで安定した住環境の確保につながります。

誰もが、住み慣れた地域で、安心・安全に暮らし続けるために、住宅等の確保や公共交通機関の整備など、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいの確保と生活の一体的な支援体制の整備が求められています。

また、関係機関が連携し、地域や住民と協力しながら、災害や感染症から高齢者を守るとともに、高齢者が交通事故等をおこさないようにするためのよりきめ細やかな移動支援の充実も求められています。

《現状》

前期計画では、「おとしよりぐるりんタクシー」の運行ルートの充実を図るなど、移動支援への取り組みを一層進めてきました。また、ニーズに応じた適切な住まいを選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の整備を進めるとともに、誰もが安全に快適に移動できるよう、駅のバリアフリー化やユニバーサルデザインタクシーの導入補助など、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすい公共交通の環境整備にも取り組んできました。

こうした取り組みが進む一方で、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、関係団体と連携を深めつつ、それぞれの地域の実情に合った形での支援体制の構築等、更なる取り組みも必要となってきました。

《方針》

本計画では、引き続き、県や関係機関と連携し、住宅施策と福祉施策が一体となった住まいの確保に向けた取り組みを進めます。また、豊岡新駅（仮称）の設置や「おとしよりぐるりんタクシー」の運行をはじめとした各移動支援策に積極的に取り組むなど、よりきめ細やかで利便性の高い移動支援の充実に一層取り組みます。

災害や感染症への対策については、平時より県や関係団体、地域との連携を図り、体制の整備に努めるほか、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、介護サービス事業者に対し、必要な助言及び適切な援助を行います。

(1) 住環境の整備

高齢者が安心して暮らしていくためには、生活の基盤である「住まい」の確保が重要であり、安心して暮らし続けたいという高齢者の意思が尊重され、実現できるような住環境の整備が必要です。市では、高齢者が身体的状況や経済的状況等に応じた適切な住まいを選択できるよう、生活支援等の福祉サービスが一体的に提供され、住宅施策と福祉施策が一体となった住まいの確保に向けた取り組みを進めます。

【主な取り組み】

取組名		内容
73	サービス付き高齢者向け住宅の適正な普及	事業者よりサービス付き高齢者向け住宅の登録の申請があった際は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の関係法令や群馬県高齢者居住安定確保計画に基づき、適切な事務を行います。また、適正なサービス提供や運営が確保されるよう、事業者への指導監督を行います。 【設置状況：36 施設、1,204 戸（2023 年 10 月時点）】 （内訳） ①介護付：4 施設、定員 226 戸 ②その他：32 施設、定員 978 戸
74	質の高い有料老人ホームの確保	有料老人ホームの利用者保護が徹底されるよう、事業者に対する指導を行うとともに、適正な運営により質の向上が図れるよう、事業者へ働きかけを行います。また、未届の事業者については届出の勧奨を行います。 【設置状況：86 施設、定員 2,890 人（2023 年 10 月時点）】 （内訳） ①介護付：16 施設、定員 990 人 ②住宅型：69 施設、定員 1,774 人 ③健康型：1 施設、定員 126 人

第5章 施策の展開（Ⅲ 住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりの推進）

取組名		内容
75	老人福祉施設等の確保	養護老人ホームは、さまざまな生活環境の理由により自宅での生活が困難になった高齢者の住まいと生活支援の提供のための施設で、必要な人への入所措置を行います。 【設置状況：市内4施設、定員210人】 軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）は、家庭環境や住宅事情等の理由により自宅で生活することが困難な人が低額な料金で利用できる施設です。 【設置状況：市内12施設、定員428人】 生活支援ハウスは、60歳以上の人で、ひとり暮らしなど高齢等のため独立して生活することに不安のある人に対して、一定期間住居等の提供を行う施設です。 【設置状況：市内1施設、定員10人】
76	住宅改良相談員の派遣	高齢者が安心して安全な生活を送るために、住宅改良相談員の派遣について、引き続き周知を図ります。
77	市営住宅の高齢者対応	市営住宅に居住する高齢者に配慮するため、高齢者等あんしん見守りシステムや生活支援サービスなど、福祉施策との連携を図ります。

(2) 移動支援の充実

高齢化の進展により、路線バスの停留所が遠く、運転免許証返納後の生活に不便を感じる地域など、これまでの公共交通網や移動手段に対する問題が顕在化してきています。市では、引き続き、市内循環バス「ぐるりん」等による高齢者の移動支援に取り組むほか、豊岡新駅（仮称）の設置やタクシーを活用した「おとしよりぐるりんタクシー」の運行に取り組むなど、よりきめ細やかで利便性の高い移動支援の充実に取り組みます。また、近年、高齢者が関係する事故の割合が増加傾向にあることから、交通安全啓発活動のさらなる充実と、運転免許証を自主返納した後も安心して生活できるような社会の構築に取り組めます。

【主な取り組み】

取組名		内容
78	運転免許証自主返納奨励制度の推進	運転に不安のある高齢ドライバーの運転免許証自主返納促進のための周知を行うとともに、自主返納者等に対するサポート制度の充実に取り組めます。
79	高齢者や運転免許証自主返納者に対する支援	高齢者の負担軽減を図るため、敬老 IC バスカードの販売を行うとともに、運転経歴証明書の提示により、「ぐるりん」「はるバス」「高崎アリーナシャトル」共通の自主返納者等専用半額回数券の販売や「よいバス」の半額減免を行うなど、運転免許証自主返納者を支援します。
65	おとしよりぐるりんタクシー運行事業【再掲】	公共交通機関がない地域やあっても利用がしづらい地域に暮らす高齢者等の移動手段の確保のため、ルート上であれば自由に乗り降りが可能な「おとしよりぐるりんタクシー」を運行します。
80	ユニバーサルデザインタクシーの導入補助	タクシー事業者に対してユニバーサルデザインタクシーの導入補助を行い、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすい公共交通の環境整備に取り組めます。
81	福祉有償運送	介護を必要とする高齢者など公共交通機関を利用して移動することが困難な方に対し、適切な移動手段が確保されるよう、福祉有償運送運営協議会にて協議し、事業所の適正な運送の遂行に努めます。
82	豊岡新駅（仮称）設置事業	高齢者等の交通弱者でも鉄道等を利用しやすい公共交通網の形成を目指し、JR 信越本線北高崎駅と群馬八幡駅間の新駅設置の取り組みを進めます。

第5章 施策の展開（Ⅲ 住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりの推進）

取組名		内容
83	駅バリアフリー化事業	誰もが安全で快適に利用できる駅の実現を目指し、エレベーター・スロープ・バリアフリースイレ設置等駅のバリアフリー化を推進します。

(3) 災害・感染症に対する体制整備

近年、激甚化・頻発化する災害に備えるには、地域での助け合い（共助・互助）が重要であるため、自主防災組織の結成・育成等を進めるとともに、真に支援が必要な人を対象とした避難行動要支援者名簿を作成し活用していきます。また、高齢者の安心で安全な生活を守るため、地域や関係機関と協力し、事業者・専門職団体等との連携のもと災害や感染症に対する体制の整備に取り組みます。

【主な取り組み】

①災害

取組名		内容
84	避難行動要支援者名簿の作成と活用	避難行動要支援者名簿を避難支援のための基礎資料として作成し、地域の関係者等へ提供するとともに、個別避難計画など地域における活用の取り組みを支援します。
85	福祉避難所の確保と運営	在宅生活を送る要配慮者の災害時の避難先を確保するため、引き続き福祉避難所の指定に取り組むとともに、福祉避難所への確実な誘導や人材確保を含めた運営について検討を進めます。
86	事業所への周知・啓発	災害への備えを進めるため、介護サービス事業所に対して、必要となる計画の策定や避難訓練の実施等についての周知・啓発に努めるとともに支援を実施します。

②感染症

取組名		内容
87	物資の備蓄と供給体制の整備	感染症対策に必要となる消毒液や防護具等の物資について、平時より備蓄を行うとともに、感染症発生時に備えた必要な供給体制の整備に取り組みます。
88	事業者間による代替人員の配置のための体制整備	県や事業者と連携し、感染症発生時における事業者間の代替人員の配置体制を整備するなど、介護サービスの継続や利用者の受け入れ先確保に取り組みます。
89	事業所への周知・啓発	感染症対策のため、介護サービス事業所に対して、必要となる計画の策定等についての周知・啓発に努めるとともに支援を実施します。

2 認知症施策の推進

《背景》

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気で、記憶障害や理解判断能力の低下など、さまざまな障害により生活するうえで支障が出ている状態を指します。高齢化の進展に伴い認知症高齢者が増加することや、介護者として認知症に関わる可能性もあることなどから、より身近な病気となっています。

国の推計では、認知症の人の数は2012年に約462万人で、65歳以上高齢者の約7人に1人とされていましたが、今後、この数は高齢化の進展に伴いさらに増加すると見込まれており、2025年には認知症の人は約700万人前後になる推計で、高齢者に対する割合は約5人に1人に上昇する見込みとなっています。

《現状》

これまで市では、国が策定した「認知症施策推進5か年計画（2012年度～）」（通称：オレンジプラン）や「認知症施策推進総合戦略（2015年度～）」（通称：新オレンジプラン）に基づき、認知症になっても、よりよい環境で自分らしく暮らし続けていくために、早期診断・早期対応体制の強化、地域での生活を支える医療・介護サービスの構築、地域での日常生活支援や家族支援などに取り組んできました。

また、「認知症施策推進大綱（2019年度～）」の掲げる「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会」の実現を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進してきました。

《方針》

本計画では、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し「認知症施策推進大綱（2019年度～）」の中間評価を踏まえ、認知症の人や家族の視点を重視しながら、引き続き、「共生」と「予防」を車の両輪として、本人や家族に対する支援や、社会参加への支援などの取り組みを一層推進していきます。さらに、市内29箇所の高齢者あんしんセンターに各1名を含む計31名の認知症地域支援推進員を配置し、地域や関係機関と連携を図りつつ、「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリー・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」に関する取り組みを進めます。

また、2023年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したことを受け、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容や日本認知症官民協議会における取り組み等を踏まえつつ、各施策を推進します。

(1) 本人や介護者への支援

認知症は誰もがなりうることから、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域を共に創っていくことが必要です。そのため、市では認知症に関する正しい知識と理解の普及や認知症の人やその家族の声を積極的に発信していきます。

また、運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、市においても認知症カフェを始め、高齢者等が身近に通える場を拡充していきます。認知症の人を個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、本人の有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、医療・介護の関係機関の連携強化を図り、本人のなじみの人や地域の関係者等との連携も考慮しながら取り組みを進めていきます。

【主な取り組み】

取組名		内容
90	認知症に関する理解促進	地域や職域、学校教育等において認知症サポーターの養成を進めていきます。また、引き続き、講座を終了し地域で活動する意思のある人に、オレンジサポーター養成研修を開催し、地域の活動へつなげて行きます。その際、本人の意思を生かした支援ができるよう「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」の内容を普及していきます。
91	相談先の周知	認知症ケアパスをはじめ、相談先等をまとめた「オレンジガイドブック」を積極的に活用し、かかりつけ医、認知症疾患医療センターや高齢者あんしんセンターを含めた受診先や相談先を周知します。
92	認知症の人本人からの発信支援	「認知症とともに生きる希望宣言」、「本人にとってのよりよい暮らしガイド」、「本人座談会（DVD）」や介護者家族の声を集めた「こころのこえ」等を広く周知し、認知症の人やその家族の声を積極的に発信していきます。さらに、認知症の人本人が、本人同士で話し合う「本人ミーティング」の取り組みを普及していきます。

第5章 施策の展開（Ⅲ 住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりの推進）

取組名		内容
93	「通いの場」の拡充	「認知症カフェ」や高齢者が身近に参加できる「通いの場」とともに、認知症の人だけでなく一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場などの活用についても周知していきます。また、「認知症カフェ」については、運営者が交流を図れる機会等を設け、その取り組みを拡充していきます。さらに、認知症の発症遅延や発症リスクの低減、早期発見・早期対応につなげるため、「認知症カフェ」で健康相談等が行えるよう身近な地域の専門職とも連携していきます。
21	認知症伴走型支援事業【再掲】	認知症であっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、進行過程で起き続けるさまざまな変化や課題について、本人や家族の相談支援を早期から行なうことで、生きがいを感じながら生活できるように支援していきます。また、認知症の症状が変化した場合においても、本人や家族に寄り添い続けることで、地域での生活を支えていきます。
44	認知症の早期発見・早期対応、地域連携の充実【再掲】	認知症初期集中支援チームの支援の充実や認知症地域支援推進員の活動促進、認知症サポート医による症状と治療についての認知症相談など、認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、早期診断・早期対応体制の強化や地域での生活を支える介護サービス・医療サービス等の情報提供を行い、必要なサービスにつながるよう支援していきます。また、「認知症カフェ」や介護者のつどい等の既存の活動や地域の民間部門、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域密着型サービス事業所、認知症の人と家族の会等の関係機関や専門職と連携し、日常生活支援や家族支援を行っていきます。

(2) 社会参加支援

認知症の人の多くが、買い物や移動、趣味活動など地域のさまざまな場面で、外出や交流の機会を減らしている実態があります。市では、認知症地域支援推進員等が中心となって地域資源をつなぎ、地域支援体制の構築を行います。また、オレンジサポーターによる認知症の人の見守り活動、地域運営組織による高齢者等の見守りや生活支援に関する活動の支援等を通じて、地域の見守り体制の構築を支援します。また、若年性認知症の人が、発症初期の段階から、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けられるよう支援していきます。さらに、認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活できる環境づくりを行っていきます。

【主な取り組み】

取組名		内容
94	ふれあい・交流 農業体験バスツアー	認知症になっても生きがいを持って生活ができる環境づくりとして、介護予防にもつながる地域活動等の社会参加の取り組みを支援します。社会参加のきっかけづくりとして、「ふれあい・交流 農業体験バスツアー」などで地域とのつながりや人との交流を支援していきます。
95	地域支援体制の強化	オレンジサポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」を市内に 15 チーム設置したことに伴い、地域の実情に合わせた活動を支援していきます。また、地域支援のため、認知症の方やその家族、地域住民、専門職が集う場である「認知症カフェ」を拡充していきます。
96	若年性認知症の人への支援	発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してきてもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、若年性認知症支援ガイドブックの配布や専門相談窓口を周知し、県が指定する認知症疾患医療センター等に配置されている若年性認知症支援コーディネーターと連携して支援していきます。

Ⅳ 持続可能な質の高い介護サービスの提供

1 介護サービス基盤の整備・充実

《背景》

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によると、高齢化率は今後も上昇が続き、2040年には34.8%、2070年には38.7%になると予測されています。このような状況の中、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活続けるための在宅サービスの整備や、自宅で常時介護を受けることが困難な人のための特別養護老人ホーム等の施設の整備など、介護サービス利用者や介護者、地域のニーズに応じた介護サービス基盤の整備が求められています。

《現状》

本市では、前期計画の期間中に、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームを計214床（前期計画期間中に選定され、本計画期間中に整備が完了するものも含む。）整備したほか、特定施設入居者生活介護として計70床を指定するなどし、施設整備を着実に進めておりますが、2040年にかけて本市の高齢者人口は一層増加していくことが見込まれることから、今後も継続的な施設整備が必要です。また、県が2022年度に実施した「県民意識調査」によれば、介護が必要となった場合に自宅での介護を希望する人は合計で約46%にものぼり、約半数近い人が、介護が必要になった際に自宅で過ごすことを希望している実態がうかがえます。今後も要介護度の高い人の増加が見込まれていることを踏まえると、こうした人ができる限り在宅での生活を送ることのできるサービス提供体制の充実も求められています。このような状況の中、中長期的な人口構造や介護ニーズの変化を見通したうえで、介護サービス事業者や地域の関係者と、介護サービス基盤整備の在り方について検討していくことも求められています。

《方針》

本計画では、中長期的な介護ニーズを見通したうえで、利用者の機能維持回復のためのリハビリテーションサービスや、24時間を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、在宅での暮らしを支えるサービス基盤の整備・充実に引き続き取り組みます。

介護保険施設等の整備については、地域の実情を踏まえ、中長期的な整備目標を定めるなど柔軟な対応を行うとともに、入所者に対しては医療ニーズ等への適切な対応に努めます。また、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方も含めた検討を行います。併せて、介護サービス情報の公表等を通じ、介護サービスの質の向上を図り、適切で良質な介護サービスを利用できる環境の整備を進めるとともに、利用者や介護者に向けた各種情報の発信や負担の軽減のための取り組みを推進します。

(1) 介護サービス基盤の整備

高齢者数の増加とともに要介護度の高い高齢者の増加が見込まれます。在宅サービスについては、運動機能や摂食・嚥下（えんげ）機能の維持回復のためのリハビリテーション提供体制の充実や、中重度の要介護度の人が可能限り在宅生活を継続できるよう、柔軟な支援が可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備が求められていることから、共生型サービスや広域利用等含めた多様な介護サービス提供体制の整備を促進します。また、施設・居住系サービスについては、高齢者人口の中長期的な動向やサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームの整備状況、入居希望者等の状況の把握と検証を行いながら、適切な量の整備を継続的に実施します。

【主な取り組み】

①在宅サービス

取組名		内容
97	リハビリテーション提供体制の充実	機能維持回復のための効果的なサービスが必要な人に提供できるよう、既存施設の在宅療養支援機能の拡充と訪問リハビリテーションや通所リハビリテーション等の提供体制の充実に取り組みます。
98	在宅医療・介護サービス拠点の整備	住み慣れた地域で安定した生活を営むことができるよう、在宅支援サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）や地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護）の事業参入を促進します。

②施設・居住系サービス

取組名		内容
99	介護保険施設の整備	高齢者の増加が見込まれるため、地域の実情を踏まえ必要な特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護医療院の施設整備を行います。
100	認知症高齢者グループホームの整備	認知症高齢者の増加が見込まれるため、認知症高齢者グループホームの整備を行います。
101	特定施設入居者生活介護の整備	多様な施設整備が進むことで、入所できる施設の選択の幅が広がることから、介護付き有料老人ホームなど特定施設入居者生活介護の整備を行います。

第5章 施策の展開（Ⅳ 持続可能な質の高い介護サービスの提供）

【整備実績・目標】

（単位：床）

区分	8期中の整備実績 (2023年度末総数)	9期中の 整備目標	2024 年度	2025 年度	2026 年度
特別養護老人ホーム	86 (1,876)	120	40	40	40
地域密着型特別養護老人ホーム	29 (836)	87	29	29	29
介護老人保健施設	40 (1,478)	150	0	0	150
介護医療院	0 (19)	100	0	50	50
認知症高齢者グループホーム	99 (765)	108	36	36	36
特定施設入居者生活介護	70 (1,276)	400	130	130	140

※「8期中の整備実績」には、2023年度の見込値を含みます。

※「2023年度末総数」には、整備中のものを含みます。

(2) 介護サービスの質の向上

高齢者が安心して生活できるようにするためには、事業者の適切なサービス提供を確保するとともに、介護サービスの質の向上を図り、必要となったときに適切で良質な介護サービスを利用できる環境を整備することが必要です。

【主な取り組み】

取組名		内容
102	ケアマネジャーの資質の向上	高齢者あんしんセンターが専門職等と連携し、高齢者の自立支援に向け、インフォーマルなサービスを含めた社会資源や多様なサービスを活用したケアプラン作成のための研修会を、ケアマネジャーを対象として実施します。また、処遇困難ケースにおける相談支援や地域ケア会議等を活用しケアマネジャーの資質の向上に努めます。
103	運営推進会議への取り組み	地域に開かれた事業所づくりはサービスの質の向上につながることから、引き続き、市（長寿社会課）や高齢者あんしんセンターの職員が地域密着型サービス事業所の開催する運営推進会議に参加し、必要な助言や情報提供、意見交換を行います。

第5章 施策の展開（Ⅳ 持続可能な質の高い介護サービスの提供）

（３）介護サービス利用者や介護者への支援

高齢者が安心して生活をしていくため、必要なときに必要な介護サービスを安心して受けられるようにするための支援や低所得者の負担の軽減のための取り組みを行うとともに、在宅介護を支える家族等の介護者に対しても支援を行います。

【主な取り組み】

取組名		内容
104	介護サービス等に関する情報の提供	介護保険制度を広く市民に周知するため、制度の仕組みやサービスの利用方法などをまとめた「介護保険利用の手引き」の配布や市内の介護サービス事業所一覧の作成、市ホームページや SNS、その他のデジタルツール、広報高崎などのさまざまな媒体を活用した広報活動や、地域の相談窓口と連携して制度の啓発等を行います。
105	ぴったりサービス	従来は対面や郵送においてのみ可能だった介護保険の一部手続きについて、マイナンバーカードを利用した電子申請（ぴったりサービス）が可能となりました。引き続き利用者拡大を目指すため、個人のみではなく事業者に対しても、定期的な制度周知を行います。
106	低所得者等への支援	低所得者に対して介護保険サービス利用額の一部を助成する事業を継続して行います。また、災害等で財産を著しく損失した場合や業務の休廃止等により著しく収入が減少した場合における介護保険料の減免を行います。
107	短期入所サービス費助成金の支給	居宅サービス費の支給限度額を超えてサービスを利用する必要がある人を支援するため、介護度等に応じた日数の範囲内で、短期入所サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護等）費助成金の支給を行います。
108	介護者支援の充実	在宅で中重度の要介護者を一定期間介護した場合、家族などの介護者に対して「在宅寝たきり高齢者等介護慰労手当」を支給します。また、介護者の介護知識の取得を目的として「おむつのあて方講習会」を開催するほか、介護者の孤立を防ぐため各種相談窓口や「介護者のつどい」などの周知・啓発に取り組みます。

取組名		内容
109	苦情解決体制の充実	事業者に関する苦情や相談を受け付けた場合、事実関係を確認し、県や国民健康保険団体連合会と連携しながら解決に向けた対応を行うとともに、法令違反や不正などが明らかとなった場合には、必要な改善指導を行います。

2 持続可能なサービス提供体制の構築

《背景》

国の厚生労働白書によれば、全国の要介護（支援）認定者数は、介護保険制度がスタートした2000年の約218万人から、2022年には約690万人へと約3.2倍に増加しています。また、介護サービス受給者数についても、2000年の約149万人から、2022年には約517万人へと約3.5倍に増加しています。

要介護認定者の増加に伴い介護に従事する職員数は増加していますが、介護関係の職種の有効求人倍率は、全職業のそれよりも高い状況が続き、2022年度においては、全職業の有効求人倍率が1.16倍であったのに対し、介護関係の職種においては3.71倍となっており、依然として介護分野における人材の確保は大きな課題となっています。

就業促進、職場環境の改善による離職の防止、外国人材の受入れ環境整備などに総合的に取り組むとともに、生産性向上の推進のため、ICTや介護ロボット等のテクノロジーを活用した業務負担の軽減などによる働きやすい環境の整備も求められています。

《現状》

前期計画策定時における推計値をもとに、本市の介護人材の将来的な不足数を算出すると、2040年には2,270人の介護人材が不足すると見込まれています。こうした状況をふまえ、市では、「介護に関する入門的研修」や「元気高齢者向けセミナー」、「介護人材家賃補助事業」などの事業を新たに開始し、介護人材確保や定着支援に向けた取り組みを進めてきました。

今後も、介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の確保や介護現場における生産性の向上に対する取り組みの一層の促進、また介護情報基盤整備等による業務効率化など、介護現場の革新と介護人材の早期離職の防止・定着への支援が必要です。

《方針》

本計画では、今後、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上を推進します。

県や関係団体と連携しつつ、介護人材のすそ野を広げるための参入促進支援に取り組むほか、介護現場における事務負担の軽減と業務効率化を支援することにより、介護分野における担い手不足の解消と介護サービスの持続可能性の確保に向けた取り組みを進めます。

(1) 介護人材の確保と定着支援

少子高齢化が進む中、生産年齢人口が減少し介護人材が不足することが見込まれています。将来にわたって介護サービスが安定的に提供されるためには、中長期的な視点に立った多様な介護人材の確保の取り組みが求められています。市では、関係機関や団体と連携した人材の確保や育成のための取り組みを進めます。

【主な取り組み】

取組名		内容
110	若い世代への職業意識の醸成	市内の中学生による介護サービス事業所等への福祉活動体験（やるベンチャーウィーク）を通じて、若い世代の介護職に対する職業意識の向上に努めます。
111	参入促進の支援	介護人材のすそ野を広げるため、元気高齢者や子育てを終えた市民等これまでに介護の知識や経験がなかった人を対象とする参入促進の支援などに、福祉人材センター等の関係機関と連携し取り組みます。
112	制度周知と活用支援	国・県の助成制度や関係団体等の取り組みについて周知・協力することで、介護サービス事業所の人材確保の取り組みを支援します。
113	介護人材家賃補助事業	新たに市内の介護サービス事業所に就職する方に対し家賃補助を実施し、介護人材の確保と定着促進を図ります。
114	研修受講や資格取得の支援	介護従事者の受講が義務化される認知症対応型基礎研修について、介護サービス事業所への周知・指導に努めます。また、外国人材を含め、定着促進のため介護に関する資格取得の支援に取り組みます。

第5章 施策の展開（Ⅳ 持続可能な質の高い介護サービスの提供）

（２）介護現場の生産性の向上

介護サービスの安定的な提供には、介護現場で働く人がやりがいを持って働き続けられるための働きやすい職場環境の整備が求められます。市では、県と連携して業務の効率化や介護職員の負担軽減、ハラスメント対策の推進などの支援を行い、介護現場の革新と介護人材の早期離職の防止・定着に取り組めます。

【主な取り組み】

取組名		内容
115	介護ロボットや ICT の導入支援	介護の質は維持しながら介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的な介護サービスの提供ができるよう、事業所が行う施設の大規模修繕を条件として、同じ時期に導入する介護ロボットや ICT への助成を行います。
116	業務効率化の支援	人材や資源が有効に活用されるよう、経営の協働化の検討や規模の見直しを行う介護サービス事業者に対して支援を行います。
117	文書負担軽減の推進	介護現場の業務効率化を図るため、国の示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化等の取り組みを進めるとともに、国が導入する電子申請システムの普及・活用を進めます。
118	情報発信と活用支援	国・県の助成制度や先駆的なモデル事業所の取り組みなどの周知により、事業所の業務効率化を支援します。また、報告された介護事故情報の分析結果を周知し、介護現場の安全性の確保を支援します。
105	ぴったりサービス【再掲】	従来は対面や郵送においてのみ可能だった介護保険の一部手続きについて、マイナンバーカードを利用した電子申請（ぴったりサービス）が可能となりました。引き続き利用者拡大を目指すため、個人のみではなく事業者に対しても、定期的な制度周知を行います。

3 介護給付費の適正化

《背景》

介護保険制度は、2000年4月に高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして導入され20年以上が経過しました。この間において、介護サービスの受給者数や介護給付費は3倍を超え、介護サービス事業者についても順調に増加するなど、高齢者の暮らしを支える制度として着実に普及してきました。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えたときに、高齢者の増加に伴い介護給付費もさらに増加していくことが見込まれるため、介護保険事業の適正な運営に向けた取り組みが、より一層求められることとなります。

《現状》

これまでも、市では、介護保険サービスの質の向上や制度の適正な運営を確保するため、介護サービス事業者への法令に基づく指導や助言、介護給付の適正化、苦情解決などに取り組んできました。重大な事故や苦情、虐待通報等があった際には、関係機関と連携し、行政処分等も行ってきました。

高齢者の増加に伴い、介護サービス受給者も一層増加していくことが見込まれる中で、適切な要介護認定とサービス提供を図り、より一層、効果的で効率的な介護給付の適正化に努めていくことが必要です。

また、報告された事故情報等についても、正確に把握・分析し、介護現場に対し適切に指導や支援等を行い、介護現場の安全性の確保やリスクマネジメントの推進を図ることが一層求められています。

《方針》

本計画では、介護サービスの更なる充実と介護保険事業の適正な運営に向け、介護サービス事業者や介護従事者に対する適切な指導・支援に努めるとともに、高崎市介護給付適正化実施計画を策定し、要介護認定の適正化やケアプラン点検、国民健康保険団体連合会の医療情報との突合と介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用した縦覧点検などの取り組みの強化を図ることで、介護給付の適正化に努めます。

また、保険者機能強化推進交付金等を活用し、評価結果の共有・検証・改善等を行うことで、保険者機能の更なる強化へとつなげるとともに、地域包括ケア「見える化」システムをはじめとする各種調査報告や分析システム等を活用することにより、地域における保険給付等の動向やその特徴の把握に努め、県や関係機関と連携した取り組みを進めます。

第5章 施策の展開（Ⅳ 持続可能な質の高い介護サービスの提供）

（１）指導体制の強化

介護保険サービスを行う事業所に対して運営指導を実施し、運営実態の確認及び法令等に基づく適正な運営に向けた指導を行うとともに、法令遵守の徹底や制度の周知を図るため、集団指導を定期的に実施します。

また、重大な事故・苦情のほか、虐待通報等があった場合は、関係部署と連携して事業者に対する緊急的な立入検査（監査）を実施し、基準違反等の内容により、指定取消し等の行政処分や、再発防止に向けた改善勧告又は改善命令等を行います。

【主な取り組み】

取組名		内容
119	介護サービス事業所等への指導監査	法令に基づき定期的な運営指導や集団指導を実施するほか、事業者による指定基準違反や虐待が発覚した場合には、関係部署と連携し、指定取消しを含む行政処分や再発防止に向けた改善勧告・改善命令等を行います。

(2) 要介護認定・介護給付費の適正化

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者の認定を迅速かつ適切に実施し、受給者が真に必要とするサービスを過不足なく適切に提供するように事業者に促すものです。市では、高崎市介護給付適正化実施計画を策定しその取り組みを進め、適切なサービスの確保と費用の効率化を図ることで、持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

【主な取り組み】

取組名		内容
120	要介護認定の適正化	認定調査が統一した視点で行われるよう認定調査結果を全数点検するとともに、国の認定調査員研修受講結果等のデータ分析から把握した課題を研修会等開催し、委託調査員を含む全調査員へ周知します。また、要介護認定の審査の簡素化・効率化に努めます。
121	ケアプラン点検の強化	高崎市介護給付適正化実施計画に基づき、主に市内居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーが作成したケアプランを点検します。
122	住宅改修や福祉用具の点検の実施	住宅改修や特定福祉用具購入の償還払いの介護サービスについては、申請時の書面審査に加え、実地による確認や利用状況の調査などを行います。
123	医療情報との突合と縦覧点検の実施	国民健康保険団体連合会から提供される医療突合情報に基づき、医療と介護の重複請求排除の観点から請求内容の点検を行います。また、国保連合会介護適正化システム等を活用し、縦覧点検を行います。

第6章 介護保険サービスの見込量及び 介護保険料の設定

第6章 介護保険サービスの見込量及び介護保険料の設定

第1節 被保険者数の見込み及び介護保険サービスの利用状況

(1) 被保険者数の見込み

本市の介護保険の第1号被保険者数（65歳以上）は、第9期計画の最終年度である2026年度には105,687人で、2023年度の104,871人と比較し、816人の増加を見込んでいます。

		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2040年度
第1号被保険者 (65歳以上)	人	104,871	105,132	105,387	105,687	106,883	115,373
前期高齢者 (65～74歳)	人	46,879	45,203	43,528	43,074	41,251	51,745
第1号被保険者 構成比	%	44.7%	43.0%	41.3%	40.8%	38.6%	44.9%
後期高齢者 (75歳以上)	人	57,992	59,929	61,859	62,613	65,632	63,628
第1号被保険者 構成比	%	55.3%	57.0%	58.7%	59.2%	61.4%	55.1%
第2号被保険者 (40～64歳)	人	123,622	123,566	123,509	122,774	119,836	103,098

※2023年度は、計画作成時点の見込みです。

※2024年度以降は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムに基づく将来推計値。

(2) 要介護等認定者数の見込み

本市の要介護等認定者は、第9期計画の最終年度である2026年度には21,113人で、2023年度の19,929人と比較し、1,184人の増加を見込んでいます。

(単位：人)

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2030年度	2040年度
総合事業対象者	1,433	1,440	1,447	1,454	1,460	1,576
要支援1	1,548	1,566	1,598	1,626	1,762	1,830
要支援2	1,965	1,926	1,970	2,000	2,156	2,252
要介護1	4,447	4,512	4,486	4,582	5,026	5,410
要介護2	3,134	3,035	3,308	3,408	3,726	4,234
要介護3	2,648	2,631	2,670	2,736	2,995	3,449
要介護4	2,801	2,899	3,014	3,109	3,417	4,060
要介護5	1,953	2,005	2,146	2,198	2,397	2,841
総合事業対象者計	1,433	1,440	1,447	1,454	1,460	1,576
要支援計	3,513	3,492	3,568	3,626	3,918	4,082
要介護計	14,983	15,082	15,624	16,033	17,561	19,994
合 計	19,929	20,014	20,639	21,113	22,939	25,652

※2023年度は、計画作成時点の見込みです。

※2024年度以降は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムに基づく将来推計値。

(3) 介護保険サービス利用状況

①介護保険サービスの種類

<介護保険サービスの一覧>

	介護給付（要介護１～５）	予防給付（要支援１・２）
居宅サービス	○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入 ○住宅改修 ○特定施設入居者生活介護 ○居宅介護支援	○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防通所リハビリテーション ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入 ○介護予防住宅改修 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防支援
地域密着型サービス	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム） ○看護小規模多機能型居宅介護	○介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス） ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
施設サービス	○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ○介護老人保健施設 ○介護医療院	

介護予防・日常生活支援総合事業

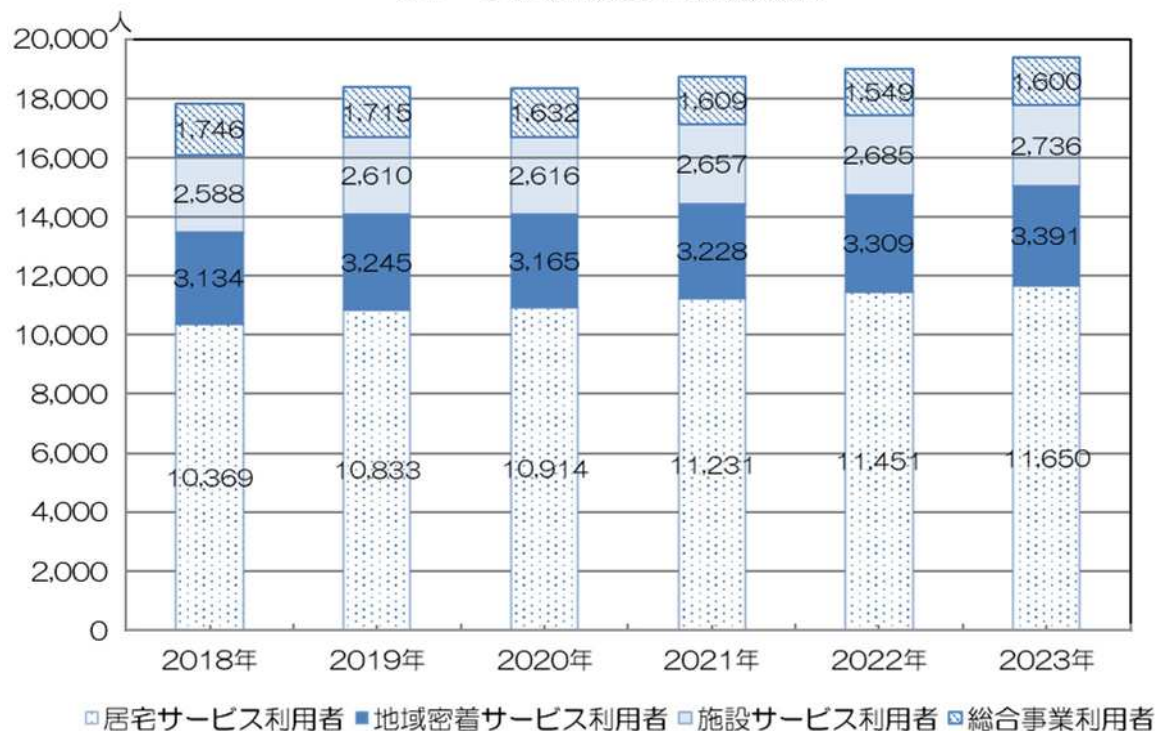
- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント
- 一般介護予防事業

第6章 介護保険サービスの見込量及び介護保険料の設定

②介護保険サービスの利用状況

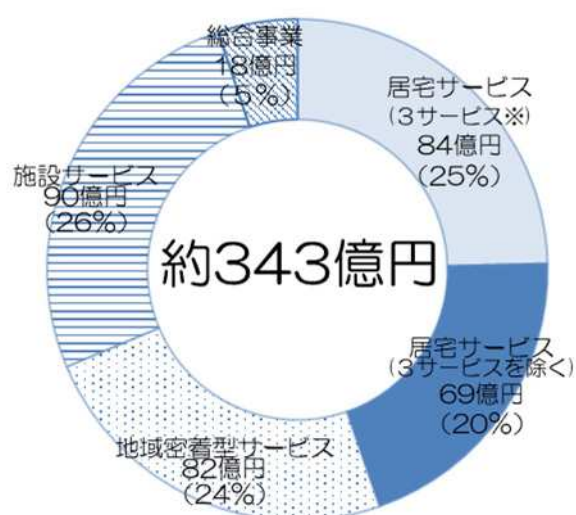
2018年から2023年までの各サービス利用状況は下記のとおりです。

＜サービス種類別の利用状況＞



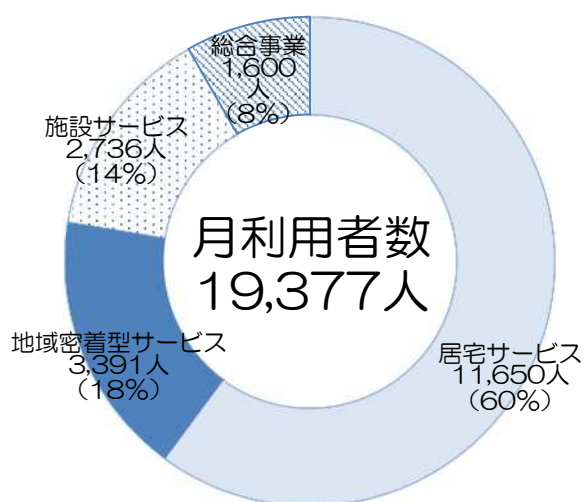
資料：介護給付実績（各年10月1日現在）

＜サービス種類別の介護給付費等割合＞



※3サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護
資料：介護給付実績（2023年度見込み）

＜サービス種類別の利用者割合＞

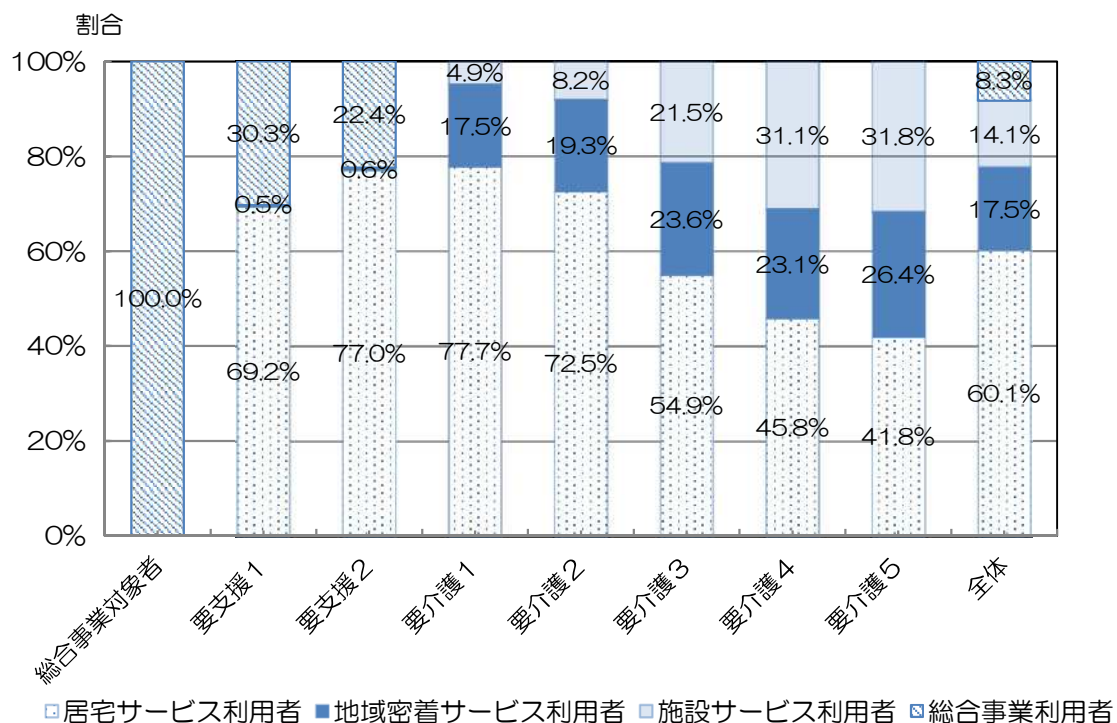


資料：介護給付実績（2023年10月1日現在）

③介護度別の介護保険サービス利用状況

介護度が高くなるほど、施設サービス利用者の割合が高くなっています。

＜要介護度別の介護保険サービス利用状況＞



資料：介護給付実績（2023年10月1日現在）

第6章 介護保険サービスの見込量及び介護保険料の設定

第2節 介護保険サービスの利用量の見込み

介護保険サービスの利用量については、サービス区分ごとに要介護状態区分ごとの利用人数や1人あたりの利用日数等の実績などを考慮し、次のとおり見込みました。

(1) 要介護認定者

常時介護が必要であり、要介護認定を受けた高齢者は、居宅サービス、地域密着型介護サービス、施設サービス等を利用することができます。

<居宅サービス>

サービスの種類		2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
訪問介護	回	498,616	470,971	498,294	512,750	548,980	630,547
訪問入浴介護	回	6,425	5,972	6,413	6,450	7,309	8,825
訪問看護	回	150,952	147,774	158,825	162,374	181,706	208,865
訪問リハビリテーション	回	58,717	56,694	59,875	61,748	70,890	81,016
居宅療養管理指導	人	30,252	30,252	30,252	30,252	36,984	42,600
通所介護	回	680,226	680,226	680,226	680,226	781,241	892,318
通所リハビリテーション	回	121,469	119,461	123,005	126,748	140,017	156,096
短期入所生活介護	日	173,430	172,603	180,030	181,457	218,814	253,080
短期入所療養介護	日	9,334	7,793	7,793	7,793	8,922	10,220
福祉用具貸与	人	69,984	70,080	73,980	76,164	82,476	93,732
特定福祉用具購入	人	708	720	744	768	828	936
住宅改修	人	684	636	660	672	744	828
特定施設入居者生活介護	人	7,164	7,164	7,164	7,164	8,436	9,672
居宅介護支援	人	100,644	99,516	103,020	104,784	113,712	128,316

※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

<地域密着型サービス>

サービスの種類		2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	2,328	2,328	2,328	2,328	2,832	3,252
地域密着型通所介護	回	128,680	129,738	129,738	131,714	145,430	164,611
認知症対応型通所介護	回	25,670	25,624	26,272	26,918	29,705	33,650
小規模多機能型居宅介護	人	7,176	7,008	7,296	7,560	8,400	9,624
認知症対応型共同生活介護	人	7,188	7,188	7,188	7,188	8,436	9,648
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	9,336	9,684	9,684	10,032	11,172	13,152
看護小規模多機能型居宅介護	人	1,140	1,140	1,140	1,140	1,296	1,488

※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

＜施設サービス＞

サービスの種類		2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
介護老人福祉施設	人	16,884	17,364	17,844	18,324	20,088	23,496
介護老人保健施設	人	14,112	14,112	14,352	14,592	16,692	19,296
介護医療院	人	540	540	540	1,140	660	780

※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

（２）要支援認定者・総合事業対象者

日常生活等に支援が必要であり、要支援認定を受けたまたは総合事業対象となった高齢者は、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業等が利用できます。

＜介護予防サービス＞

サービスの種類		2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
訪問看護	回	14,318	12,425	11,910	11,970	14,938	15,528
訪問リハビリテーション	回	9,634	8,758	8,972	9,247	10,057	10,498
居宅療養管理指導	人	756	756	756	756	852	888
通所リハビリテーション	人	6,204	6,204	6,384	6,528	7,068	7,356
短期入所生活介護	日	1,000	871	950	950	1,246	1,246
福祉用具貸与	人	15,924	15,564	15,684	15,708	16,956	17,688
特定福祉用具購入	人	312	312	324	300	324	348
住宅改修	人	396	396	420	432	468	492
特定施設入居者生活介護	人	492	492	504	504	552	576
介護予防支援	人	20,772	20,016	19,908	19,656	21,216	22,116

※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

＜地域密着型介護予防サービス＞

サービスの種類		2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
小規模多機能型居宅介護	人	192	204	204	216	228	240

※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

＜介護予防・日常生活支援総合事業＞

サービスの種類		2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
訪問型サービス	件	11,509	11,164	10,829	10,504	10,463	10,363
通所型サービス	件	19,151	19,147	19,143	19,139	19,123	19,083
介護予防ケアマネジメント	人	17,959	17,618	17,283	16,955	16,485	15,367

※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

第6章 介護保険サービスの見込量及び介護保険料の設定

第3節 介護保険給付費の総額の推移と見込み

(1) 介護保険給付費の総額

介護保険給付費は、居宅サービス費、地域密着型サービス費、施設サービス費、地域支援事業費、その他の給付費について、自然増等による給付費の伸びなどに基づき、第9期計画中の給付費等の総額を見込みました。

＜介護保険給付費の総額の推移＞



※地域密着型サービス費は、2006 年度からサービスを開始したため、それ以前の給付費はありません。
※その他の給付費には、高額介護サービス費等、特定入所者介護サービス費等を含みます。
※2015 年度から開始した総合事業は、地域支援事業費に含まれます。

(単位：千円)

	第 8 期	第 9 期			第 11 期	第 14 期
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
居宅サービス費	15,324,494	15,331,424	15,730,848	15,898,749	18,061,971	20,643,450
地域密着型サービス費	8,221,370	8,434,331	8,531,174	8,729,342	9,874,086	11,444,130
施設サービス費	8,976,158	9,231,463	9,447,222	9,862,602	10,851,275	12,652,590
地域支援事業費	1,762,382	1,761,510	1,760,056	1,778,231	1,825,524	1,960,571
その他の給付費	1,764,961	1,943,759	1,975,296	2,022,653	2,211,046	2,479,893
見直しに伴う財政影響額※	—	27,041	29,978	30,697	—	—
総 計	36,049,365	36,729,528	37,474,574	38,322,274	42,823,902	49,180,634

※見直しに伴う財政影響額：特定入所者介護サービス費等及び高額介護サービス費等の支給要件見直しに伴う財政影響額を算出し、計上しています。
※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

(2) 居宅サービス費

<居宅サービス>

(単位：千円)

サービスの種類	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
訪問介護	1,507,883	1,444,959	1,530,682	1,575,196	1,686,714	1,936,676
訪問入浴介護	80,674	76,023	81,705	82,174	93,109	112,476
訪問看護	723,870	718,745	773,173	790,826	886,343	1,017,783
訪問リハビリテーション	169,335	165,787	175,260	180,760	207,628	237,244
居宅療養管理指導	299,051	303,272	303,656	303,656	371,200	427,535
通所介護	5,372,590	5,448,433	5,455,328	5,455,328	6,308,954	7,243,914
通所リハビリテーション	950,223	943,877	976,511	1,004,298	1,105,923	1,240,702
短期入所生活介護	1,549,956	1,567,613	1,643,617	1,656,625	1,989,881	2,306,801
短期入所療養介護	102,359	86,236	86,346	86,346	98,453	113,073
福祉用具貸与	872,508	869,228	922,307	944,781	1,018,248	1,170,602
特定福祉用具購入	20,988	21,360	22,167	22,855	24,593	27,993
住宅改修	69,928	65,244	67,707	68,940	76,328	84,706
特定施設入居者生活介護	1,455,602	1,476,151	1,478,019	1,478,019	1,747,022	2,011,979
居宅介護支援	1,552,301	1,559,147	1,619,104	1,648,293	1,787,439	2,023,742
合 計	14,727,268	14,746,075	15,135,582	15,298,097	17,401,835	19,955,226
第 8 期比	—	105.6%			—	—

※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

<介護予防サービス>

(単位：千円)

サービスの種類	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
訪問看護	58,298	51,293	49,257	49,515	61,766	64,205
訪問リハビリテーション	26,033	23,992	24,609	25,348	27,530	28,730
居宅療養管理指導	6,853	6,950	6,958	6,958	7,863	8,197
通所リハビリテーション	211,816	213,862	220,409	225,382	243,737	253,920
短期入所生活介護	7,190	6,344	6,886	6,886	8,881	8,881
福祉用具貸与	102,203	99,836	100,682	100,902	108,892	113,622
特定福祉用具購入	8,881	8,821	9,185	8,456	9,126	9,795
住宅改修	39,665	39,665	42,297	43,434	47,203	49,477
特定施設入居者生活介護	37,974	38,511	39,306	39,306	43,175	45,110
介護予防支援	98,312	96,075	95,677	94,465	101,963	106,287
合 計	597,225	585,349	595,266	600,652	660,136	688,224
第 8 期比	—	99.1%			—	—

※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

第6章 介護保険サービスの見込量及び介護保険料の設定

(3) 地域密着型サービス費

<地域密着型介護サービス>

(単位：千円)

サービスの種類	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	382,338	387,735	388,226	388,226	479,136	559,135
地域密着型通所介護	1,031,609	1,065,959	1,067,308	1,083,647	1,193,459	1,360,183
認知症対応型通所介護	253,826	255,454	261,853	267,891	294,508	334,990
小規模多機能型居宅介護	1,655,149	1,654,517	1,736,704	1,809,298	1,992,293	2,301,710
認知症対応型共同生活介護	1,858,977	1,885,219	1,887,605	1,887,605	2,217,906	2,540,424
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2,728,148	2,869,200	2,872,831	2,975,499	3,322,211	3,915,094
看護小規模多機能型居宅介護	299,888	304,122	304,507	304,507	360,981	418,474
合 計	8,209,935	8,422,206	8,519,034	8,716,673	9,860,494	11,430,010
第8期比	—	107.7%			—	—

※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

<地域密着型介護予防サービス>

(単位：千円)

サービスの種類	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
小規模多機能型居宅介護	11,435	12,125	12,140	12,669	13,592	14,120
合 計	11,435	12,125	12,140	12,669	13,592	14,120
第8期比	—	80.8%			—	—

※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

(4) 施設サービス費

<施設サービス>

(単位：千円)

サービスの種類	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
介護老人福祉施設	4,504,361	4,696,539	4,831,236	4,959,990	5,459,791	6,397,468
介護老人保健施設	4,281,533	4,341,974	4,422,792	4,498,964	5,155,402	5,975,354
介護医療院	190,264	192,950	193,194	403,648	236,082	279,768
合 計	8,976,158	9,231,463	9,447,222	9,862,602	10,851,275	12,652,590
第8期比	—	106.4%			—	—

※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

(5) 地域支援事業費

<地域支援事業>

(単位：千円)

サービスの種類	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
1 介護予防・日常生活支援総合事業費	965,364	962,538	961,138	958,152	974,864	1,025,810
訪問型サービス	243,343	234,913	226,820	219,050	211,703	194,576
通所型サービス	610,519	616,302	622,143	628,043	652,237	717,108
介護予防ケアマネジメント	84,713	83,866	83,027	82,197	78,958	71,408
一般介護予防事業	19,586	20,174	21,779	21,402	24,088	33,373
その他の事業(※1)	7,203	7,283	7,369	7,460	7,878	9,345
2 包括的支援事業・任意事業	609,572	610,384	609,154	624,603	649,964	717,965
地域包括支援センター運営事業(※2)	528,360	528,360	526,310	540,930	562,894	621,785
その他の事業(※3)	81,212	82,024	82,844	83,673	87,070	96,180
3 包括的支援事業(社会保障充実分)	187,446	188,588	189,764	195,476	200,696	216,796
在宅医療・介護連携推進事業	63,512	64,337	65,187	67,188	70,961	82,598
生活支援体制整備事業	41,567	41,734	41,906	43,208	43,972	46,326
認知症総合支援事業	45,809	45,942	46,079	47,345	47,952	49,825
地域ケア会議推進事業	36,558	36,575	36,592	37,735	37,811	38,047
合 計	1,762,382	1,761,510	1,760,056	1,778,231	1,825,524	1,960,571
第8期比	—	101.7%			—	—

※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

※1	その他の事業	高額介護予防サービス費相当事業等、審査支払手数料
※2	地域包括支援センター運営事業	高齢者あんしんセンターの運営、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業等
※3	その他の事業	介護給付費等費用適正化事業、成年後見制度利用支援事業、配食サービス事業等

第6章 介護保険サービスの見込量及び介護保険料の設定

(6) その他の給付費

<その他の給付>

(単位：千円)

サービスの種類	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2040 年度
審査支払手数料 (※1)	26,221	28,199	28,656	29,343	32,077	35,977
特定入所者介護 サービス費等 (※2)	745,501	892,940	907,428	929,183	1,015,728	1,139,233
高額介護サー ビス費等(※3)	885,217	909,407	924,162	946,319	1,034,460	1,160,243
高額医療合算介 護サービス費等 (※4)	108,022	113,213	115,050	117,808	128,781	144,440
合 計	1,764,961	1,943,759	1,975,296	2,022,653	2,211,046	2,479,893
第 8 期比	—	112.2%			—	—

※2023 年度は、計画作成時点の見込みです。

※1	審査支払手数料	保険者（市町村）が、介護サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払を国民健康保険団体連合会へ委託する際の手数料です。
※2	特定入所者介護サービス費等	市町村民税非課税等の低所得者について、施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）負担に限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（介護予防）サービス費として現物給付するサービスです。
※3	高額介護サービス費等	要介護者等が1 か月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えたとき、高額介護（介護予防）サービス費として、超えた分を申請により払い戻すサービスです。
※4	高額医療合算介護サービス費等	同一世帯内で1 年間に支払った介護保険と医療保険の自己負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えたとき、超えた分を申請によりそれぞれの制度から払い戻すサービスです。

第 4 節 介護保険料の設定

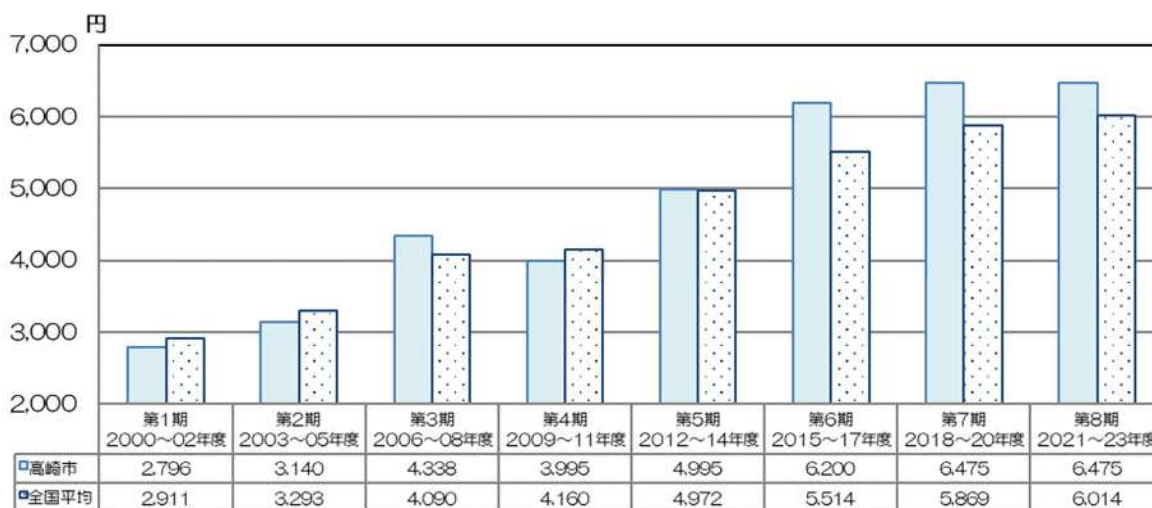
（１）介護保険料の算定と推移

第 1 号被保険者（65 歳以上）の介護保険料は、市町村ごとに 3 年を 1 期とする介護保険事業計画で、計画期間中における介護サービス利用量等を見込んで算定します。したがって、介護サービス利用量が増加すれば介護保険料は上がり、利用量が減少すれば介護保険料が下がることになります。

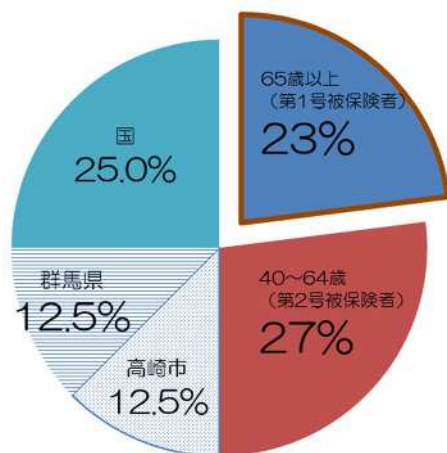
本市の介護保険料基準額は、第 8 期（2021～2023 年度）に介護給付の適正化や、介護保険基金を活用し、月額 6,475 円となりました。第 9 期（2024～2026 年度）では、要介護認定者数の増加等の自然増、介護報酬の引き上げ等により、介護保険料の上昇は不可避と見込まれます。

しかし、市民の負担上昇を抑制するため、介護給付費の適正化や、介護保険基金の活用等を行います。

＜第 1 号被保険者の介護保険料基準額（月額）の推移＞



＜介護保険の財源内訳＞



○介護保険給付の費用は、65 歳以上（第 1 号被保険者）と 40 歳～64 歳（第 2 号被保険者）の保険料と、市・県・国による公費（税金）で負担しており、内訳は左図のとおりです。

○第 2 号被保険者の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まり、医療保険料の一部として納付するものです。

○国負担割合（25%）には、調整交付金割合（約 5%）が含まれます。

※施設サービス費の内訳

1 号 23%、2 号 27%、国 20%、県 17.5%、市 12.5%

※地域支援事業費の内訳

1 号 23%、国 38.5%、県 19.25%、市 19.25%

第6章 介護保険サービスの見込量及び介護保険料の設定

(2) 介護保険料基準額

第1号被保険者の介護保険料は、第9期計画期間中に必要となる介護給付費見込額などの計画値を基に、次のような保険料上昇要因に対し、さまざまな上昇緩和策を行った上で、下表の計算式により「介護保険料基準額」を算出します。

介護保険料上昇の要因

- 高齢者人口及び介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費等の増加
- 施設増床に伴う施設サービス費の増加
- 介護報酬の引き上げ（1.59%増）

介護保険料上昇緩和策

- 介護保険基金の活用
- 公費による低所得者の介護保険料軽減
- 指導監査体制の強化による介護給付費の適正化
- 負担能力に応じた介護保険料設定の見直し

第1号被保険者の介護保険料基準額は下記の計算式によって求めます。第9期は、第8期よりも標準給付費見込額は上昇しますが、介護保険基金の取崩により、介護保険料基準額の上昇を圧縮しています。

<介護保険料基準額の計算式>

$$【\text{保険料基準額（月額）}】 = \{(A+B) \times C + D + E - F - G\} \div H \div I \div 12 \quad \div \quad 6,592 \text{ 円}$$

項目	区 分	計画値
A	標準給付費見込額	107,226,580 千円
B	地域支援事業費見込額	5,299,797 千円
C	第1号被保険者負担割合	23%
D	財政安定化基金拠出見込額	0 円
E	調整交付金調整額	554,060 千円
F	介護保険基金取崩交付額	1,700,000 千円
G	保険者機能強化推進交付金	12,000 千円
H	予定保険料収納率	98.3%
I	所得段階補正後第1号被保険者数	317,949 人

※標準給付費見込額（A）

＝「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」、「審査支払手数料」、「特定入所者介護サービス費等」、「高額介護サービス費等」、「高額医療合算介護サービス費等」、「見直しに伴う財政影響額」

※所得段階補正後第1号被保険者数（I）

＝第1号被保険者数（3年間）を保険料の所得段階別加入割合に応じて補正したもの

第9期（2024～2026年度）
第1号被保険者の保険料

所得段階	区分	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	本人非課税	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人、生活保護受給者、または世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.27	21,300円
第2段階		世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	基準額 ×0.47	37,100円
第3段階		世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.68	53,700円
第4段階		世帯員の中に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.85	67,200円
第5段階		世帯員の中に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	79,100円
第6段階	本人課税	本人が市民税課税で、合計所得金額が80万円未満の人	基準額 ×1.15	90,900円
第7段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	94,900円
第8段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.3	102,800円
第9段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.5	118,600円
第10段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	134,400円
第11段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	150,200円
第12段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	166,100円
第13段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	181,900円
第14段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	基準額 ×2.4	189,800円
第15段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が820万円以上920万円未満の人	基準額 ×2.5	197,700円
第16段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が920万円以上の人	基準額 ×2.6	205,600円

■ 資料編

資料編 1 計画の策定体制と経過

1 計画の策定・推進体制

(1) 高崎市介護保険運営協議会

この協議会は、高崎市介護保険条例により設置された市の附属機関等で、介護保険の被保険者の代表をはじめ、保健・医療・福祉分野における学識経験者、介護サービスの従事者や公募市民など 20 名の委員で構成されています。介護保険事業計画の策定や見直し、進行管理のほか、市の介護や高齢者福祉に関する事項などを協議します。

本計画の策定にあたっては、以下のとおり会議を開催し、協議を行いました。

①介護保険運営協議会の開催状況（令和 5 年度）

開催日	議事・報告等
第 1 回 (5月 25 日(木))	○議事 ・第 8 期高崎市高齢者あんしんプラン令和 4 年度事業評価について ・第 9 期計画策定に向けた体系(案)について ○報告 ・令和 4 年度介護給付費実績見込みについて 等
第 2 回 (8月 10 日(木))	○議事 ・第 9 期高崎市高齢者あんしんプランについて ○報告 ・令和 4 年度地域支援事業実施状況について 等
第 3 回 (10月 19 日(木))	○議事 ・第 9 期高崎市高齢者あんしんプランについて ○報告 ・保険者機能強化推進交付金等について ・介護人材確保・定着支援の取り組みについて 等
第 4 回 (12月 21 日(木))	○議事 ・第 9 期高崎市高齢者あんしんプラン素案について ○報告 ・地域間分析・適正化について
第 5 回 (3月 28 日(木))	○議事 ・第 9 期高崎市高齢者あんしんプラン(案)に関するパブリックコメントの実施結果等について ・令和 4 年度高崎市高齢者あんしんセンター事業評価について ・令和 6 年度高崎市高齢者あんしんセンター運営事業実施方針(案)について ○報告 ・介護保険料の設定について ・令和 6 年度介護報酬改定について 等

【介護保険運営協議会会議録】

高崎市ホームページ > 健康・福祉・教育 > 介護保険 > 介護保険運営協議会

②委員名簿

○介護保険運営協議会委員

選出区分	氏名	推薦団体等
被保険者の代表 (5人)	石 原 シゲノ	高崎市長寿会連合会
	大 谷 良 成	高崎市民生委員児童委員協議会
	桑 畑 裕 子	認知症の人と家族の会群馬県支部
	深 澤 アサ子	高崎市心身障害者等連絡協議会
	松 田 正 明	高崎市区長会
学識経験者 (8人)	青 柳 隆	高崎市議会教育福祉常任委員会
	小 黒 佳代子	高崎市薬剤師会
	小野田 紀 生	高崎市歯科医師会
	◎会長 金 井 敏	高崎健康福祉大学 (社会福祉学科)
	岸 一 之	高崎市社会福祉協議会
	篠 原 智 行	群馬県理学療法士協会・作業療法士会・言語聴覚士会連絡協議会
	目 崎 智恵子	高崎市地域づくり・支え合い体制推進ネットワーク協議会
	森 弘 文	高崎市医師会
介護サービス事業者 (5人)	井 上 謙 一	群馬県地域密着型サービス連絡協議会
	○副会長 井 上 光 弘	群馬県老人福祉施設協議会
	後 藤 伸 吾	群馬県介護支援専門員協会
	酒 巻 哲 夫	群馬県老人保健施設協会
	野 上 浩	群馬県介護福祉士会
公募市民 (2人)	鈴 木 昭 彦	公募市民
	萩 原 裕 美	公募市民
計 20 人		

※2024年3月31日時点

資料編 1 計画の策定体制と経過

(2) 高崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定及び評価委員会

この委員会は、計画の策定や推進状況の評価について検討を行う庁内の組織で、市の関係各課の課長等で構成されます。

本計画の策定にあたっては、以下のとおり会議を開催し、協議を行いました。

①策定及び評価委員会の開催状況（令和5年度）

開催日	内容
第1回 【書面開催】 (5月1日(月))	第8期高崎市高齢者あんしんプラン令和4度事業評価について
第2回 【書面開催】 (11月21日(火))	第9期高崎市高齢者あんしんプラン素案について

②委員名簿

部局名	職名	
福祉部	福祉部長	指導監査課長
	長寿社会課長	介護保険課長
	社会福祉課長	障害福祉課長
	こども家庭課長	保育課長
総務部	企画調整課長	防災安全課長
	文化課長	スポーツ課長
市民部	市民生活課長	人権男女共同参画課長
	防犯・青少年課	地域交通課長
	保険年金課長	
保健医療部	保健医療総務課長	健康課長
環境部	一般廃棄物対策課長	
商工観光部	産業政策課長	商工振興課長
建設部	土木課長	建築住宅課長
	開発指導課長	
都市整備部	都市計画課長	公園緑地課長
支所	倉渕支所市民福祉課長	箕郷支所市民福祉課長
	群馬支所市民福祉課長	新町支所市民福祉課長
	榛名支所市民福祉課長	吉井支所市民福祉課長
教育委員会	社会教育課長	中央公民館長
	学校教育課長	

※2024年3月31日時点

2 パブリックコメント手続の実施

○意見募集期間

2024 年 2 月 1 日（木）から 2024 年 2 月 20 日（火）まで

○資料公表・意見受付場所

市ホームページ、市民情報センター、長寿社会課、介護保険課、各支所市民福祉課

○意見等提出者・受付件数

4 人 8 件 （提出方法の内訳：電子メール 4 人）

○意見等の内訳

	内容	件数
①	「第 5 章 I-1-健康づくり・介護予防の推進」について	4 件
②	「第 5 章 I-1-(1) 健康づくり・健康診断の推進」について	2 件
③	「第 5 章 II-3-(1) 市独自サービスの充実」について	1 件
④	「第 5 章 III-1-(2) 移動支援の充実」について	1 件
	計	8 件

※パブリックコメントの結果（意見等の概要・市の考え方）は、市ホームページで公表しています。

資料編 2 調査・分析

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、要介護度の悪化につながるリスクだけでなく、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進等のために必要な社会資源を把握することを目的として実施しました。

②対象者

高崎市在住の要介護認定を受けていない高齢者（4,500人）

③調査期間

2022年11月18日～2023年1月10日

④調査方法

要支援、要介護認定を受けていない方（3,000人）、要支援1・2及び総合事業対象者の方（1,500人）を、高齢者あんしんセンター（市内29箇所）の担当圏域ごとに無作為に抽出し、調査票を郵送する方法で実施しました。

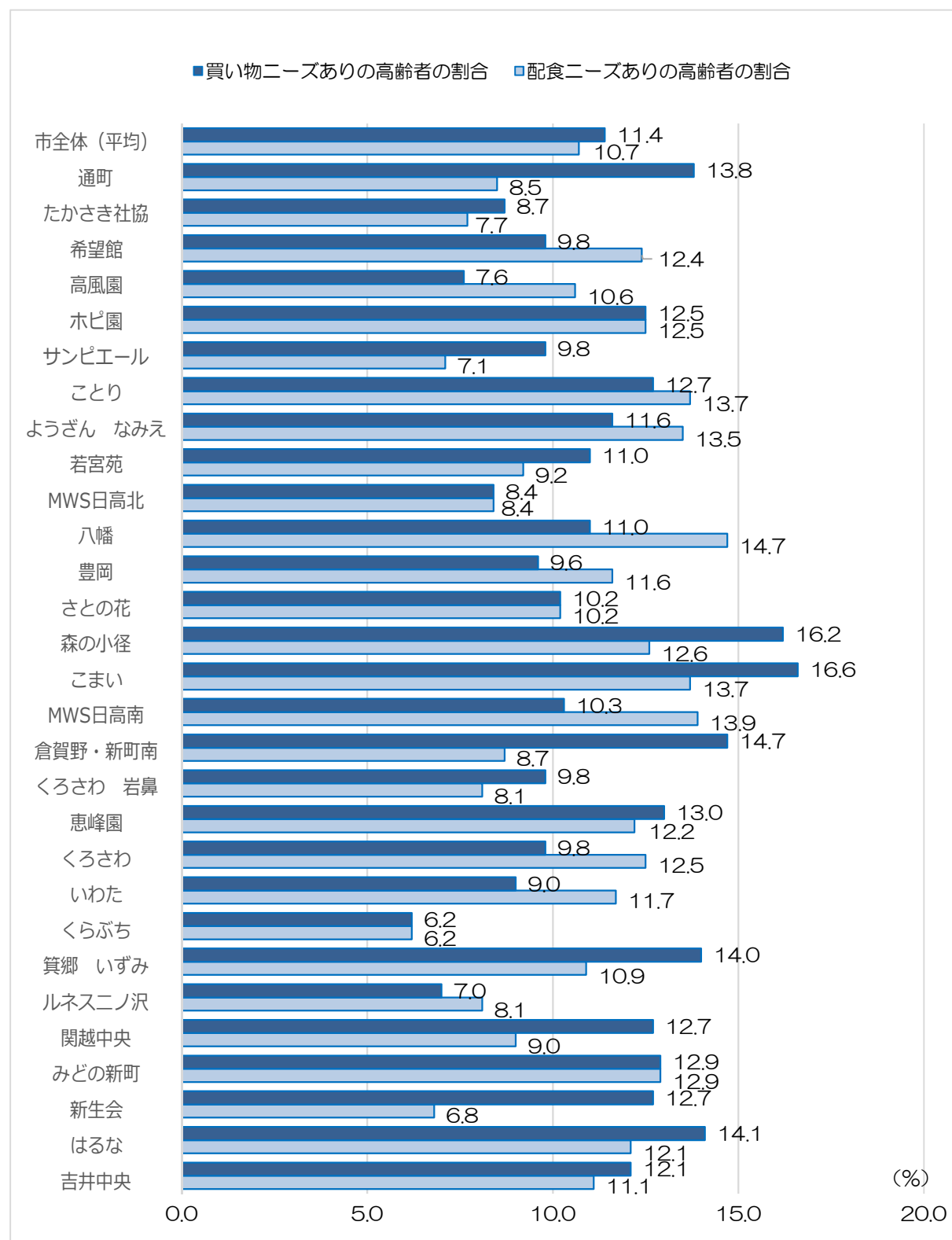
⑤調査数

配布数	回収数	回収率
4,500件	3,101件	68.9%

(2) 調査内容

①「買い物」、「配食」ニーズのある高齢者の割合

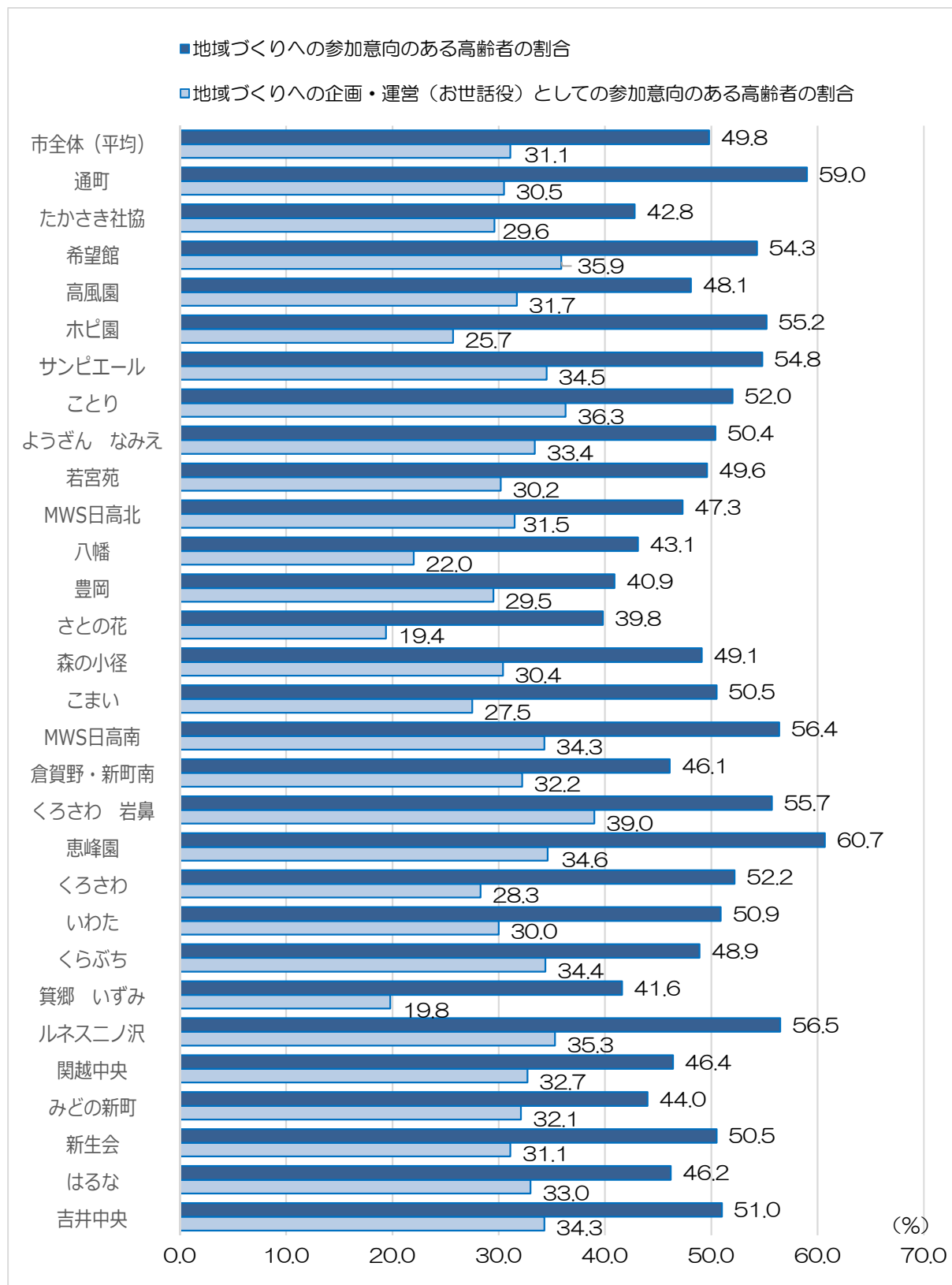
日常生活に欠かせない「買い物」・「配食」ニーズのある高齢者の割合です。



■資料編 2 調査・分析

②地域づくりに参加意向のある高齢者の割合

「地域づくり」、「地域づくりへの企画・運営」に参加意向のある高齢者の割合です。



③各種活動に参加している高齢者の割合

「ボランティア活動」や「趣味関係のグループ」など各種活動に参加している高齢者の割合です。

(単位：％)

	ボ ラ ン テ ィ ア 等	グ ス ポ ー ツ 関 係 の グ ル ー プ や ク ラ ブ	趣 味 関 係 の グ ル ー プ	学 習 ・ 教 養 サ ー ク ル	介 護 予 防 の 為 の 通 い の 場	長 寿 会	町 内 会	収 入 の あ る 仕 事
市全体（平均）	9.5	19.1	22.1	6.7	14.2	7.6	19.8	19.1
通町	10.6	16.8	26.4	4.3	10.6	6.4	21.1	23.2
高崎社協	7.8	19.1	22.0	9.6	13.4	2.0	18.1	19.1
希望館	10.7	29.0	27.2	8.0	15.8	5.3	19.4	21.0
高風園	11.6	22.1	17.3	5.7	12.5	9.6	23.2	16.3
ホピ園	8.6	19.1	20.1	8.6	9.6	3.9	22.9	16.2
サンビエール	9.8	24.7	26.6	7.1	15.1	5.4	18.6	21.3
ことり	7.9	20.5	22.6	7.8	15.7	15.8	19.7	21.6
ようざん なみえ	8.6	12.5	19.1	5.8	14.4	11.5	13.4	15.3
若宮苑	7.3	20.3	27.6	9.2	17.4	6.3	21.0	21.1
MWS日高北	10.2	20.4	22.3	5.6	19.5	9.3	16.6	17.5
八幡	5.4	17.5	15.7	3.7	13.7	0.9	18.4	20.1
豊岡	7.7	17.3	19.1	8.7	14.3	2.0	20.1	19.1
さとの花	9.2	13.0	21.2	5.5	16.7	12.0	19.5	20.5
森の小径	9.8	26.0	24.2	4.5	13.4	9.0	26.8	20.6
こまい	9.1	15.6	25.7	7.4	13.7	7.3	21.1	21.1
MWS日高南	11.1	17.5	24.0	9.4	13.9	5.6	16.7	12.9
倉賀野・新町南	5.3	13.0	17.4	4.3	9.6	2.7	10.5	12.2
くろさわ 岩鼻	5.4	15.0	16.8	7.2	7.1	3.6	26.6	19.5
恵峰園	11.2	18.6	19.6	4.6	16.8	12.0	18.6	10.2
くろさわ	8.0	23.0	22.1	7.1	16.8	1.8	12.4	19.5
いわた	10.8	19.1	28.2	10.9	9.0	10.0	25.5	19.1
くらぶち	18.8	15.6	20.8	9.3	14.6	19.8	33.3	27.1
箕郷 いずみ	7.9	12.9	15.8	5.0	15.9	11.9	18.8	17.9
ルネスニノ沢	12.2	21.3	22.3	6.0	23.2	7.0	20.2	21.2
関越中央	10.8	22.8	24.5	5.4	14.5	12.7	21.8	22.7
みどの新町	13.7	18.4	22.9	9.1	13.8	11.9	9.2	17.4
新生会	6.8	20.3	22.3	4.8	13.5	2.0	21.4	19.3
はるな	10.3	20.7	22.6	5.6	14.1	9.3	22.7	21.6
吉井中央	9.2	21.4	23.2	2.8	14.8	6.5	23.1	17.6

各種参加率の高かった上位5地域

■資料編2 調査・分析

④各種リスクを抱える高齢者の割合

「運動器機能」や「認知症」など各種リスクを抱える高齢者の割合です。

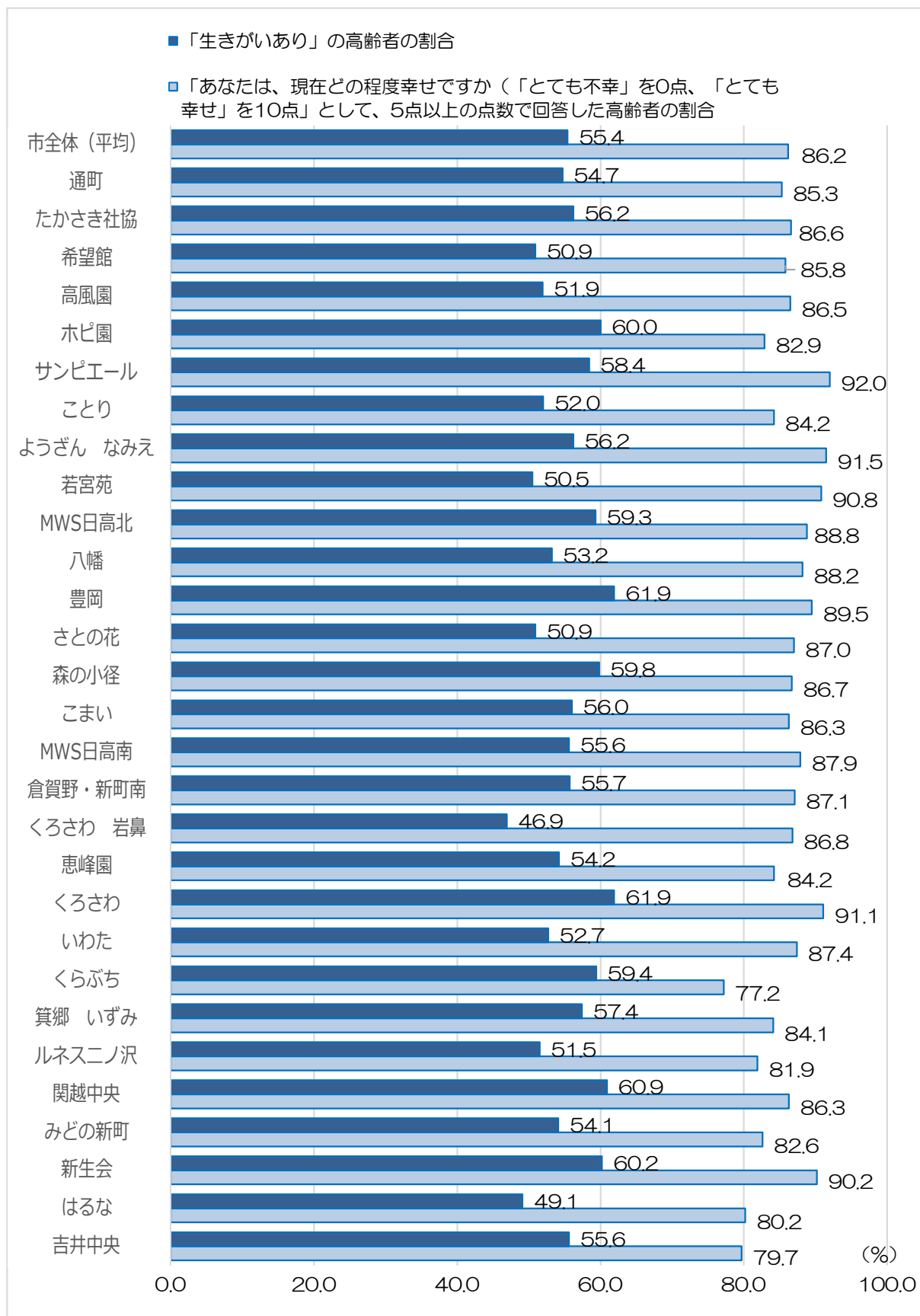
(単位：％)

	運動器機能	栄養改善	咀嚼機能	閉じこもり	認知症	うつ	IADL	転倒
市全体（平均）	28.6	8.7	37.0	25.6	47.2	44.2	13.5	36.4
通町	29.7	9.7	32.8	26.6	49.7	38.0	13.8	40.2
高崎社協	26.9	9.6	36.5	25.0	46.9	47.6	11.6	34.6
希望館	25.5	12.5	46.6	17.6	50.0	50.1	14.2	36.9
高風園	24.2	7.9	33.7	26.9	46.1	48.0	9.8	34.6
ホピ園	30.8	10.7	36.2	26.8	56.3	48.7	15.6	45.0
サンピエール	26.4	9.9	33.6	17.8	44.3	39.7	11.6	35.2
ことり	30.6	10.0	42.2	24.4	47.1	42.0	14.8	42.2
ようざん なみえ	26.8	12.7	28.8	35.4	46.9	40.3	16.3	31.6
若宮苑	26.5	8.1	37.6	21.2	51.3	35.7	12.8	33.1
MWS日高北	27.8	11.1	35.3	28.8	50.9	41.0	8.2	40.8
八幡	19.4	9.0	42.3	22.9	43.0	48.7	11.9	32.1
豊岡	30.8	13.6	37.4	27.9	45.9	36.4	15.5	35.4
さとの花	27.8	9.4	33.4	28.7	51.1	50.0	12.9	38.1
森の小径	28.7	9.9	42.1	29.6	44.9	43.1	19.8	35.9
こまい	30.4	8.2	35.8	28.3	49.6	43.2	17.5	33.1
MWS日高南	34.3	12.9	33.4	28.0	48.3	40.9	14.8	39.9
倉賀野・新町南	34.7	9.7	42.8	25.2	53.8	47.8	15.5	40.8
くろさわ 岩鼻	31.0	9.0	46.1	29.3	41.7	45.0	10.8	37.2
恵峰園	28.1	11.2	39.2	25.2	42.9	46.5	13.1	31.7
くろさわ	25.9	7.2	32.0	20.5	45.2	47.9	11.6	27.8
いわた	28.9	3.6	30.7	19.8	45.4	47.2	9.0	36.2
くらぶち	28.1	7.2	37.5	30.2	48.9	40.7	10.3	42.7
箕郷 いすみ	28.8	3.0	31.9	27.0	46.7	33.9	14.0	38.6
ルネス二ノ沢	30.3	7.0	33.2	22.1	48.4	49.5	9.0	37.2
関越中央	27.2	5.4	38.0	25.3	41.6	47.2	13.5	37.0
みどの新町	25.6	9.1	37.6	22.9	45.1	41.3	14.7	35.0
新生会	28.1	6.8	35.8	34.0	41.7	51.4	14.5	37.9
はるな	31.0	4.6	41.4	22.5	52.0	43.2	17.7	33.0
吉井中央	32.6	9.3	33.3	29.7	47.2	44.6	17.8	37.1

各種リスクの高かった上位5地域

⑤「生きがいあり」の高齢者の割合

「生きがいあり」、「幸せ（５点以上）」と回答した高齢者の割合です。



2 在宅介護実態調査

(1) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、これまでの地域包括ケアシステムの構築という観点に加え、介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要かといった観点から、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等の介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しました。

②対象者

在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請をし、対象期間中に認定調査を受けた方

③調査期間

聞き取り調査：2022年10月1日～2023年2月22日

郵送調査：2022年11月8日～2022年12月28日

④調査方法

市介護保険課や各支所市民福祉課職員による介護認定調査の際、本調査の内容を聞き取りする方法及び郵送による調査票の回答で実施しました。

⑤調査数

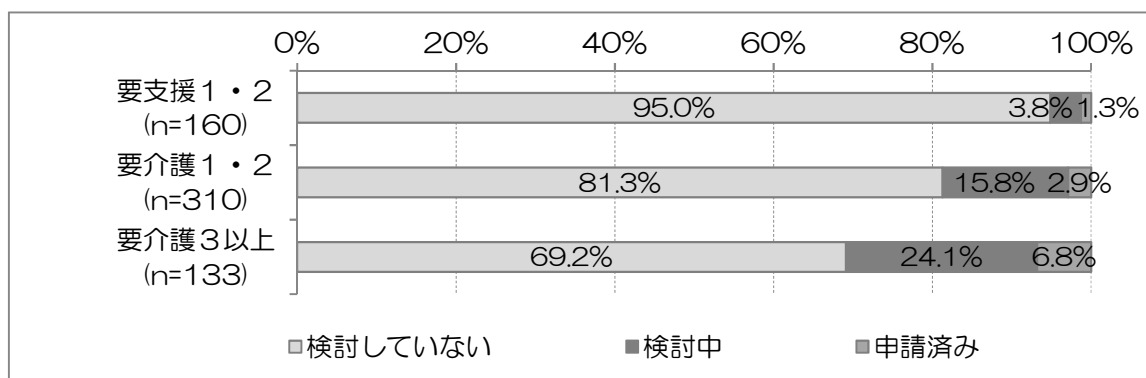
627件

(2) 調査内容

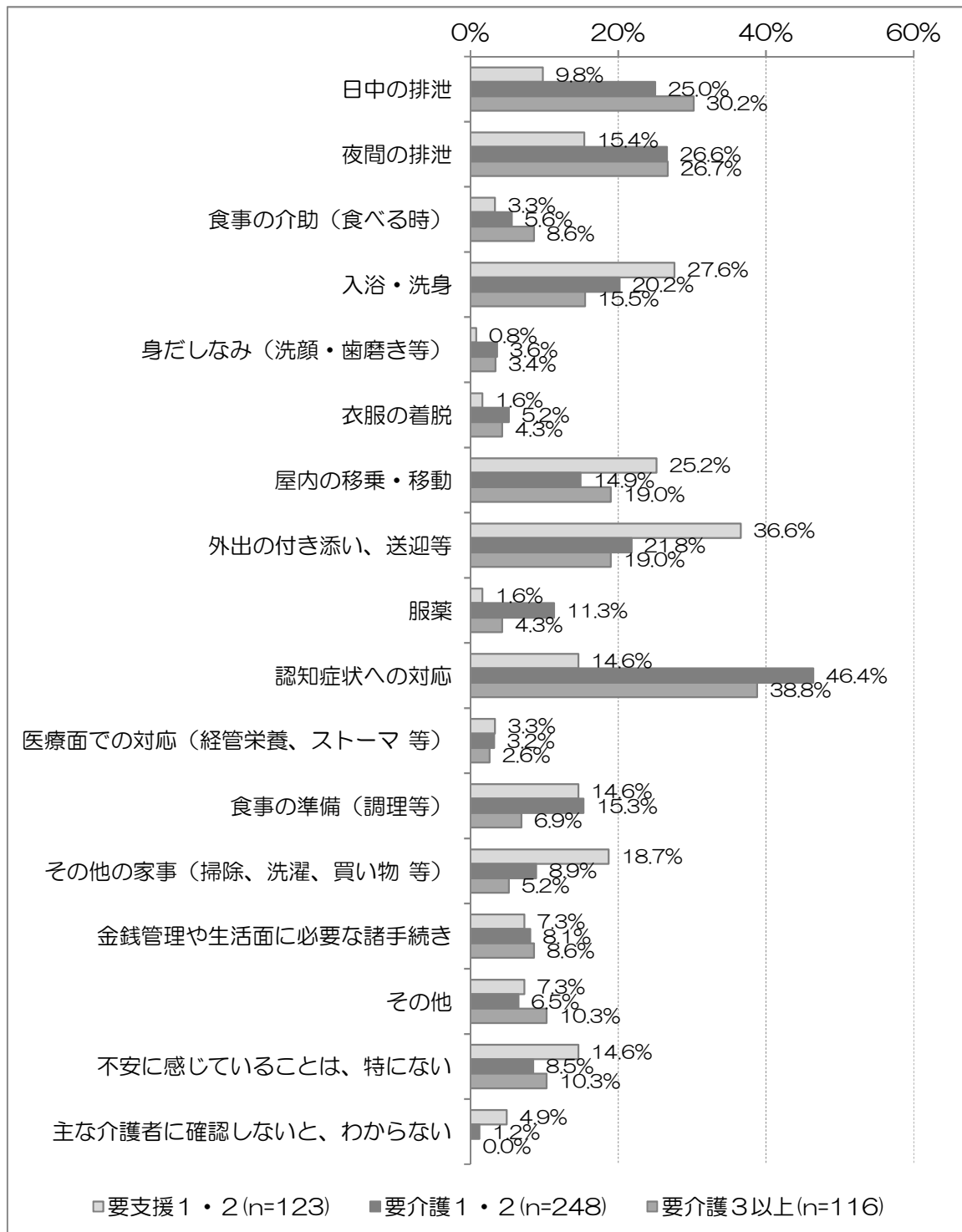
①介護者が不安に感じる介護の状況（要介護度別）

「要支援1・2」、「要介護1・2」、「要介護3以上」の要介護度別で、施設入所等を検討している介護者の割合と、介護者が不安に感じる介護の割合です。

<施設等検討状況>



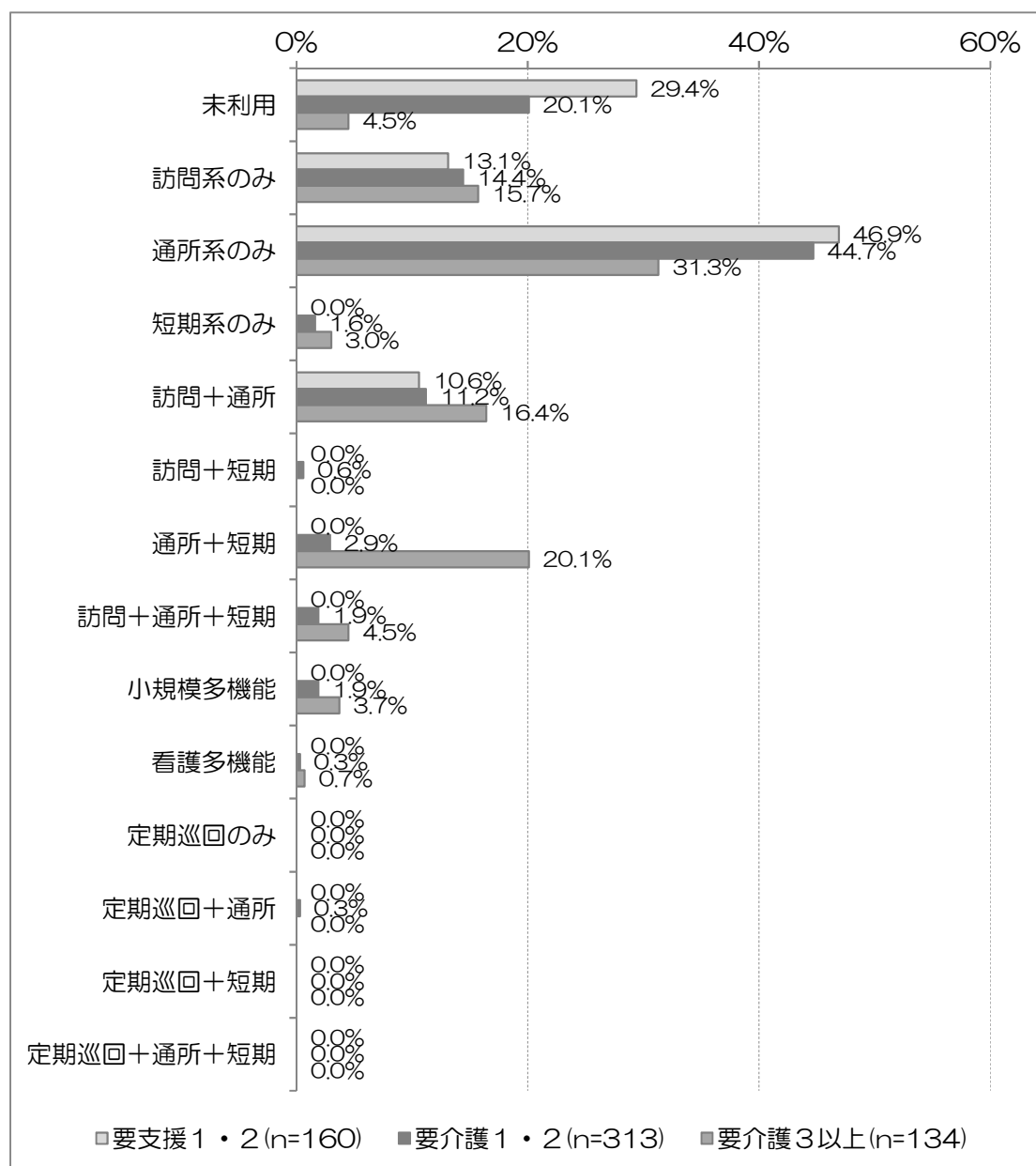
＜介護者が不安に感じる介護＞



■資料編 2 調査・分析

③サービス利用の組み合わせ状況（要介護度別）

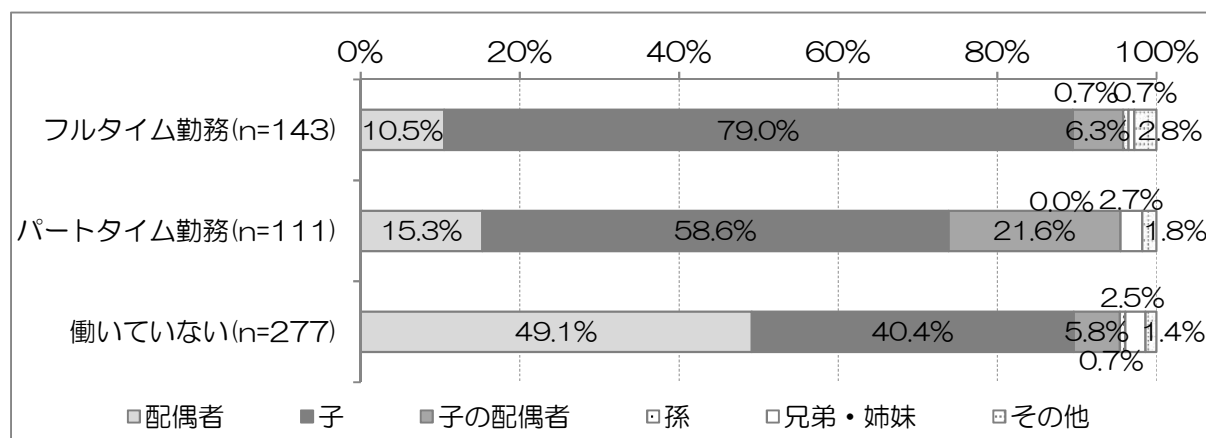
「要支援１・２」、「要介護１・２」、「要介護３以上」の要介護度別のサービス利用組み合わせ状況です。



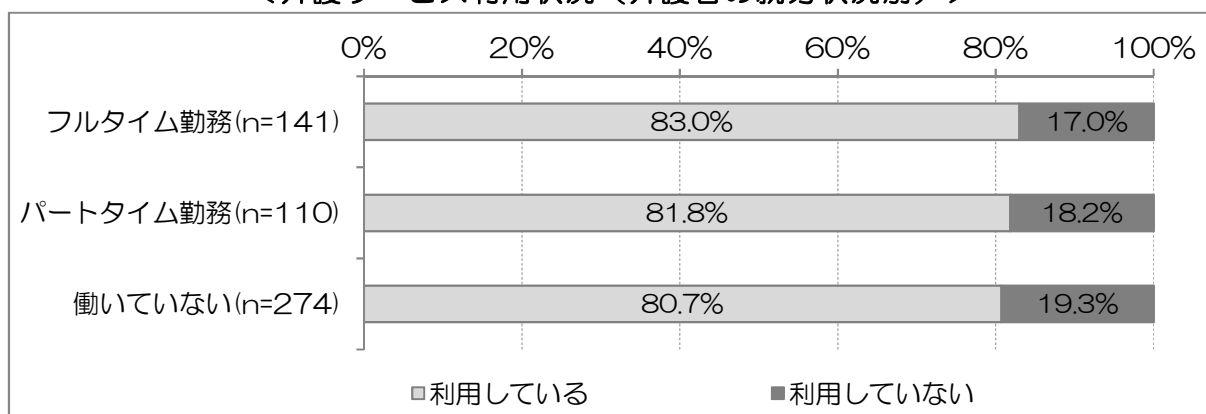
④主な介護者の就労状況等

主な介護者の本人との関係や就労状況、また今後の就労継続見込み状況です。

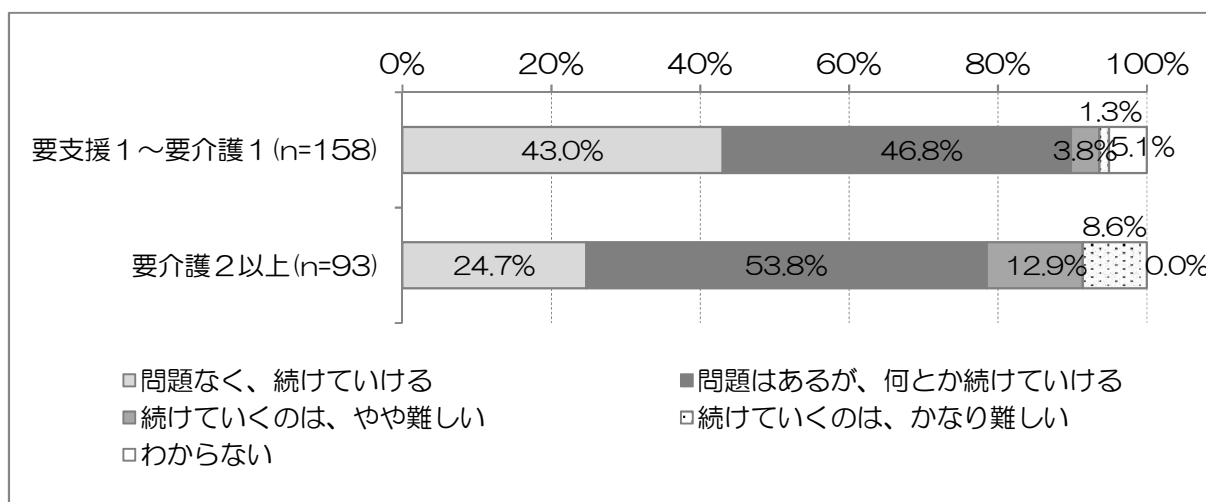
<主な介護者の本人との関係（介護者の就労状況別）>



<介護サービス利用状況（介護者の就労状況別）>



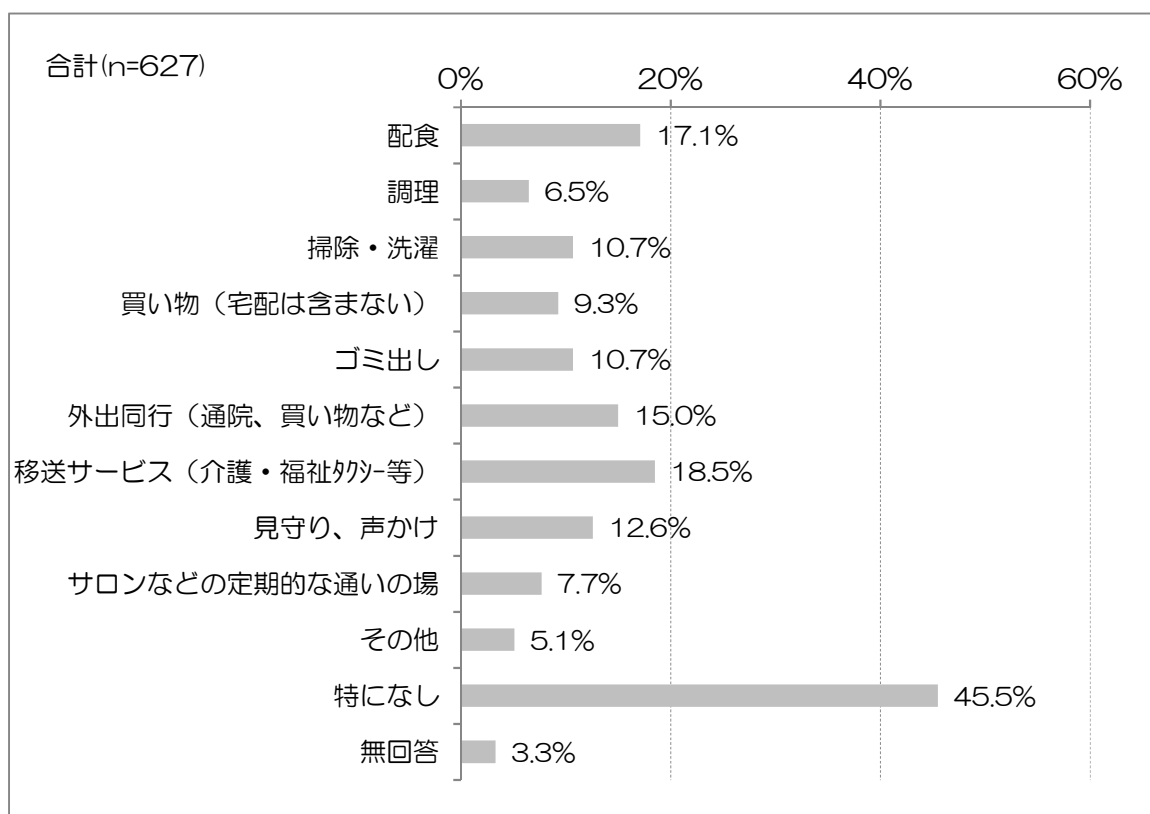
<就労継続見込み（要介護度別）>



■資料編 2 調査・分析

⑤在宅生活の継続に必要と感じる介護保険外の支援・サービス

在宅生活の継続にあたり必要と感じている介護保険外の支援・サービスの状況です。



3 介護人材実態調査

(1) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、高崎市内の介護サービス事業所における労働実態を把握し、地域内の介護人材の確保・サービス提供方法の改善などにつなげていくことを目的として実施しました。

②対象者

高崎市内の介護サービス事業所

③調査期間

2023年3月10日～2023年3月27日

④調査方法

高崎市内の介護サービス事業所に調査票をメール及び郵送する方法で実施しました。

⑤調査数

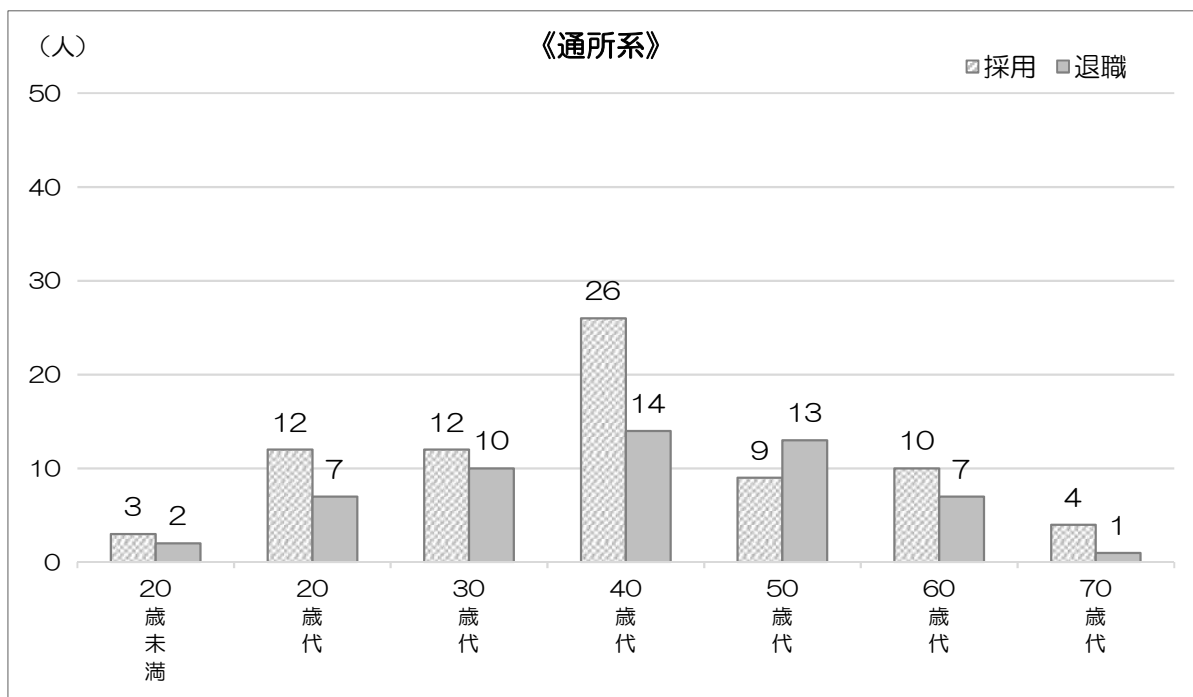
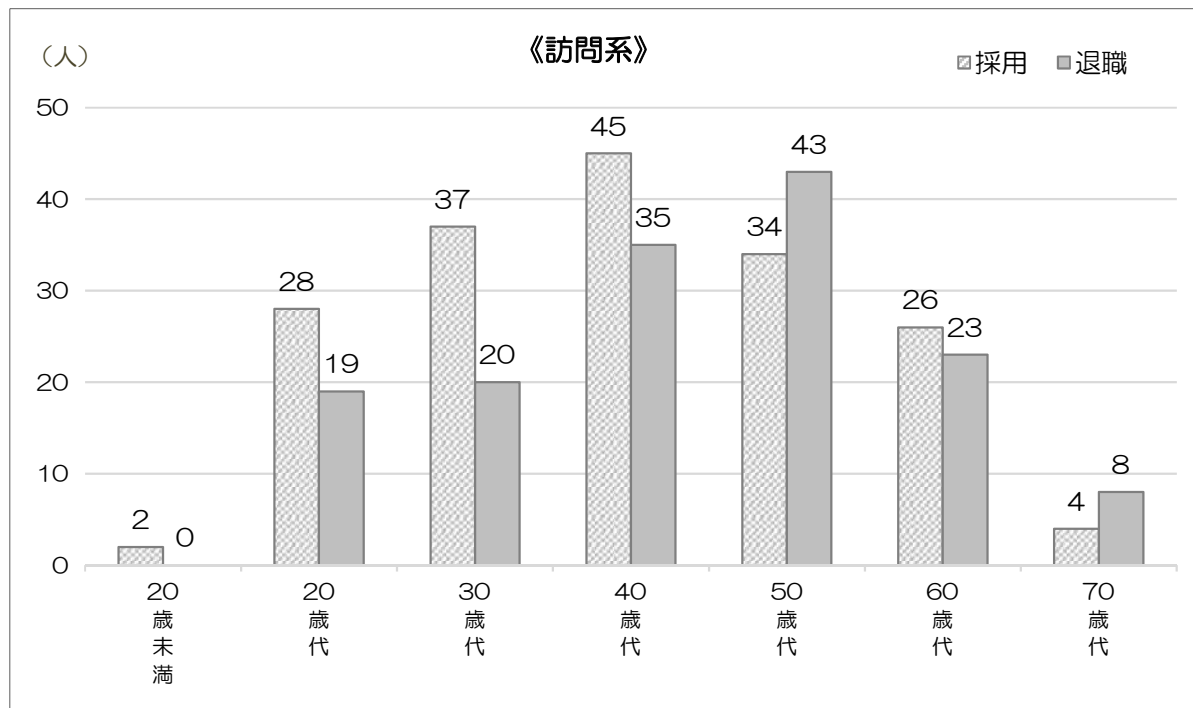
配布数	回収数	回収率
688件	193件	28.1%

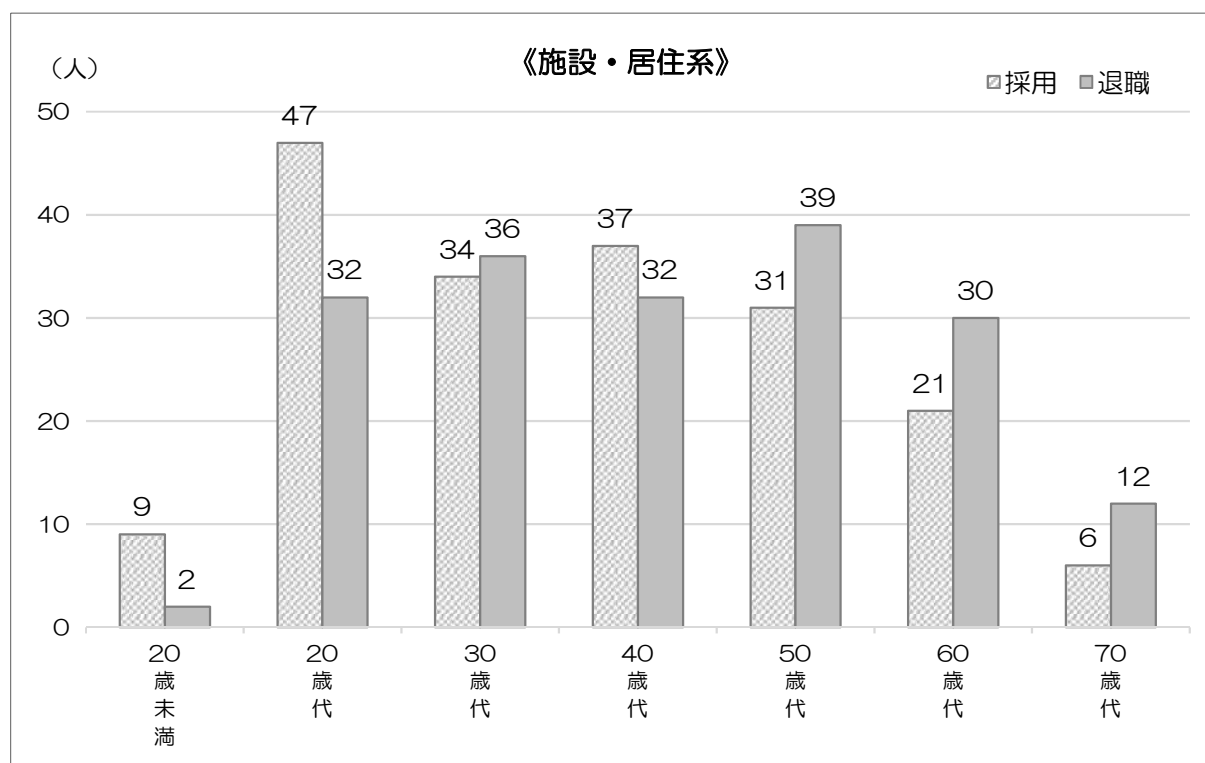
■資料編 2 調査・分析

(2) 調査内容

①事業所における年代別の採用者・退職者数

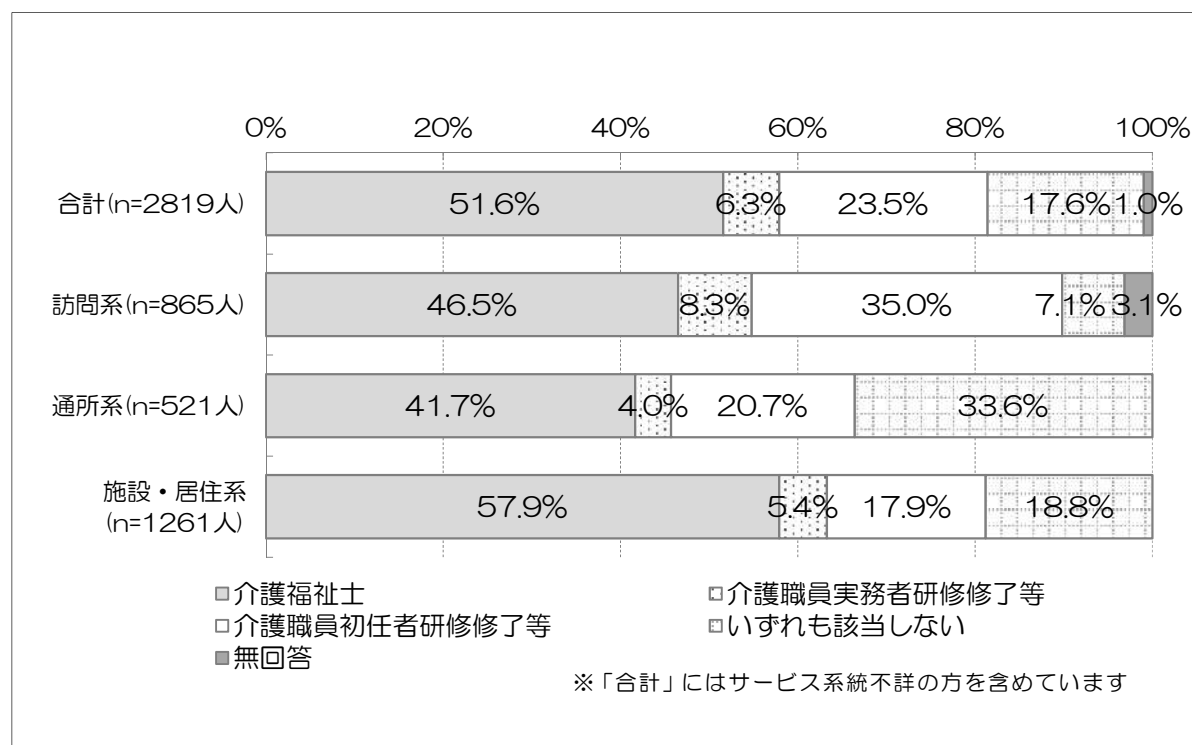
サービス系統別の、採用者数と退職者数の年代別の状況です。





②事業所における職員の資格保有の状況

サービス系統別の職員の資格保有の状況です。

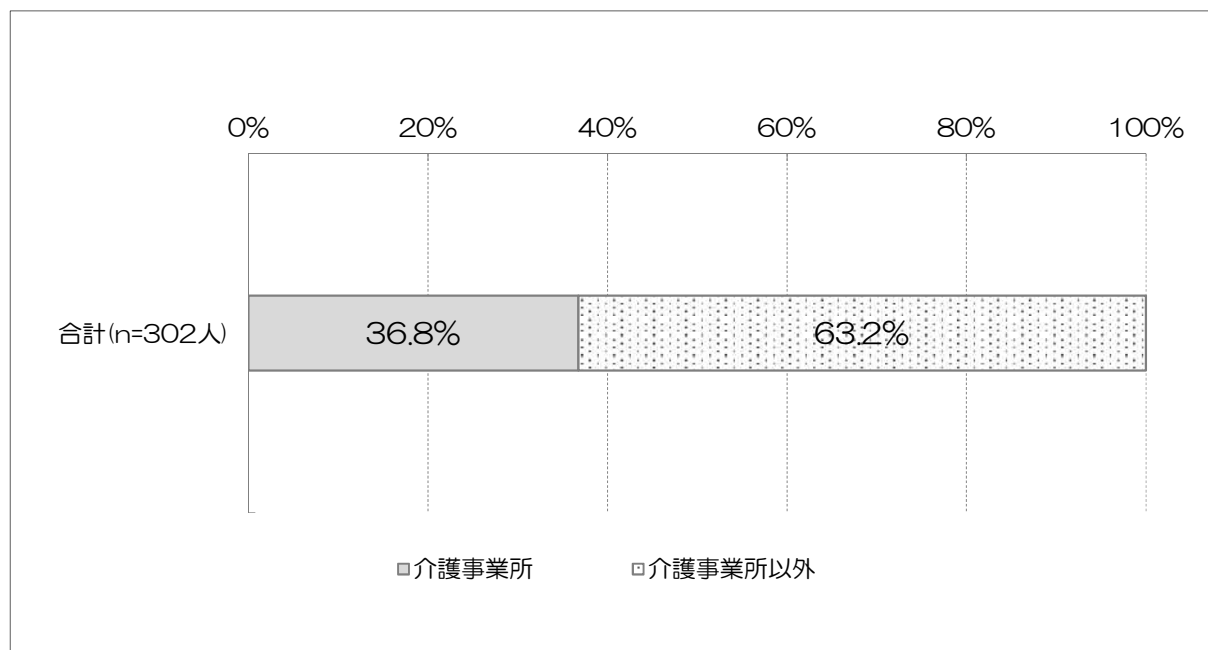


■資料編 2 調査・分析

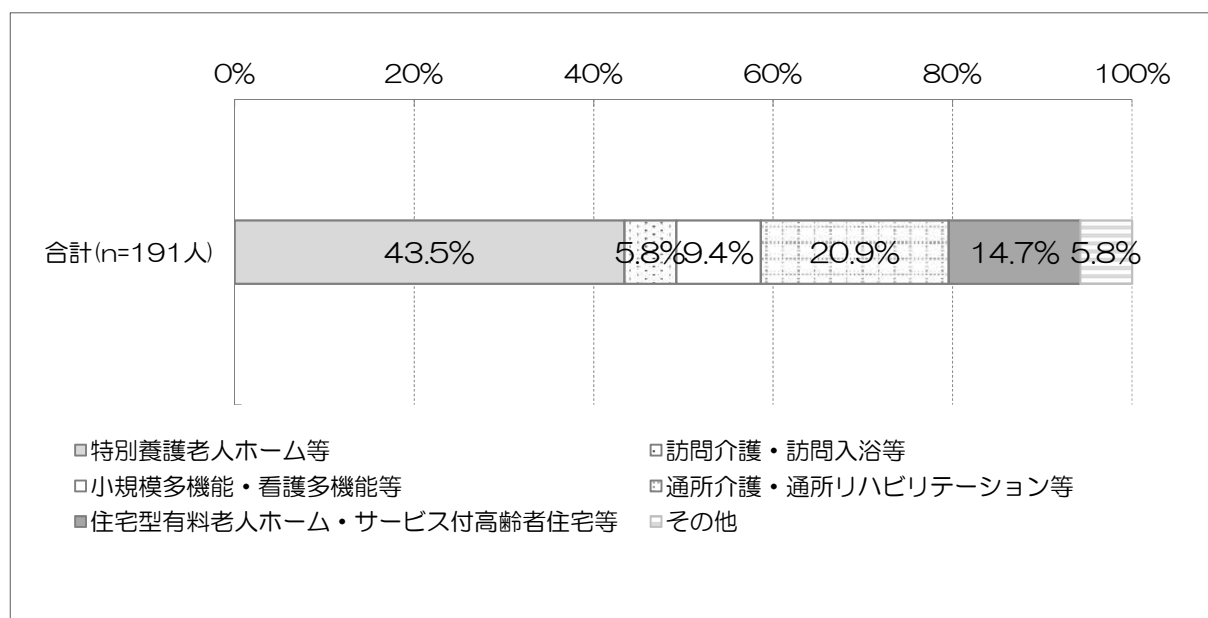
③事業所への転職者の状況

転職者の前の職場が「介護事業所」か「介護事業所以外」かの構成と、「介護事業所」からの転職者の前の職場についての状況です。

<転職者の前の職場>



<介護事業所からの転職者における、前の職場のサービス種別>

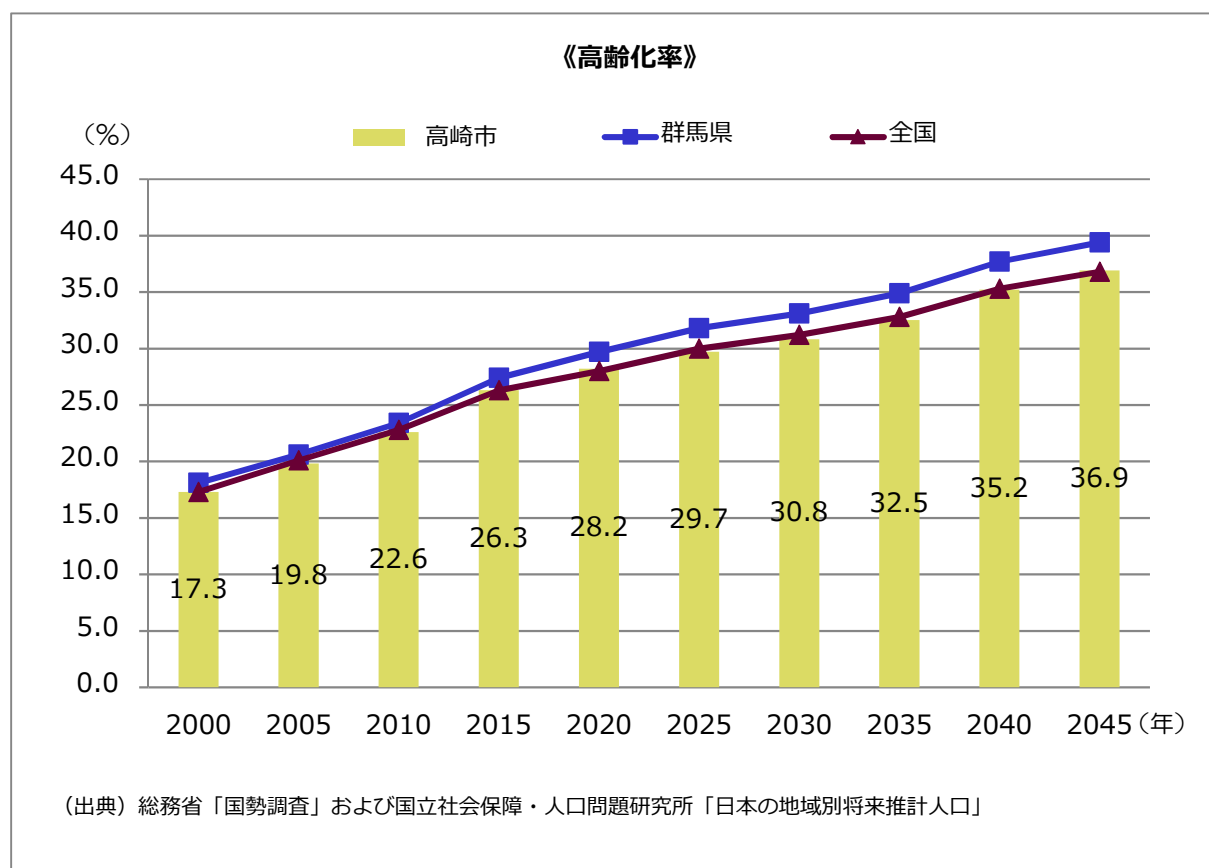


4 地域包括ケア「見える化システム」を活用した高崎市の現状分析

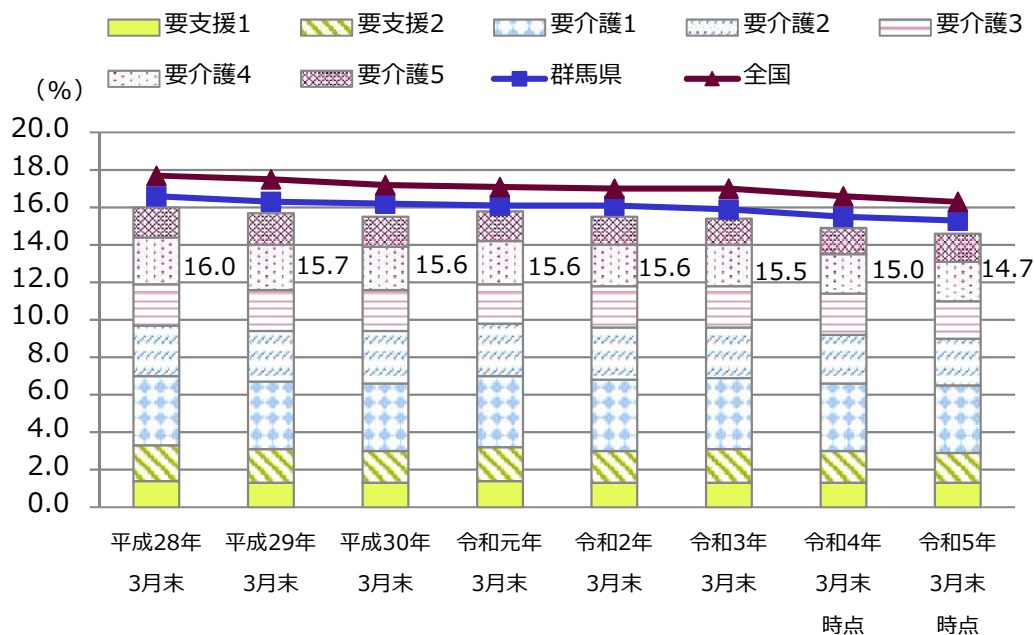
(1) 分析の概要

大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況やそれに伴う介護需要も異なってくるため、地域の実情に合わせた多角的な地域分析が求められています。介護保険制度の適正な運営だけでなく、地域特性を捉えた地域包括ケア体制の推進や、PDCA サイクルに沿った事業展開を行えるよう、国が提供する地域包括ケア「見える化システム」を活用し、以下のとおり全国・群馬県との比較分析を実施しました。

本市においては、要介護度別の認定率は全国・群馬県の平均より低いものの、在宅サービス費の給付月額、全国・群馬県の平均を上回っています。また、要支援・要介護者1人あたりの定員数は、通所系・居住系・施設系のいずれのサービス系統においても、全国・群馬県の平均を上回る傾向となっております。



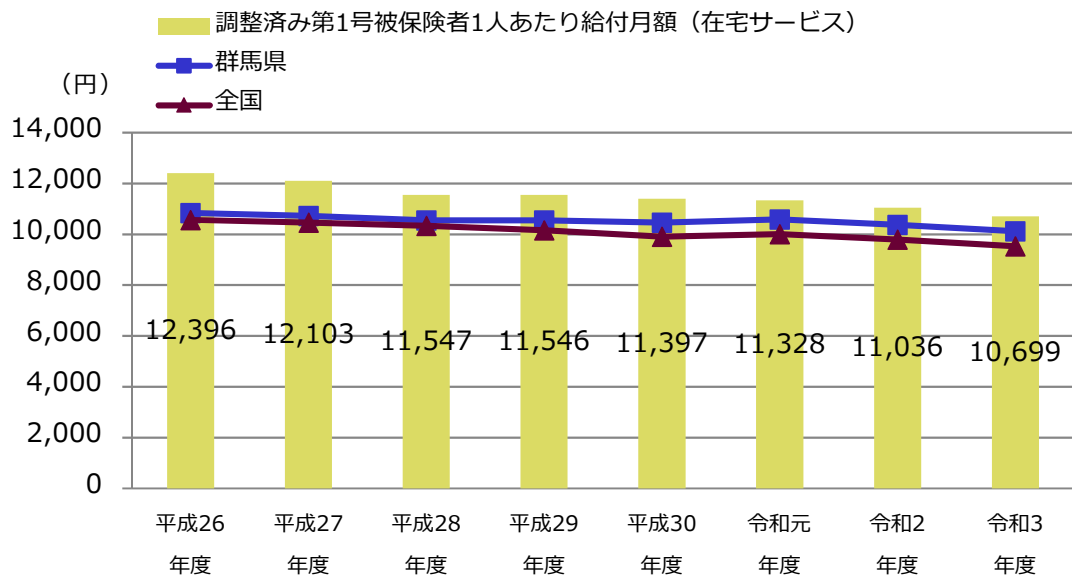
《調整済み認定率（要介護度別）》



（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※調整済み認定率…一般的に、後期高齢者の認定率は前期高齢者よりも高くなることがわかっています。「調整済み認定率」とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率です。ある地域または全国平均の1時点と同じになるよう調整することで、地域間の比較が行い易くなっています。

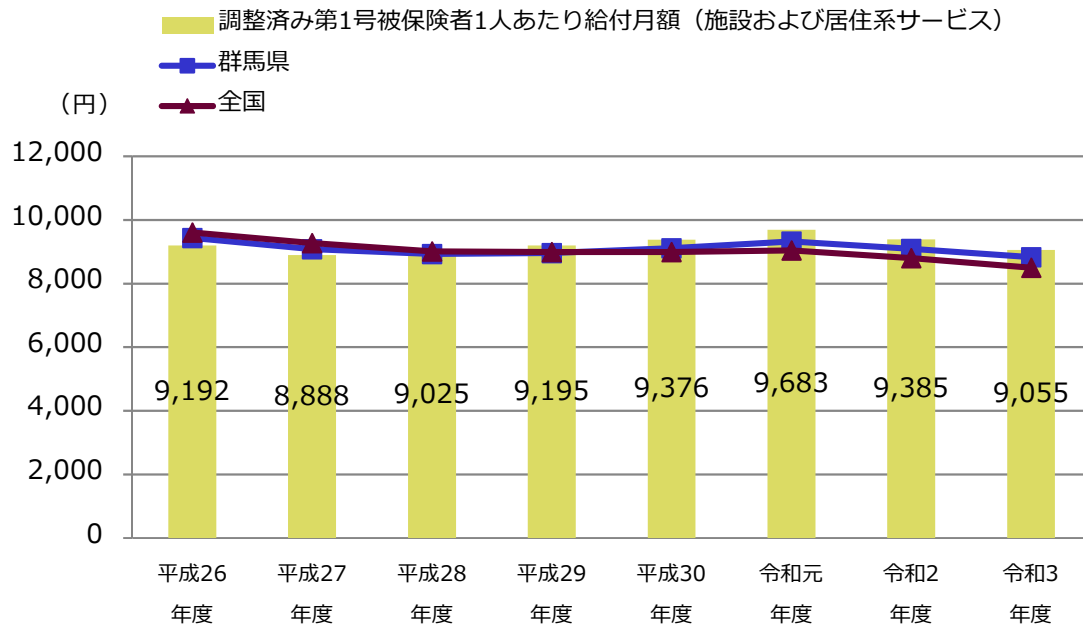
《調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス）》



（出典）「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額…一般的に、後期高齢者1人あたりの給付費は前期高齢者のそれよりも高くなることがわかっています。「調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額」とは、第1号被保険者の性・年齢・高齢構成や地域区分別単価の影響を除外した給付月額です。ある地域または全国平均の1時点と同じになるよう調整することで、地域間の比較が行い易くなっています。

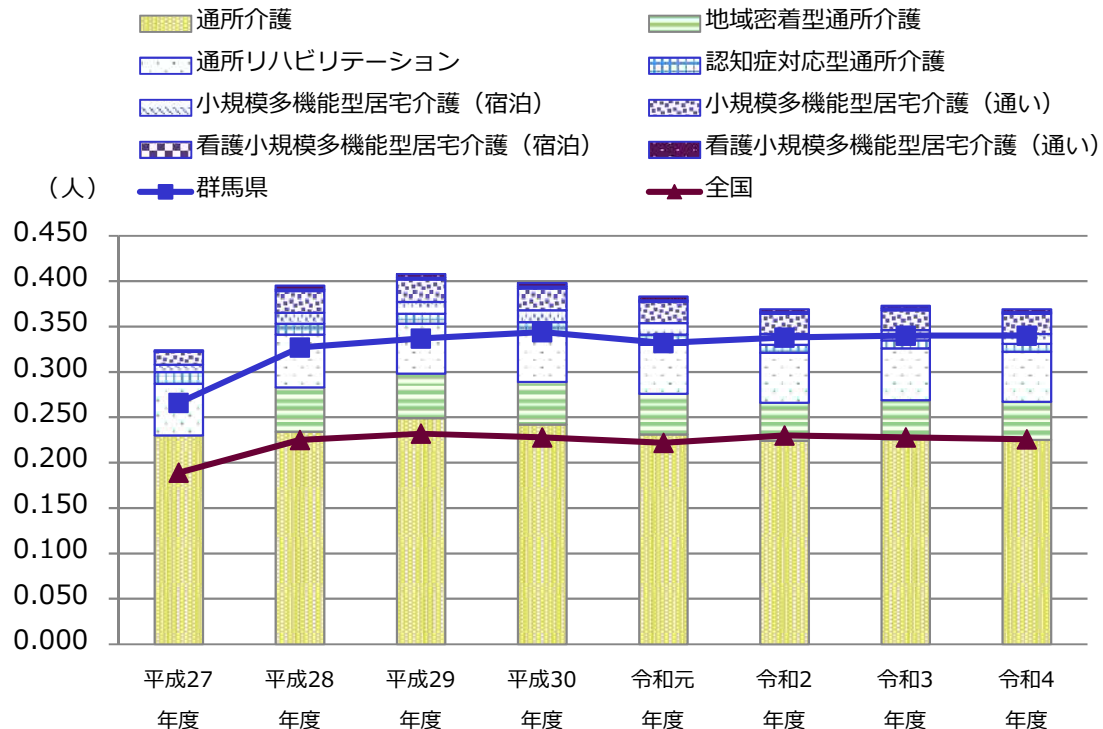
《調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（施設および居住系サービス）》



(出典) 「介護保険総合データベース」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額…一般的に、後期高齢者1人あたりの給付費は前期高齢者のそれよりも高くなることがわかっています。「調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額」とは、第1号被保険者の性・年齢高齢構成や地域区分別単価の影響を除外した給付月額です。ある地域または全国平均の1時点と同じになるよう調整することで、地域間の比較が行い易くなっています。

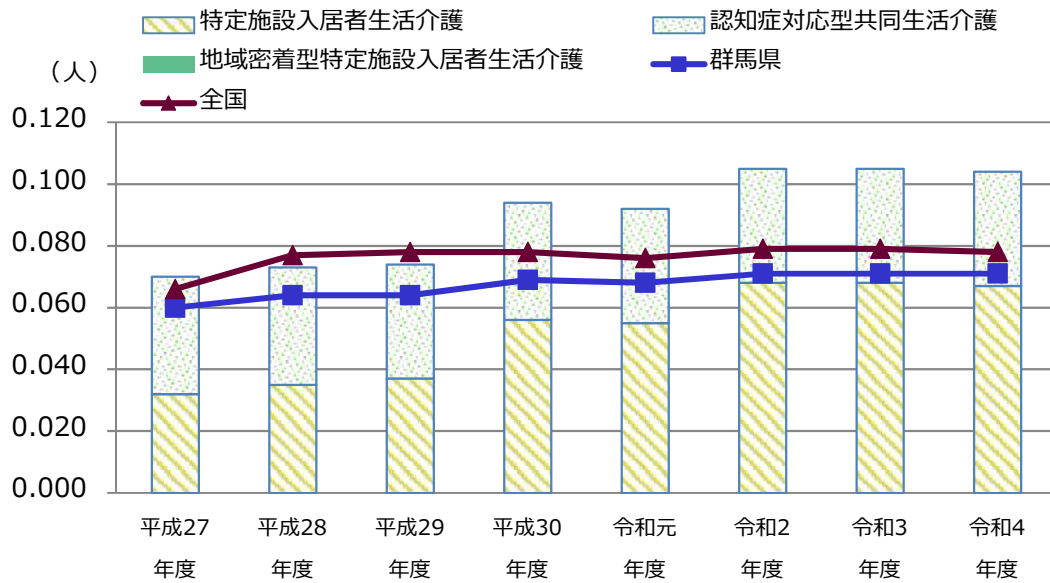
《要支援・要介護者1人あたり定員（通所系サービス別）》



(出典) 介護サービス情報公表システムおよび厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（年報未公表時のみ月報）

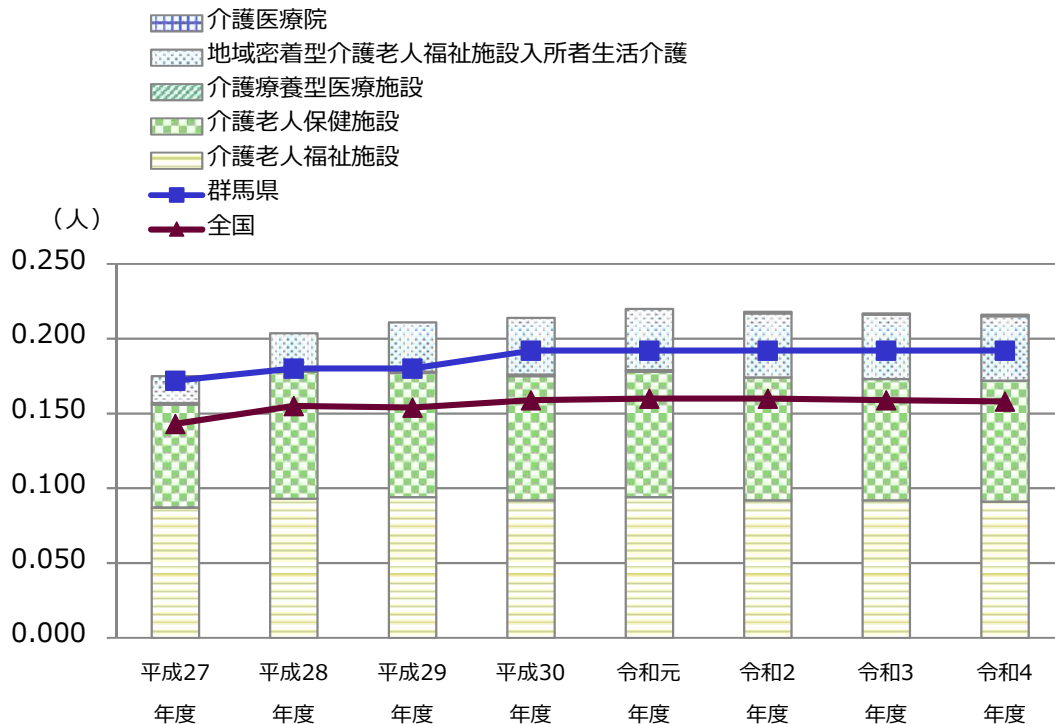
※全国や群馬県の数値は、各種通所系サービスの数値を合算したもの。

《要支援・要介護者1人あたり定員（居住系サービス別）》



（出典）介護サービス情報公表システムおよび厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（年報未公表時のみ月報）
 ※本市における「地域密着型特定施設入居者生活介護」の指定は無し
 ※全国や群馬県の数値は、各種居住系サービスの数値を合算したものの。

《要支援・要介護者1人あたり定員（施設サービス別）》



（出典）介護サービス情報公表システムおよび厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（年報未公表時のみ月報）
 ※本市の平成27～29年度の「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の数値は、実績により市が算出。
 （各年10月1日時点）
 ※全国や群馬県の数値は、各種施設系サービスの数値を合算したものの。

資料編3 事業目標

「主な取り組み」の目標

本計画に掲載されている取り組みの達成状況を評価するため、数値目標の設定が可能な取り組みについては目標値を掲載しています。なお、本数値は事業評価の際に参考とするもので、数値目標の達成状況のみで事業内容が評価されるものではありません。

※「実績値」は、2022年度の実績です。

I 元気に暮らし続けるためのいきがい・健康づくりの促進

1 健康づくり・介護予防の推進

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
1	各種健（検）診事業の実施	国保特定健診受診率	%	37.2	40	43	45
		がん発見数	人	152	150	150	150
2	健診結果に応じた指導	実施者人数	人	594	650	650	650
3	関係団体と連携した講座等の開催	実施回数	回	143	140	140	140
4	健康相談	相談者延べ人数	人	1,839	1,800	1,800	1,800
5	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施	個別的支援実施人数	人	149	150	150	150
8	地域介護予防活動支援	介護予防サポーター養成研修受講者数	人	52	80	80	80

2 社会参加の促進

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
10	ボランティア活動への支援	ボランティアフェスティバル来場者等数	人	800	850	900	950
		公民館の高齢者向けボランティア講座の延べ参加者数	人	51	90	90	90

資料編3 事業目標

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
11	生涯学習、文化、スポーツ活動への支援	こだま音楽会の演者の高齢者以外の世代の割合	%	25	30	30	30
		市民スポーツフェスティバル参加人数	人	600	2,000	2,000	2,000
		高齢者が参加できる講座を実施した公民館数	館	45	45	45	45
12	長寿会活動への支援	長寿会数の減少の改善	団体	218	10 以下	10 以下	10 以下
13	長寿を祝う取り組み	実施している地域の割合	%	100	100	100	100
14	長寿センターの利用促進	長寿センターの利用延べ人数	千人	270	300	300	300
16	通いの場等の把握と周知	通いの場把握数	箇所	501	520	530	540
17	通いの場等への専門職派遣	通いの場への専門職派遣数	箇所	218	225	230	235
18	高齢者の居場所づくりへの支援	高齢者の居場所新規開設数	箇所	3	3	3	3
20	認知症カフェへの支援	認知症カフェ設置数	箇所	49	53	55	57

Ⅱ 安心して暮らし続けるための相談・支援の充実

1 相談・支援体制の充実

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
22	総合相談機能の充実	相談件数	件	59,668	60,000	60,000	60,000
24	地域ケア会議の推進	地域ケア会議開催回数	回	30	40	40	40
27	普及啓発活動の実施	成年後見啓発セミナー開催回数	回	1	1	1	1

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
29	市民後見人の活動支援	市民後見人フォローアップ研修開催回数	回	5	5	5	5
31	普及啓発活動の実施	出前講座の開催及び啓発資料の配布回数	回	5	5	5	5
		講演会等の実施回数	回	0	3	3	3
32	特殊詐欺対策電話装置等の購入助成	助成件数	件	526	400	400	400
34	支援体制の機能強化と充実	研修会開催回数	回	1	1	1	1

2 多機関の協働による支援

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
35	社会福祉協議会との連携	事業助成件数	件	3	3	3	3
36	民生委員との連携	地区民児協会長会の実施回数	回	12	12	12	12
		ひと声かけ運動等を実施している地区の割合	%	100	100	100	100
38	交流の機会の創出	「心豊かな地域づくりのための懇談会」への70歳未満の参加割合	%	35	36	38	40
		世代間交流の機会となる公民館と地域の共催事業の実施回数	回	78	130	130	130

資料編3 事業目標

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
38	交流の機会の創出	総合的な学習の時間の探究課題として福祉を取り上げている学校の割合	%	60	60	60	60
39	高齢者向け交通安全教室の実施	高齢者交通安全教室の実施回数	回	15	30	30	30
41	協議体活動の充実	情報交換会開催回数	回	7	13	13	13
42	地域の支え合いの担い手養成	地域支え合いサポーター養成講座開催回数	回	3	3	3	3
44	認知症の早期発見・早期対応、地域連携の充実	認知症初期集中支援チーム依頼件数	件	10	16	18	20
45	現状分析・課題抽出・施策立案	多職種による検討会議等の開催回数	回	1	1	1	1
46	在宅医療・介護関係者に関する相談支援	相談件数	件	1,072	1,200	1,200	1,200
47	医療・介護関係者の情報共有の支援	情報交換会等開催回数	回	1	1	1	1
48	医療・介護関係者の研修	研修会参加者数	人	688	700	700	700
49	普及啓発活動の実施	医療・介護連携フェスティバル開催回数	回	1	1	1	1

3 在宅生活を支える支援

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
51	高齢者ごみ出しSOS	利用世帯数	世帯	1,433	1,957	2,153	2,260

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
56	高齢者等あんしん見守りシステム	稼働台数	台	4,689	5,200	5,500	5,800
57	はいかい高齢者救援システム	稼働台数	台	282	300	310	320
59	布団乾燥消毒サービス	利用者数	人	173	180	180	180
60	布団丸洗いサービス	利用者数	人	34	40	40	40
61	出張理美容サービス	利用者数	人	225	245	255	265
62	おむつ給付サービス	利用者数	人	1,566	1,580	1,590	1,600
63	日常生活用具給付等サービス	給付台数 (火災報知器)	台	6	4	4	4
		貸与台数 (福祉電話)	台	151	150	150	150
64	はり・きゅう・マッサージ施術費用助成事業	利用者数	人	1,128	1,200	1,220	1,240
65	おとしよりぐるりんタクシー運行事業	利用者数の対前年度比割合	%	100	101	101	101
67	倉渚地域高齢者買い物支援事業	代行稼働数	回	484	500	500	500
68	高齢者等買物代行事業	利用回数	回	2,612	2,700	2,700	2,700
70	高齢者等生活支援事業	延べ利用者数	人	901	1,000	1,000	1,000

Ⅲ 住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりの推進

1 暮らしやすい環境の整備

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
74	質の高い有料老人ホームの確保	立入検査の実施回数	箇所	14	28	28	28
75	老人福祉施設等の確保	施設数	箇所	17	17	17	17

資料編3 事業目標

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
76	住宅改良相談員の派遣	利用者数	人	0	4	4	4
78	運転免許証自主返納奨励制度の推進	交通安全啓発チラシの配布部数	部	3,000	1,000	1,000	1,000
79	高齢者や運転免許証自主返納者に対する支援	敬老割引補助金額	千円	1,561	2,000	2,000	2,000
80	ユニバーサルデザインタクシーの導入補助	補助車両数	台	0	5	5	5
84	避難行動要支援者名簿の作成と活用	名簿への登載同意割合	%	35.4	40	40	40

2 認知症施策の推進

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
90	認知症に関する理解促進	認知症サポーター養成講座受講者数	人	782	2,000	2,000	2,000
91	相談先の周知	オレンジガイドブック配布数	冊	1,088	1,500	1,500	1,500
92	認知症の人本人からの発信支援	本人ミーティング開催回数	回	0	1	1	1
93	「通いの場」の拡充	認知症カフェ運営者交流会開催回数	回	1	1	1	1
94	ふれあい・交流農業体験バスツアー	バスツアー開催回数	回	7	7	7	7
96	若年性認知症の人への支援	ガイドブック配布数	冊	34	60	80	100

Ⅳ 持続可能な質の高い介護サービスの提供

1 介護サービス基盤の整備・充実

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
97	リハビリテーション提供体制の充実	リハビリテーションサービス(訪問・通所)の提供事業所数	箇所	61	62	62	62
98	在宅医療・介護サービス拠点の整備	在宅支援サービス等の提供事業所数	箇所	36	36	36	36
102	ケアマネジャーの資質の向上	研修会開催回数	回	19	20	20	20
103	運営推進会議への取り組み	運営推進会議への参加割合	%	100	100	100	100
104	介護サービス等に関する情報の提供	ホームページ閲覧件数	件	43,877	49,000	51,500	54,000
105	ぴったりサービス	申請件数	件	0	12	26	52
106	低所得者等への支援	社会福祉法人等利用者に対する軽減措置(認定者数)	人	51	55	55	55
		居宅サービス利用者の助成(認定者数)	人	17	20	20	20
107	短期入所サービス費助成金の支給	延べ利用者数	人	424	420	420	420
108	介護者支援の充実	介護慰労手当給付人数	人	599	580	580	580
		おむつのあて方講習会参加者数	人	0	25	25	25

資料編3 事業目標

2 持続可能なサービス提供体制の構築

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
110	若い世代への職業意識の醸成	やるベンチャーウィークにおいて介護サービス事業所等で福祉活動体験を行っている中学校の割合	%	68	92	92	92
111	参入促進の支援	研修会等の参加人数	人	25	28	32	36

3 介護給付費の適正化

取組名		評価指標	単位	実績値	2024	2025	2026
119	介護サービス事業所等への指導監査	定期運営指導件数	件	150	300	300	300
120	要介護認定の適正化	認定調査結果点検実施割合	%	100	100	100	100
121	ケアプラン点検の強化	点検件数	件	130	100	100	100
122	住宅改修や福祉用具の点検の実施	実施件数	件	65	65	65	65
123	医療情報との突合と縦覧点検の実施	実施回数	回	12	12	12	12

資料編 4 用語の解説

あ行

【IADL】

→「Instrumental Activities of Daily Living」の略で、手段的日常生活動作（交通機関の利用、買い物、食事の支度、洗濯、服薬・金銭の管理等、自立した生活を営むための日常的な活動）のことです。

【ICT（情報通信技術）】

→「Information and Communication Technology」の略で、コンピューター等を活用した情報通信技術のことです。

【アセスメント】

→利用者に関する情報を収集・分析し、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握することをいいます。

【一般介護予防事業】

→総合事業に位置づけられた事業で、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりや、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進するなど、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的とした事業のことです。

【医療介護連携相談センター】

→医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進するため、在宅医療・介護連携に関する相談支援等の業務を行う機関のことです。

【運営指導】

→サービスの質の確保や保険給付の適正化を図ることを目的として、市町村の担当者が原則的に介護サービス事業所を訪れ、関係書類の閲覧や関係者との面談により行う指導です。

【運営推進会議】

→地域密着型サービス事業者が、地域との連携やサービスの質の向上を図ることを目的として設置するものです。利用者、家族、地域の代表者、市町村の職員、高齢者あんしんセンターの職員、有識者等によって構成され、概ね2か月に1回以上開催することとされています。

【NPO法人】

→NPO法人とは、特定非営利活動推進法（NPO法）に基づき社会貢献活動を行う営利を目的としない特定非営利活動法人のことです。福祉や教育、まちづくり、環境、国際協力などの分野において、多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

【オレンジガイドブック】

→認知症を正しく理解してもらうとともに、認知症の進行に合わせた制度やサービス等の情報をまとめた冊子のことです。

【オレンジサポーター】

→市では、認知症になっても安心して暮らせるまち高崎を目指して、認知症を理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る人「認知症サポーター」を養成しています。認知症サポーター養成講座を受講し、地域で活動する意思のある方を「高崎市オレンジサポーター」として登録しています。

か行

【介護給付】

→要介護認定を受けた被保険者に対する保険給付で、居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費等の支給があります。

【介護支援専門員】

→「ケアマネジャー」で解説

【介護者のつどい】

→介護者応援ボランティアが開催している、認知症の人を介護している人や認知症の不安を感じている人たちのサロンです。

【介護福祉士】

→身体精神的障害があり、日常生活に支障がある者の介護をする国家資格を有する専門職のことです。

【介護報酬】

→介護保険制度において、介護サービス事業者が、利用者に介護サービスを提供した場合に、対価として支払われる報酬のことです。

【介護保険運営協議会】

→介護保険の適正な運営を推進するために市町村が設置する機関で、介護保険被保険者の代表をはじめ、保健・医療・福祉分野における学識経験者、介護サービスの従事者、公募市民等から市長が委嘱する委員により構成されます。

【介護保険施設】

→施設サービスを提供する、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の3つの施設を総称したものです。

【介護予防サポーター】

→介護予防サポーター養成研修を受講し、高齢者の介護予防の促進を図るとともに、地域において介護予防の取り組みを普及し、地域住民の健康と福祉の増進に貢献することを目的に活動するボランティアです。

【介護予防・生活支援サービス事業】

→要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントから構成された多様なサービスを提供します。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

→介護サービス事業者だけでなく、NPO、住民ボランティア等が参画する多様なサービスにより、要支援者等に対する介護予防および生活支援を行う事業のことで、市町村が実施することとされています。この事業の創設に伴い、介護予防給付の対象となっていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、総合事業におけるサービスに移行することとなりました。

【介護予防のための地域ケア個別会議（定期型）】

→個別課題の検討を通し、課題の解決、ネットワーク構築、地域課題の把握を目指す地域ケア個別会議のうち、主に多職種の専門的な助言を得る事で、介護予防に資する支援につなげることを目的として行う会議です。

【介護予防フェスティバル】

→幅広い年代や地域の人を対象に、元気なうちから介護予防について正しく理解し、自身の介護予防の取り組みができるよう介護予防活動の普及啓発（情報発信）を行う住民参加型のイベントです。

【介護医療院】

→主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設で、医療と介護（日常生活上の世話）を一体的に受けることができます。

【介護老人福祉施設】

→「特別養護老人ホーム」で解説

【介護老人保健施設】

→状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。

【介護ロボット】

→利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つロボット技術が活用された介護機器のことです。移乗・移動支援や排せつ支援、認知症の方の見守りなどの場面で活用されています。

【かかりつけ医】

→特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか、健康管理上の助言などもしてくれる身近な医師のことです。

【看護小規模多機能型居宅介護】

→小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、通所、訪問、短期間の宿泊での介護や医療・看護のケアが受けられるものです。

【基幹型センター】

→地域の中で基幹的な役割を担い、高齢者あんしんセンター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンターのことで、市（長寿社会課）がその役割を担っています。

【協議体】

→住民を中心として、NPO、民間企業、ボランティアなどの多様な人たちが協力しながら、高齢化が進む社会の中で、地域での支え合いについて定期的に話し合い、自分達で出来ることを考える場のことです。

【居宅サービス】

→訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与等、在宅生活を支援するための介護保険上のサービスのことです。

【居宅サービス費】

→居宅サービスを利用したときに保険者から支給される介護保険法に基づく給付のことです。

【ケアプラン】

→要支援、要介護に認定された方や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容、スケジュール、提供する介護サービス事業者等を定めた介護サービス計画のことです。

【ケアマネジメント】

→介護支援専門員が、ケアプランの作成や市町村・介護サービス事業者との連絡調整などを通じて、介護サービスの利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるようにすることをいいます。

【ケアマネジャー（介護支援専門員）】

→介護保険法では介護支援専門員といい、介護サービスの利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう、利用者からの相談受付、ケアプラン作成、市町村・介護サービス事業者との連絡調整等を行う専門職のことです。

■資料編 4 用語の解説

【軽度認知障害】

→認知機能が正常ではないものの認知症ではなく、正常と認知症の中間の状態にあることをいいます。

【軽費老人ホーム】

→高崎市の軽費老人ホームには A 型及びケアハウスの 2 つの形態があります。A 型とは親族のいない人や家族との同居が難しい人で、身の回りのことは自分でできるものの日常生活に不安がある人が比較的低額な料金で入所できる施設のことです。ケアハウスとは身体機能の低下や家庭環境などにより在宅生活が困難な 60 歳以上の人を対象とし、日常生活上必要な生活支援サービス等を低額な料金で提供している入居施設のことです。

【元気づくりステーション】

→長寿センターや福祉センターで、高齢者が楽しみながら参加できる体操や専門職による介護予防に関する講話を定期的に行うものです。

【健康増進計画】

→健康増進法に基づいて地方公共団体が定める住民の健康の増進の推進に関する計画のことです。

【高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施】

→人生 100 年時代を見据え、健康寿命を延伸するため、フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施する取り組みのことです。

【国勢調査】

→国内の人口や世帯の状態を明らかにするために 5 年に 1 度実施される国内に住む全ての人と世帯を対象とした統計調査のことです。

【国民健康保険団体連合会】

→都道府県ごとに保険者が共同して設立する団体で、国民健康保険の診療報酬の審査・支払や介護保険のサービス費の請求に関する審査・支払などに関する事務を行っています。

【国保連合会介護適正化システム】

→国民健康保険団体連合会が、介護給付費等の審査支払業務を通じて保有する給付実績から、保険者等が主に介護費用面における適正化対策に活用するための情報提供を行うシステムのことで、市町村は、このシステムを活用することにより、これらのデータを確認することができます。

【こども救援センター】

→年々増加する児童虐待に対応する高崎市の部署です。家庭児童相談、児童虐待相談、女性相談を受け付けており、それぞれが抱えている不安や悩みを解決するため、一人ひとりに寄り添った支援を行っています。

さ行

【サービス付き高齢者向け住宅】

→一定の面積、設備基準を満たしたバリアフリー構造の建物で、安否確認や生活相談などのサービスを提供する高齢者向けの住宅のことです。

【財政安定化基金】

→都道府県に設置され、市町村の介護保険財政において、見込みを上回る介護給付費の増加や保険料の収納不足が生じた場合に、資金の交付や貸付を行うものです。基金の財源は、国・都道府県・市町村が 3 分の 1 ずつ負担するものとなっています。

【支給限度額】

→介護保険の居宅サービスなどを利用した場合に、要支援・要介護状態区分に応じて、1 か月に保険給付を受けることができる上限の額のことです。支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、サービスに係る費用の限度額を超えた部分が全額自己負担になります。

【施設サービス】

→在宅での生活が困難な方が、介護保険施設に入所して受けるサービスです。要介護 1～5 の認定を受けた人が利用できます。

【市民後見人】

→弁護士や司法書士などの専門職や親族以外の市民による後見人のことです。

【社会福祉協議会】

→民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、都道府県、市町村ごとに設置される社会福祉法人です。地域住民、民生委員・児童委員、福祉・保健・医療・教育等に関する関係機関の参加・協力のもと、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の福祉増進のための活動を行います。

【社会福祉士】

→昭和 62 年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」による国家資格を有する者で、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、援助を行います。

【若年性認知症】

→18 歳以上 65 歳未満で発症する認知症のことです。

【若年性認知症支援コーディネーター】

→若年性認知症の人やその家族に対して、必要なサービスにつなぐための調整役となる者のことです。県に配置されており、市町村と連携して支援業務を行います。

【集団指導】

→サービスの質の確保や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者を一定の場所に集めたりオンラインの活用により動画を配信したりして、制度の周知などを行う指導です。

【障害者支援 SOS センター】

→障害者本人や家族、同僚、友人が、不安や心配、悩みを相談できる窓口です。個々の相談に対し必要な助言をしたり、関係機関等に繋ぐコーディネートを行ったりします。

【障害者福祉計画】

→障害者基本法に基づき市町村が定める障害者施策の基本的な方向性や総合的・長期的な目標を定めた計画のことです。

【小規模多機能型居宅介護】

→通所を中心として、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせることができ、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられるサービスです。

【シルバー人材センター】

→原則として 60 歳以上の方が会員となって、高齢者にふさわしい仕事を有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と実績に応じ配分金として支払います。高齢者の就業を支援し、能力の積極的な活用を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的としています。

【生活支援コーディネーター】

→協議体と一体となって、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、各地域の支え合い活動を支援したり、関係する人たちの顔をつないだりして、支え合いの輪を広げる方々です。

【生活支援ハウス】

→60 歳以上の者で、かつ、ひとり暮らしなど高齢等のため独立して生活することに不安のある者に対して、一定期間住居等の提供を行う施設のことで、

■資料編 4 用語の解説

【成年後見制度】

→認知症、知的障害、精神障害等により、物事を判断する能力が十分でない方の権利を保護するため、財産管理や契約手続きなどについて、家庭裁判所から選任された後見人などが代理で行う制度です。

【成年後見制度利用支援事業】

→成年後見制度の活用が必要であるにもかかわらず、経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な場合に申立て費用等の助成を行う事業です。

た行

【第1号被保険者】

→市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の介護保険の被保険者をいいます。なお、40 歳以上 65 歳未満の被保険者は第2号被保険者となります。

【高崎市介護給付適正化実施計画】

→群馬県の定める「第9期高齢者保健福祉計画」に基づき、介護給付適正化の推進の観点から保険者が実施すべき取組として挙げられている主要3事業である「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検（住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査及び給付実績の活用（医療情報との突合・縦覧点検を除く）を含む）」「医療情報との突合・縦覧点検」、及び「その他の取り組み」についての取扱いを定め、適正化事業の推進を目指すための計画です。

【高崎市介護保険運営協議会】

→高崎市介護保険条例により設置された市の附属機関等で、介護保険の被保険者の代表や学識経験者など 20 名の委員で構成されています。介護保険事業計画の策定や見直し、進行政管理のほか、市の介護や高齢者福祉に関する事項などを協議します。

【高崎市第6次総合計画】

→2018 年度からの 10 年間におけるまちづくりの理念や将来都市像を定め、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるための市が定めた指針のことです。

【団塊の世代】

→1947 年（昭和 22 年）から 1949 年（昭和 24 年）に生まれた世代のことです。

【団塊ジュニア世代】

→1971 年（昭和 46 年）から 1974 年（昭和 49 年）に生まれた世代のことです。

【短期入所サービス】

→事業所や施設へ短期間宿泊して食事や入浴などの介護や機能訓練を受けるサービスです。特別養護老人ホーム等で受ける短期入所生活介護（ショートステイ）と介護老人保健施設等で医療によるケアも併せて受ける短期入所療養介護（医療型ショートステイ）の2つがあります。

【地域共生社会】

→人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、地域に暮らす人たちが共に支えあう社会のことをいいます。

【地域ケア会議】

→高齢者への支援の充実、介護支援専門員等のケアマネジメント実践力の向上、地域課題の解決等を目的として開催する会議のことで、「地域ケア個別会議」「地域別課題検討会議」「地域ケア推進会議」から構成されます。

【地域ケア個別会議（随時型）】

→個別課題の検討を通し、課題の解決、ネットワーク構築、地域課題の把握を目指す地域ケア個別会議のうち、本人、家族、地域の関係者等が参加し、主に個別ケースの課題解決と参加者のケアマネジメント実践力の向上を図ることを目的として行う会議です。

【地域ケア推進会議】

→「地域ケア個別会議」、「地域別課題検討会議」や高齢者あんしんセンターの訪問・相談を通じて把握した課題で、全市的なものについて、事業化・政策化の検討を行う会議で、高崎市介護保険運営協議会がその役割を担います。

【地域支え合いサポーター】

→自分の住む地域のために何かしたいという思いのある方で、地域づくりや生活支援、各地区の協議体の趣旨などに賛同し、高崎市に名簿登録している人のことです。

【地域支援事業】

→介護保険法に基づき市町村が実施する事業で、要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活が営むことができるよう支援する事業のことです。

【地域福祉計画】

→社会福祉法に基づき市町村が定める地域福祉を総合的・計画的に推進することを目的とした計画のことです。

【地域別課題検討会議】

→地域ケア個別会議等から把握した地域課題の検討を通し、地域づくり・社会資源の開発を目指して行う会議です。

【地域包括ケアシステム】

→概ね 30 分以内（日常生活圏域）で、生活上の安全・安心・健康を確保するための多様なサービスを、24 時間 365 日を通じて利用しながら、病院等に依存せずに住み慣れた地域で尊厳を持った生活を継続するため、医療や介護の専門職のほか、地域住民やボランティアなど、地域全体で高齢者を支えていく仕組みのことです。

【地域包括ケア「見える化」システム】

→都道府県や市町村の介護保険事業（支援）計画等の策定と実施を総合的に支援するための国の情報システムです。

【地域包括支援センター】

→地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、介護・保健・医療の向上・福祉の増進を包括的に支援するため、市町村長等が設置する機関で、「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「介護予防ケアマネジメント業務」、「包括的・継続的マネジメント支援業務」のほか、「地域ケア会議の推進」「認知症施策の推進」「在宅医療・介護連携の推進」「生活支援サービスの体制整備」に関する業務を行っており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されています。

【地域密着型サービス】

→介護や支援が必要となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続することができるようにすることを目的として、平成 18 年に創設された介護保険のサービスの類型です。このサービスを利用できるのは各市町村の区域内の住民に限定されます。

【チームオレンジ】

→認知症サポーターの活動の任意性は尊重しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みのことです。

【超高齢社会】

→国連によると、人口構成に占める 65 歳以上の高齢者が 7%を超えると「高齢化」が始まったとし、14%を超えると「高齢社会」、さらに 21%を超えると「超高齢社会」と定義しています。

■資料編 4 用語の解説

【長寿会】

→地域の 60 歳以上の人自主的に集まり、生きがいと健康づくりのためのさまざまな活動やその知識を生かして地域を豊かにする社会活動などを行い、老後の生活を豊かなものにするため組織した団体のことです。

【長寿センター】

→各種相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどの事業を行い、高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりのための施設で、老人福祉法に基づく老人福祉センターに該当します。市内には 12 箇所の長寿センターがあります。

【調整交付金】

→市町村間の介護保険料の格差などを調整するため、市町村の実情に応じて交付されるものです。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

→日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護（訪問介護）や日常生活上の緊急時の対応（訪問看護）が受けられるサービスのことです。

【特定健康診査】

→40 歳以上の人を対象とした生活習慣病予防のための健診で、問診・診察や身体測定、血液検査・尿検査等を行い、健康状態を確認します。40 歳から 74 歳までの人を対象とする「特定健康診査」、75 歳以上を対象とする「後期高齢者健康診査」、生活保護受給者等を対象とする「健康増進健康診査」があります。

【特定施設入居者生活介護】

→有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービスのことです。食事や入浴などの介護や機能訓練を受けられます。

【特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）】

→介護保険法では介護老人福祉施設といい、常時介護が必要で、在宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上の介護が受けられる施設です。

【閉じこもり】

→外出できる状態であるにもかかわらず、1 日のほとんどを家の中あるいはその周辺（庭先等）で過ごす等、日常の生活行動範囲が極めて縮小し、社会的関係が失われている状態のことです。

な行

【日常生活圏域】

→日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護保険サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に考慮し、地域の特性に応じて設定したものです。

【日常生活自立度】

→認知症の状態に応じた日常生活における自立の度合いを示すものです。

【任意事業】

→地域支援事業のうち市町村の判断により行われる事業で、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者や介護者などを対象とし、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とした事業です。事業の種類としては、「介護給付等費用適正化事業」や「家族介護支援事業」などがあります。

【認知症カフェ】

→認知症の人やその家族を含め、誰でも気軽に参加でき、カフェのようにお茶を飲みながら語り合う交流の場です。

【認知症ケアパス】

→認知症の予防から認知症を発症した場合の進行に合わせて、「いつ・どこで・どのような医療介護サービスを受ければよいか」という適切なサービスの提供の流れを示したものです。

【認知症高齢者グループホーム】

→認知症の人が共同生活する住居で、入浴、食事等の介護や機能訓練などが受けられるサービスで、地域密着型サービスに該当します。

【認知症サポーター】

→認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を温かい目で見守る人のことをいいます。各地域で実施される「認知症サポーター養成講座」を受講することで、認知症サポーターになることができます。

【認知症サポート医】

→かかりつけ医の認知症診療等に対する研修や助言を行うとともに、かかりつけ医と専門医療機関や高齢者あんしんセンターなどとの連携の推進役として、県が県医師会と協力して養成した医師です。

【認知症疾患医療センター】

→認知症の専門医療相談、鑑別診断や身体合併症・周辺症状の急性期対応など、認知症の専門医療機関としての機能と地域連携の機能を担う医療機関として、県から指定を受けたものです。

【認知症初期集中支援チーム】

→認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問して、状況を確認した上で認知症の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う医療系専門職、介護系専門職、専門医によるチームのことです。

【認知症対応型共同生活介護事業所】

→「認知症高齢者グループホーム」で解説

【認知症地域支援推進員】

→認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者あんしんセンターに配置する者で、認知症関係機関（認知症疾患医療センター等）と地域で認知症の人を支援する関係者（介護サービス従業者、認知症サポーター等）との連携の構築や地域における認知症の人とその家族への支援体制の構築などの役割を担います。

【認知症伴走型支援事業】

→認知症の人とその家族に対する専門的な相談・助言等を日常的かつ継続的に行う事業のことです。

【認定調査】

→市職員や市から委託を受けた介護支援専門員が、要介護認定の調査対象者のところへ訪問し、面接により心身の状態や置かれている環境などを調査することです。

【認知症とともに生きる希望宣言】

→認知症とともに暮らす本人一人ひとりが自らの体験と思いを言葉にしたもの。希望をもって前を向き、自分らしく暮らし続けることを目指し 2018 年 11 月、日本認知症ワーキンググループ（JDWG）が表明したものです。

は行**【パブリックコメント手続】**

→市の基本的な政策などを定める条例や計画などの策定過程において、事前にその内容を公表して広く市民の意見を求め、提出された意見や提案を考慮して政策等を決定するとともに、寄せられた意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいいます。

■資料編4 用語の解説

【バリアフリー化】

→高齢者や障害者などが社会生活をしていくうえで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁等、全ての障壁となるものを除去することです。

【一声かけ運動対象者把握活動】

→毎年6月1日を基準にひとり暮らし高齢者を対象として民生委員が健康状態や日常生活に関し状況把握するための活動です。2023年度から、県の「ひとり暮らし高齢者調査」が廃止になったことに伴う代替活動として実施しています。

【ひとり暮らし高齢者調査】

→県が実施主体の調査で、2022年度まで毎年実施していました。毎年6月1日を基準にひとり暮らし高齢者を対象として民生委員が健康状態や日常生活に関し調査していました。

【避難行動要支援者名簿】

→災害対策基本法に基づき市町村が整備する名簿で、災害時に一人または家族だけでは避難することが困難な在宅の高齢者や障害者等の情報を掲載した名簿のことです。

【福祉電話】

→緊急時などの連絡の手段として、一定の条件に該当する人に貸与される電話のことです。

【福祉避難所】

→高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱な人等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人のための災害時の避難所のことです。

【福祉有償運送】

→NPO 法人や社会福祉法人などが、障害者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービスです。

【包括的支援事業】

→地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業のことです。

【訪問型・通所型サービス】

→要支援者等に対し、自立支援に向けた日常生活上の支援を提供するサービスです。訪問型サービスは掃除や洗濯などの支援を提供し、通所型サービスは機能訓練や通いの場などの支援を提供します。

【保健師】

→厚生労働大臣の免許を受けて保健指導に従事する者であり、主に県や市町村等の自治体に勤務しています。

【本人ミーティング】

→認知症の本人が集い、本人同士が主となって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのより良い暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。

ま行

【民生委員】

→民生委員法により設置され、厚生労働大臣から委嘱を受けた人で、地域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に勤めています。

や行

【有料老人ホーム】

→入居している老人に、入浴・排せつ・食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、家事、健康管理のいずれかを提供する施設のことで。

【ユニバーサルデザイン】

→障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

【養護老人ホーム】

→環境上の理由及び経済的理由で居宅において生活することが困難な者を入所させ養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練などの援助を行う施設のことです。

【予防給付】

→要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付で、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費等の支給があります。

『第9期高崎市高齢者あんしんプラン』

高崎市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

2024年度～2026年度

（令和6年度～令和8年度）

発 行 高崎市

〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1

027（321）1111（代表）

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/>

編 集 福祉部 長寿社会課・介護保険課

発行日 2024 年 4 月